

第百六十四回国  
参議院財政金融委員会會議録第七号(その一)

平成十八年三月十六日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

三月十四日

辞任

前川 清成君

補欠選任

富岡由紀夫君

三月十五日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

前川 清成君

平野 達男君

平田 健二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

池口 修次君

岩井 國臣君

田村耕太郎君

中川 雅治君

前川 清成君

峰崎 直樹君

泉 信也君

田浦 直君

田中 直紀君

野上浩太郎君

溝手 顕正君

若林 正俊君

尾立 源幸君

大久保 勉君

大塚 耕平君

平田 健二君

広田 一君

荒木 清寛君

山口那津男君

大門実紀史君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融経済政策)

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局特殊法人等改革推進室長

内閣府計量分析室長

防衛庁防衛局次長

防衛施設庁施設部長

金融庁総務企画局長

総務省統計局長

外務大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省主税局長

財務省理財局長

国税庁次長

林野庁次長

参考人

日本銀行総裁

糸数 慶子君

谷垣 禎一君

与謝野 馨君

櫻田 義孝君

赤羽 一嘉君

藤澤 進君

大藤 俊行君

齋藤 潤君

金澤 博範君

渡部 厚君

三國谷勝範君

衛藤 英達君

梅本 和義君

松元 崇君

福田 進君

牧野 治郎君

石井 道遠君

辻 健治君

福井 俊彦君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

○財政政策等の基本施策に関する件

○金融行政に関する件

○平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有限野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、櫻井充君及び平野達男君が委員を辞任され、その補欠として平田健二君及び前川清成君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査並びに平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外十一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(池口修次君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査並びに平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査並びに平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外十一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査並びに平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございますが、ちよつと風邪を引いておりますので時々お聞き苦しいことがあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

今日は、与謝野大臣あるいは谷垣大臣に、所信に対する質疑ということでございますので全般的に質疑をしたいわけですが、前回金融担当大臣に、ベルシステム24の買収問題、これ調べてみますと相当規模の大きいMアンドAなんです。たしか二千四百億を超すということで、これだけのMアンドAが行われているが、しかも、前回私お話ししたように、資料がありますので一枚目見ていただいたら分かるんですが、この日興コーディアル証券によるそのベル24を買収したときの仕組み、スキームは、これは正にライブドアとほとんど変わらない。あるいは、前回私の表現によりますと、ライブドア以上に問題があるんではないかということ指摘をさせていただきました。

そこにもう一回念のために、二月の三日の質問でございましたから一か月以上たつてもうお忘れになったかと思いますが、そのスキームをそこに書いておきますけれども、ライブドアの場合は例の投資事業組合で組織がありますが、日興コーディアルの場合には株式会社という形態でSPCをつくって、そしてベル24を一〇〇%、これを非上場の会社にしてしまったというやつですね。出資形態は、日興の場合は単独出資、ライブドアの場合は少なくとも組合でございますので複数出資と。持ち株割合は一〇〇%と、ライブドアの場合は恐らく九〇%以下であろうと。資金依存度は一〇〇%と重度依存と。意思決定は、日興コーディアルであり、ファンド運営者ということで、こういう仕組みを考えたわけでありまして。

次の資料その他に各種新聞が書いておりますけれども、次の三枚目のところが一番理解をしていくためには分かりやすいわけでありまして、「日興グループが連結外し」と書いてありますが、一〇〇%出資の日興プリンシパル・インベストメントという会社を使って、また一〇〇%のSPCをつくって、それでベルシステム24という上場企業である、一部上場企業のかかなり優良な会社をわざわざ非上場にしてしまっている。これを全部連

結外しをして、そしてその利益だけはこの本体に付けていると、こういう仕組みでございます。これはどう見ても問題じゃないですか。今はやりのそういう投資事業組合その他を使った利益隠しの、粉飾決算、こういうふうな該当するのではないですかということ前回私は質問をさせていただきまして。かなり時間が少ないので口早にお話をしましてしまいましたけれども、その際、お答えとして大臣の方から、その点について法令にどのように抵触するか調査をしてみたいと、こうおっしゃっております。

どのような調査をし、そしてどのような結論が出たのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(与謝野馨君) 個別の問題のことでございますので行政当局としてはコメントをいたしません。これは、当該企業あるいは監査法人等の関係者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から差し控えていたのだと思います。前回の私の答弁も、このような観点を踏まえまして、会社の名誉にかかわる問題でもあることから、相手方の名誉を不当に傷つけないような方法で勉強してみたいとの趣旨を申し上げたものでございます。

あくまで一般論として申し上げれば、会社が他の会社等の意思決定機関を支配していると認められる場合、当該他の会社は連結されることとされており、当該会社等を連結対象とするか否かについてはその具体的な事態に即しつつ判断されることになるわけでございます。

また、金融庁としては、提出された財務諸表に法令に照らし仮に問題があるとすれば、法令に基づき厳正に対処していくこととなります。

○峰崎直樹君 何だかトーンが随分下がっちゃったなという感じがするんですね。前回お話を聞いたときには、これはやっぱりよく調べて、調査して報告しますよということで私も受け取ったわけでありまして、約一か月以上の期間においてどのような調査されたのかなと思つたら、い

や、もう個別の企業にわたることは一般論でしか答えられませんか、こういう話になってくると、一体これは何かがこの間あったのかなというふうな思わざるを得ないわけでありまして。

これは私、まあ私もたまたま例の偽メール事件があつて、事実データとかそういうことについては、できる限りこれはもうデータは公表されているものを使つて私たちは質問をさせていただいてるんです。ですから、これがその事実に対するんなら指摘は間違えてますよということなんですけれども、今私がお話をした限りにおいても、こういう投資スキームだと今おっしゃいましたです。ね、実質支配基準ということで、支配をしているところは連結に入れなければいけない。それに様々な例外規定があることも私よく知っていますけれども、その例外規定にも全部これ当てはまらないというふうには私は思ふんですよ。

その意味で、今おっしゃられた点で、じゃ、その問題について具体的に一つ一つ指摘していきますので、それについては本筋にどうであつたのか、その金融庁の見解をじゃお聞きしたいというふうな思ひます。

それでは、日本の会計基準というのがございまして。会計基準があります。この会計基準の中で、連結の範囲、今私も申し上げましたけれども、これ連結財務諸表原則、第三、一般基準のうち連結の範囲、第二項というのがございましてけれども、その中でこういうふうにかかれてます。支配をしてるか支配をしていないかということについては、他の会社の意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していないことが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとします。

○峰崎直樹君 何だかトーンが随分下がっちゃったなという感じがするんですね。前回お話を聞いたときには、これはやっぱりよく調べて、調査して報告しますよということで私も受け取ったわけでありまして、約一か月以上の期間においてどのような調査されたのかなと思つたら、い

いわゆる傘下に収めた。そうすると、これは実質支配しているがゆえに、連結してこれはいわゆる会計表示をしなきゃいけない、会計を示さなければいけない、その条件に当たると理解して間違いない。ありません。

○国務大臣(与謝野馨君) 株を保有する場合、投資を目的にした保有と、それから支配を目的とする株の所有と二通りあると私も考えておりますが、例えば、公認会計士協会の平成十四年四月十六日、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱いというのを読んでみますと、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であつても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入る目的で行われていないことが明らかにされたときには子会社に該当しないものとして取り扱うことができる、こういう規則もあるというののもう先生当然御存じのことだと思ひます。

○峰崎直樹君 そうなんです。それは日興側がそれを根拠にして実は私たちのやつていたことは正當だという。それをそのまま今大臣もおっしゃたんですよ。じゃ、それ一つ一つじゃあ言つていきましようね。

そこで、今のその監査委員会報告第六十号の2-3-1(六)⑥という、私もよく分からぬです、これ会計の専門家だったら分かるんでしょうけれども、一つはベンチャーキャピタルだということですよ。これベンチャーキャピタルですか。ベンチャーキャピタルというのは未公開会社に対して投資をして、それをIPO、すなわち公開をさせる、そのことでベンチャーキャピタルを得るといふものがベンチャーキャピタルなんですよ。今度のやつは何がこれベンチャーキャピタルなんですか。ちよつとそれ証明してください。

○国務大臣(与謝野馨君) 繰り返しになりまして大変恐縮なんですが、個別の問題でござ

いますのでコメントは差し控えていた、ただいたわけですが、一般論として申し上げれば、日本公認会計士協会の実務指針において、先ほど申し上げましたようにベンチャーキャピタルが投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには子会社に該当しないものとして取り扱うことができると、こう記されております。これはもう先ほど申し上げたとおりですが、ベンチャーキャピタルの投資先について連結対象とするか否かについては、個々の具体的な実態に即しつつ判断されることとなります。

この実務指針に基づいて、日興コーディアルグループはベルシステム24とNPIHを連結対象としていないとの報道があることは承知しておりますけれども、個別問題についてコメントすることは、当該企業等の関係者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあること等から差し控えていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、金融庁としては、提出された財務諸表に法令に照らして仮に問題があるとすれば、法令に基づき厳正に対処をしたいと思います。

○峰崎直樹君 一か月前に私は同じようなことを質問して、法令上問題ないんですかということと言ったんです。調査をしてみても、今一つ一つ言っても、今これベンチャーキャピタルかどうかと聞いてもそれに答えられないですよ。いや個別の問題だと。ベンチャーキャピタルであればということの前提条件が付いて、更にいろいろ、このいわゆる監査委員会報告第六十号にはいろいろな条件付いていて、それに照らし合わせてみて、これは問題じゃないですかということと言ったのに、いや一般論として、いや個別企業の利益でということでおっしゃっているけれども、私が何度か言っているように、これはライブドアと同じ、あるいはライブドアと同じようなスキームを使っている、しかも二千四百億を超えるような、最近にお

るMアンドA案件では物すごい大きい規模のやつなんです。

そうすると、この問題は市場の皆さん方も皆関心を持っていますよ、それはもちろん。で、金融庁がどういう判断を下すかというのを今日恐ろしくみんな関心を持って見ていると思うんですよ。それでずっとこの今のやり取りをしていると、個別の案件にわたって、一般論と、これ全部返っていったら、何のこれ議論しているのかということになっちゃうんですよ。

私、今おっしゃっていることについて一つ一つ反論することできるんですけども、まあいいんですけども、時間の無駄になってしまいうような気がしてならないんですけども、これ本当に私、今のような対応で、また今おっしゃったんですよ、最後、また、もう更に調査をしますということにおっしゃいましたね。いつまでに、じゃ調査結果を明らかにするんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然のこととして、そういうことが報道され、また国会でも御指摘を受けたわけですから、それらは金融庁に重大な注意の喚起を促しているわけですから、個別の問題、これをこういう調べをしています、こういう調査をしていますということとを具体的に申し上げられませんが、報道あるいは国会での質疑を通じて、金融庁は十分こういう問題に対する注意は喚起されたと思っておりますし、また法令に照らして調査すべきことはきちんと調査しているということは、是非そうお考えいただきたいと思っております。

○峰崎直樹君 調査をした結果、これは法律違反犯していないと、こういう判断なんですか。それとも、いや、まだ引き続き継続して調査をしている最中だと、どちらなんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 何も申し上げられないということとは、結果が出てないということであるというふうな推定していただいて結構でございます。

○峰崎直樹君 どうもそのはつきりしないんです。

よね。

もう一つ、これ証券取引等監視委員会というのがございますから、それに関連して、これインサイダー取引のこのプロセスの中で疑惑も出てきているように思えてならないんですが、そういうことを証券等監視取引委員会の側から随分一生懸命調査されているんでしょう。ですから、そういうことのあれはございませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) これもまた一般論として申し上げるわけでございますけれども、証券取引等監視委員会においては、インサイダー取引等の法令違反に該当する事実があると疑われる場合には、必要に応じて調査を行い、その結果悪質な法令違反行為が認められるケースでは、当然のこととして厳正に対処してまいりましたし、これからも対処してまいります。

○峰崎直樹君 この資料に付けていますから、その資料に基づいてちよつとお話を、これ具体的な事実を申し上げますので、是非これはそのインサイダー取引に該当するかどうかということについて調査をしてもらいたい。

それは、十月二十七日に、もちろんこれ二〇〇四年の十月二十七日ですけども、ベル24の株のTOBを発表しているわけですが、TOBをね。ベル24を全部TOBを吹っつけたわけですから。その直前に、平成十六年九月から十月にかけて役員などに対するストックオプションが行使されて、八万三千株が新株が発行されているんです。行使直前の八月三十一日の取締役会で、会社の取締役等に対する六万九千九百五十株のストックオプションの割当てが払込金額未定のまま急速決定された。

仮に、権利行使価格が一般的な時価の一割引き、こういうふうに通言言われていますが、一株二万円であつたとすると、TOBの買取り価格は二万八千円ありますから、このベル24の役員などはわずか一か月間で五億五千万円の利益を得たことになる。これはもう絵にかいたようなインサイダー取引、こういうふうに思われませんか。

ちよつと私の今の、事実が間違えてたらあれですけども、こういうふうには思われませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今、委員が言われたような事実があつたかどうかは分かりませんが、私も、また私からは独立した存在として監視委員会が存在いたしますけれども、監視委員会は典型的なインサイダー取引というのは決して見逃すような組織ではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○峰崎直樹君 この後ろに資料四を書いてあります。それで、要するに事実関係を私申し上げたんですよ。

もう一つ申し上げます。九月末にEB債という、これまあEB債って何ですかって聞かないと分からない、新しい、出てきているんですけども、このEB債を発行してベル24株のTOBの直前にTOBによる株価が上昇することを知らながら身内にオプション付きの金融商品、これを日興プリンスバル・インベストメンツ・ホールディングスから日興プリンスバル・インベストメンツに発行して、これでもうけさせたわけなんです。これもインサイダー取引じゃないですかと、こういうふうには指摘されているわけです。

これ後ろに、全部この資料を後ろに、四ページ目に私の事務所で作った資料四というのがありまして、それから、これ前回も資料を渡しているんですよ、これ。だから、事実、いや知りませんからと言われないで、こういう事実を出して調査をしても、今のお答え聞いていても、分かりました、我々、証券等監視取引委員会はそんなものの見逃すような組織じゃありません、本当ですかと言いたくなるんですよ。見逃し続けているんじゃないですかと言いたくなるんですよ。

そういう、このインサイダー取引というのはなかなか摘発しにくい、私はおとり捜査を入れないとなかなかできないんじゃないかと思っているぐらいですけども、そういう典型的なインサイダー取引というものが行われているということを

私今指摘をしました。これはこういう流れからするとインサイダー取引に当たりませんかということとを類推しているんですが、これは調査をするということも約束してもらえませんか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私が監視委員会にこういう調査をし、調査をしと言ふことは、命ずる実体は立場にない、監視委員会は極めて独立性の高い組織でございますが、国会の場であつたものが取り上げられたということは当然監視委員会の知るところとなるわけでございますから、それだけ今日の御質問で監視委員会の注意は喚起されたというふうに私は考えております。

○峰崎直樹君 どうも金融庁はこの問題に関して非常に意味ではこう遠慮しているというのか、あるいは何かこうやましいところでもあるんじゃないかというふうに思われる。

どだい、僕なんかこの何年間の歴史ちょっと振り返つてみても、その日興に今調査をやつた監査法人は、御存じのように中央青山ですよ。中央青山というのは奥山さんという方が理事長をやつてゐる。この方は竹中大臣の時代に金融庁の中の何かプロジェクトチームに入つていただいで、いろいろやられた方ですよ。私も大変努力をされたことは敬意を表するんですが。

どうもこの中央青山が、カネボウであれ足銀であれ、いろいろその粉飾決算その他に手をかされて、今度はこの問題が起きてきている。そうすると、これはどうも金融庁は中央青山というところには何か気兼ねをしているのか何かこう、何かそういう、何といひましようかね、持つていらつしやるんじゃないかなというふうに、マケツトなんかでもそういう見方をする人たちが増えてきているんですよ。そんなまあ日本というのはあんなあんな世界なのかなというところで、こういうところを直していかないと駄目なんだろうと思ふんですが、そこら辺、大臣、何か御意見ありますですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 金融庁は別に中央青山に遠慮をしているということは全くありませんし、我々の役割、あるいは監視委員会の役割は、

法令に照らして法令に違反している者に対しては常に厳しい態度で臨んでおります。

したがういまして、この件につきまして、金融庁として扱うべきもの、あるいは監視委員会として扱うべきもの、いずれも、法令に照らして法令に沿つていないという点があれば、それは当然厳しく対応していく、対処していくというのは当然のことでございます。そこには遠慮とかそういうもの、あるいは政治的配慮とかそういうものは一切排される世界があると思つております。

○峰崎直樹君 大臣は、この間恐らく質問したときも、要するに証券等監視取引委員会の独立性を強めなさいかめと言つたときに、いやあれは独立していますよと、こうおつしやつていましたね。

ところで、ちよつとお聞きするんですが、この証券等監視取引委員会のいわゆる委員というんですか、SEC、日本版SECというのか、その委員の中に、ひよつとするとこれ中央青山から何かなされてゐる方おられますか。――それじゃ、私がやります。じゃ、私の方で答えましょう。

○国務大臣(与謝野馨君) 中央青山の御出身者がおられるそうです。

○峰崎直樹君 要するに、証券等監視取引委員会の重要決定事項、まあ委員長はたしか検事さんだといふのを知つていますけど、元検事だと知つていますが、重要な決定をするところの委員に実は公認会計士の中から唯一出でられるのが中央青山出身の、名前は言えませんが、まあ御本人のためにも名前言わない方がいいでしょう、分かつていますけれども、就任されているわけですよ。

そうすると、どうもこの間の一連の動きの中で、こんなでたためないわゆることをやつて、でたらめというのか、粉飾決算あるいはインサイダー取引かもしれないと私が指摘したようなことをやつていながら、どうもきちつとした対応が取れないというのは、そういういわゆる証券等監視取引委員会の中にそういう方もおられるということも、どうも私たちは疑わざるを得ないような気が

するんですけれどもね。大臣、どう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 監視委員会の委員に選ばれる方は、人格、識見とも高い方をお願いをしてゐるわけでございます。そういう出身母体によつてそれぞれの方の意思が曲がるということはないと私は確信をしております。

加えてまして、これは三人の合議制でございますから、一人の意思ですべてが決まるところでもない、そのように考えております。

○峰崎直樹君 今、くしくも、三人しかいない、その中の一人が実はこの中央青山から出ておられるんです。

そうすると、これだけ大問題を起こし続けた中央青山ですよ。このベルシステム24の問題で、再びこれライブドアと同じような罪で私は間違いないと思つてゐます。黒だと思つてゐますけれども、そのことで問題を指摘されたら、これ中央青山に対する処分というのは相当重いものになるだろうと思つてゐます。アメリカでもアーサー・アンダーセンという会計士の会社が事実上なくなりましたよね。だから、それに匹敵するぐらい大きい問題、私、はらんでゐると思うんですよ。

しかし、これぐらいやらないと、もしかすると日本の監査制度、監査というのが、私は、公認会計士の皆さん、専門家おられるから、そちらの方が質問してもらつたのが一番いいと思つてゐるんですけども、私はそれぐらいこれ厳しく対応していかないといけないのに、こういう問題は、やっぱり今大臣がお答えになつたことでは国民は納得しないんじゃないですか。

また教えてほしいんですけども、引き続き、その証券等監視取引委員会、この本省に何人そのいわゆる専門の方がいらつしやるのか、ちよつと数は分かりますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 三百名余でございます。地方の財務局を入れますと五百名を若干超える数でございます。

○峰崎直樹君 その三百少々の中にこれまた中央青山からも数人と、こう私は聞いてゐるんですけど

れども、出向の方がおられるという、こういうふう聞いてゐるんですけども、まあ恐らく出向者というのは多分中央青山以外の監査法人からも出ているのかもしれないが、これは事実でしようか。

○国務大臣(与謝野馨君) 監査委員会は、およそ各分野の御専門家をお願いして、職員としてお願いをしております。これは例えば弁護士の方、検事出身の方、税理士の方、またその中には公認会計士の方も当然専門家として監視委員会に来ていただいております。

○峰崎直樹君 出向されてゐる方々は専門的な立場で出されてゐると思うんですが、しかし今の一連の流れ見ても、金融庁とこの中央青山との関係含めて、どうもやはり毅然たる態度を取られていないというのはいかあるんじゃないかというふうに国民はやっぱり不信を抱くと思ふんですよ。

その意味でも、今回の事件というものを私は厳正にこれ調査をして、そして国民の前に明らかにしてもらいたいと思ひますし、もう一度お願いしたいんですけども、先ほどのインサイダー取引の問題もそうですし、国会の場に、私の今日、先ほどのお話聞いてゐると、ほとんど回答らしい回答が返つてきてゐません。私、今日百分もらつていますけれど、もうこれで三十分過ぎて、一般的なお話をする時間がもうあと一時間足らずになくなつてしまひましたんでね。その意味では是非この問題について、引き続き金融庁としてこのベル24の問題について、問題があつたのかないのか、インサイダー取引というものがあつたのかないのか、あつたとすればそれは当然犯罪ですから、犯罪としてそれは告発するなりそういうものがやられるのか、その点、私要望しておきたいと思ひますが、大臣、お答えをお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 法令違反があれば当然のこととして、法令違反の内容を詳しく調査することは当然でございますし、法令に基づいて処分をするということであれば、そのことについては



私は非常に危機感を持っているのは、国際的な資本の流れとかお金の流れを含めて見ていると、実はアメリカだけが、まあアメリカという国は基軸通貨国である、まあ準基軸と言っているの

がり。そうすると、そういうものが起きて、アメリカがどうやらその需要を中心にして、内需を中心にして、個人消費を中心しながら伸びていった経済が、あつ、これはやっぱり我が国も設

いくという、大変堅実な経営をされていると思っております。

ただし、今、峰崎委員が言われたような、リスクはどこにあるのかと。私は日本の経済はそんな

が、今後、日本経済の問題点というのは、昨日、大塚委員の御議論を伺っておりまして、いわゆる三つの過剰を克服してくる過程で結局金融政策というものに非常に負担が掛かって、そのことが家

計等々にもしわ寄せが来ているのではないかと、う御指摘がございましたけれども、私は、それは巡り巡って結局日本の財政に負担が来ている、後の世代にツケを送りする形で今の経済の体質の改善を図ってきたという面はやっぱり残された問題でございまして、ここに取り組むことは必要だと思っております。

それから、世界経済を見ますと、峰崎委員がおっしゃいましたアメリカの双子の赤字を中心として世界の金の流れがアメリカに向かっている。日本もたくさんアメリカの財務省証券を買っております。こういう世界のインバランスをどう、この危険性をどう克服し解決していくかというのは、G7等々の財務大臣会合では常に中心的なテーマでございまして、与謝野大臣のお話のように、アメリカにも最後の審判が来るんじゃないかという議論があるようございましてけれども、アメリカでも今後五年間で財政赤字を半減させていくという取組をしておられまして、私はそのアメリカ政府のお取り組みが順調に進んでいただきたいと切に望んでいるわけでございます。

これについては、世界の三極のそれぞれの問題点という形でG7でも繰り返し指摘をしております。アメリカについてはそういう財政のインバランスというものを克服していくべきである、双子の赤字というものを乗り越えていくべきである。それから、ヨーロッパについてはいろいろな構造的な問題が取り上げられ、日本についても構造的な問題と財政の問題が取り上げられているわけございまして、そういう問題に対しての目配りが必要であると思っております。

それから、今後、世界の経済の流れの中で、アメリカのインバランスというようなものは金の流れでうまく、何というんでしょうか、回転をすることが一応できているわけでございますけれども、アメリカも金利が上がっているわけでございますし、ヨーロッパもそういうことでございまして、日本はそういう局面にはまだ来ておりませんけれども、いわゆる量的緩和政策を解消するとい

うところまで参りました。そういったしますと、今後、世界全体は金利が上がっていくという傾向があるわけございまして、今まで豊富で安価な資金が潤沢に発展途上国等にも流れ込んでいたということが世界の経済の順調な発展に物すごく大きな意味を持っていたと思えますが、金利の上昇局面になりますと、そういう傾向が大きく変わってくる可能性がございまして、今のところは発展途上国はそこを非常にうまく頑張っておやりになっているというふうには私は見ておりますけれども、引き続きこの金利の流れが金の流れをどう変えていくかという点には十分注意を払っていかなければならぬ局面なのではないかと思っております。

それからもう一つは、与謝野大臣もおっしゃいましたけれども、原油価格の高騰が日本にもいろいろな影響がございまして、エネルギー効率の改善等でその影響は最小限に抑えることができている国の一つであると思っておりますが、発展途上国等々で、この原油価格の影響により、現在、全体が順調に回っている環境にいかなる問題が及んでいくかという点は、引き続きよく注意をしておかなければならない問題であろうというふうに思っております。

したがって、与謝野大臣がおっしゃったのと全く同一の結論でございまして、現在、日本経済は順調に回復してきておりますけれども、そういう大きな世界の中で日本は決して安閑としていられないといけないことだろうと思っております。人口が減少していくこと、この大きな世界の競争条件の中で耐えられる日本の体質をつくっていくことが一番大事なのではないかと。

大きな質問でございまして、あらあらまとめましたので、ちょっと欠けている点もたくさんあるかと思っておりますが、御容赦を願いたいと思います。

○峰崎直樹君 今、お二人の大臣から見通しを伺っていると、ああ、これは二〇一〇年代初頭に

プライマリバランスの回復を、まあ二〇一一年なのか一〇年代初頭なのか、これ正式にもしあれでしたらお答え願いたいと思うんですが、どうも、あの前提条件にはこういうリスク要因というのは本当に十分加味されているんだろ。いや、場合によっては危機シナリオというのか、私は今、谷垣財務大臣がおっしゃられたアメリカがインバランスを、双子の赤字を含めて、もうそれを抜本的に変えなきゃいけないというふうな転換をしたときに、日本経済にどんな影響を与えるんだろ。うか。相当やはり深刻な影響が返ってくるんじゃないかというふうに思うんですね。

だから、そういったことなども含めて見ると、この二〇一〇年代初頭、あるいは二〇一一年、こういったものについての政府側から出ている議論というのは、非常に何かそこら辺が、底の浅いと言ったら怒られるんですけども、そういうところとが十分考慮されていない、考慮されないままに出されているんじゃないかなというふうに思っています。ならないんですけども、その点のように考えていたらいいのかな。谷垣大臣。どちらでもいいです。

○国務大臣(与謝野馨君) 二通りに考えていた。だければと思っております。日本の経済を良くしようという成長目標、それに対する官民挙げての努力、こういう日本の経済を活性化しようという努力の問題と、それからもう一つは、やはり日本の財政を立て直すという問題と多分前提が違うんだろうと思っております。

財政を立て直すときには控え目の前提で物事を考えていかなければならないと私は思っております。何かにどんな名目成長率が上がっている、どんな税金があつて、だから財政再建を考えたとしても大丈夫だというようなことではなくて、控え目な堅実な家計運営をやるんだということを前提に物事を考えていく。そういう意味では、今試算を幾つしておりますけれども、控え目な前提で、成長率も控え目な前提で、余り突拍子もないことを前提に考えないで財政再建を図つ

ていくべきだと思っております。ただ、日本の経済を大きく飛躍させようという話、これは別の次元での努力だと私は思っております。

○峰崎直樹君 分かりました。また、それ具体的に

二〇一〇年代、これは一年ですか、それとも二〇一〇年代初頭なんです、どっちなんですか。いつも思うんですけど、前は二〇一二年とか一三年とかおっしゃっていたんですけども。

○国務大臣(与謝野馨君) 今のプライマリバランスの赤字を、過去数年間のプライマリバランスの改善度がそのまま将来とも毎年実現していったとしたら、二〇一一年というところにグラフが行くんですけども、一応計算では二〇一一年で計算していただけます。ただ、シミュレーションしたからといって実際にそこで到達できるかどうかは今後の問題だと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは与謝野大臣が答えになるべきことかもしれませんが、政府として公にコミットしておりますのは、二〇一〇年代初頭を目標と、プライマリバランス回復の目標とするということでございまして、今、与謝野大臣のおっしゃった、付表と言いましたが、あそこでシミュレーションが示されているのは閣議決定というわけではございませんで、一応そういういろいろなシミュレーションをした作業結果、思考整理と、こういうことではないかと思っております。

○峰崎直樹君 そうすると、二〇一〇年代初頭と、分かりました。二〇一〇年代初頭というところまでの間にいわゆる増税、基幹税ですよ、所得税あるいは消費税を始めとする基幹税での増税策といえますか、それは、あれはたしか考えられていたんでしょ。二〇〇八年とか九年とかという年にやられるという前提だったんでしょ。か。ちょっと中身、私、正確に今持っていないんです。

○国務大臣(与謝野馨君) 税を上げますという

ころまで話行っておりません。

歳出歳入のギャップはどのくらいになるかというところ、これは今日も夕方諮問会議がございますけれども、そういう中ではそのプライマリーバランスに対するギャップを、支出、歳出だけでやったらどういふことが起きるのかと。要するに、全く増収措置をとらないで現行税制の下で物事を進めていって、それを節約、歳出カットだけで収めるとしたらどの分野でどのぐらいいいことになるのかと、これがまず多分数字として出てまいります。これは谷垣大臣の方でやっていただいている仕事でございます。

○峰崎直樹君　そこで、谷垣大臣、前にたしか二〇〇七年度に消費税の引上げを考えていると、こうおっしゃられて、大変勇気のある発言だなというふうに思ったわけであります。というのは、二〇〇七年度というのは、ちょうど統一自治体選挙あり、また参議院選挙ありで政治的には大変難しい時期に、しかしやらなきゃいけないんだというふうにおっしゃられたんですね。今もその考え方は持っておられるんでしょうかね。

○国務大臣(谷垣禎一君)　今、峰崎委員が、いわゆる基礎的財政収支の回復を二〇一〇年代初頭にすると基幹税を上げるといふことが視野に入っているのかどうかというお尋ねと関係してくることでございますが、私は、当然、財政再建を成し遂げるためには歳出改革を徹底してやらなきゃいけない、無駄な歳出、それから国家がやらなくてもいいような歳出項目、こういうものを徹底的に変えていくということは、もう絶対になければならないことだと思っているわけであります。

しかしながら、これはまだ政府できちんと固めたわけではございませんけれども、財政を見させて、預からせていただいております、平成十八年度お出ししている予算も公債依存率は三七・六%でございます。相当いろいろ抑制をしております。加えて、今までの長期国債残高、国、地方合

わせてGDPの一五〇%という状況でござい

ます。それで、今後考えておかなければならないことが幾つかございますけれども、そういう状況の中で、二年前でしたか、年金法案を国会で御議論をいただいた作っていただいたわけでありましてけれども、あのときもその附則の中に、今後基礎年金を三分の一から二分の一税を入れていくと、その道筋が書いていただいているわけでございます。平成十九年度に税の抜本改革を成し遂げて、そして平成二十一年度までに基礎年金を支出していく割合を高めていくと、こういうことが書いていただいております。それで、それに一体どう対応していくかという問題もこれから考えていかなければならないことだろうというふうに思っております。

それから、加えて、一生懸命そのプライマリーバランスの回復に努力をしようとしたとしても、これだけ国債を発行しているということ、金利の高騰ということについて極めて弱い体質を持つていっていること、そして、その目配りというものが欠かれないだろうというふうにも思っております。そういうことを考えますと、何らかの歳入策、税ということをお願いせざるを得ない。私は余り時間の余裕がないだろうというふうにも思っているわけでございます。

じゃ、いつかということになりますと、現在、歳入歳出一体改革と、与謝野大臣の下で議論をさせていた、だいたいあるわけでございますけれども、余り時間、今年の半ばごろに選択肢を示して、道筋を、工程表を示して、それで国民的な議論をしていただいて、平成十八年度内に結論を得るということになっておりますが、余り時間がないうということを前提にいたしますと、そこで得られた結論は来年度の予算なり税制にできるだけ反映させていくというのが自然の流れではないかと。私は、まだこれは個人的な意見ではございまして、そういう流れが先ほど峰崎委員がおっしゃいましたような私の表現になっているわけでござい

ます。

ただ、スケジュールも大事でございますけれども、この問題を考えますときにスケジュールだけで物事が進むわけではないということは私は百も二百も承知しているつもりでございます。その前提として、やはり国民が日本の財政の現状を見て、なるほどこうだと思つていただかなければ進まないわけでございまして、私は、スケジュールも大事だけれど、スケジュールよりもどうやったら国民の皆さんになるほどこうだと分かっているのか、今はそれを一生懸命やるべき時期だと実は思っているわけでございまして。

○峰崎直樹君　先ほど本当に勇気ある発言だなと思ったのは、先日、ある経営者といひますか経営者の方から、会社は駄目な会社をほうっておくと緩慢に自然死の状態になると。それをこうV字型に回復させていく議論を聞いたことあるんですけども、そのときに、やっぱり徹底的に危機感というものを共有しなきゃいけないと。

恐らく、消費税の引上げとかの問題が起きるときに、国民に理解をとつていまして、私も、小泉改革というのは、この五年間の間に、そういう本当の、国民に、ああ、これは本当に大変なんだという危機感を持たせるといふ点では失敗しているんじゃないかと思うんですね。ですから、それが全部財政に、いまだに三七%ですから、国債依存度が。そういうやはり構造をずうっと、要するに先延ばしなんです。私は、そういう意味で、もちろんこの間、経済状況からしてそうならざるを得なかったという側面なきにしろあ変つた立場だと思ふんですけれども、そういう危機感をやはりきちと訴えていく、国民には。あの郵政改革における情熱ぐらひは、やっぱり国民に対する危機感の訴えに費やしてほしかったなというふうな個人的には思っているんですけども。

先ほど、これ以上、要するに歳出カットとかいろいろなことを言う。そうすると、小さな政府を目指されているというふうな、まあ私も、小泉さんや竹中さんの時代はそう思っているんです。両大臣がどう思われているかというのは後でお聞きしてみたいというふうに思いますが、より小さな政府を目指しているのかということですね。

そこで、ちよつとこの表で、この間お聞きしたかった、予算委員会でも総理大臣に本当はお聞きしたかったところなんですけれども、何ページでしょうか、資料九という、「対人信頼感の比較」というのがあるんです。日本、韓国、フィンランドの学生比較調査と。出ましたですが、グラフが載っているやつです。東京大学の社会情報研究所の橋元良明先生のところの調査によるもので、ちよつと年号が出てませんけど、一番新しい、二〇〇三年ごろだったというふうな記憶しておりますけども。

それで、一番新しいデータなんですけども、「ほとんどの人は他人を信頼している」、フィンランドという国は――何でフィンランドというのか。これ今、例のダボスの会議のところ、最も世界で競争力のある国だといふふうに言われている国ですね、フィンランド、学びの国とも言われていますが。それでずうっと調べてみると、フィンランドは、非常に他人を信頼していますよというの、非常にそう思うのが一六・八%、ややそう思うを入れると何と七割を超えて実はそういう人がいる。ところが日本、韓国もそれよりは低いけれども、日本を見ると、他人を信頼する度合いというのは極めて低いと。余りそう思わない五〇・一、そう思わない一四・六ですね。

「私は人を信頼する方である」、フィンランドは二八・六そう思う、ややそう思うが四六%で、合わせるとこれまた七〇、四人に三人を超えていると。韓国もそれに次いで人を信頼する方だと言っているんですけどもね。日本はもう、どうですか、非常に低いですね。余りそう思わない二七・

一、そう思わないが八・〇、合わせると三人に一人以上は人を余り信頼していない。

ここから先、また、「この社会では、気を付けていないと誰かに利用されてしまう」ぞと、こういうふうにする人が、フィンランドは、そう思うが三・八、ややそう思うが二・一・六ですか、非常にそれに対する、社会に対する信頼感というのが減っている。ところが、日本見てください。韓国もこれ似たり寄ったりのところがあるんですけども、日本は三人に一人以上は気を付けないとだれかに利用されるぞというふうに思っている。さらに、ややそう思うを入れると、これまた八割近いんですね。

さらに、一番最後の質問で、「ほとんどの人は基本的に善良で親切である」、何か昔は日本ってそういう国だと思っていたんですけども、今見ていると、フィンランドは、そう思う二七・〇、ややそう思う五五・六、八割を超えて、基本的に善良で親切だ。日本は、七・〇と三〇・八、本当にここまで人の見方というんですか、変わってきているんですね。

私は、別にフィンランドという国がどういう国か分かりませんが、だんだんこういう形で国民の若い人たちの意識そのものも相当変わってきているんじゃないかなと。その変わってくるに当たって、国の政治、あるいは国の経済政策なり国の政治の政策の基本方向というのはかなり影響してきているんじゃないかというふうに思えてならないんですけども、この点、こういうデータを見られて、両大臣、どう思われますか。ちょっと感想をお聞かせしてみたいです。

○国務大臣(与謝野馨君) 何かにわかには信じられない低い数字が日本に関して出ておりまして、むしろ日本人同士は逆の結果が出るのではないかなと思つて先生の資料を拝見していたわけでございますが、やはりこういう国民の雰囲気というもの、まあ実際は経済にも影響が出てくる可能性もありますし、社会全体の穏和さとかそういうことに關しても出てくるということで、決してこの

数字は好ましい傾向ではないというふうに感じただけでございます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も与謝野大臣がおっしゃったのと同じような感想で聞かせていただきました。

実は、私は財政演説の中で、やや異例かとも思いましたけれども、今年の財政演説の中では、家族や地域社会や、国と国民のきずなを取り戻さなきゃいけないというようにを申し上げたわけでありまして、峰崎委員がお示しになりましたように、私がああいうことを言ったのは、こういうことがやっぱり背景にあるんだと改めて思ったような次第でございます。

ただ、ああいうことを私が申し上げるについてはかなりちゅうちょもございまして、といひますのは、私、今財政をやつてございまして、今、日本がやらなきゃならないことは、日本の内臓脂肪といひますか、余分に付いたぜい肉みたいなものを落とす作業はどこかでやらなくとこの先の日本はないと思つていられるわけですが、余り早くきずななくと、か、そういうことを言い過ぎますと、何か内臓脂肪を取る努力が、気合が入らなくなつちゃうというふうなタイミングでもまずいという気持ちでございまして、今がそのタイミングかどうかはちよつと、相当悩んだわけでございますけれども、やつぱりこういう数字は私もよく頭に留めながらこれから仕事をしていかなければならないんじゃないかと思つております。

○峰崎直樹君 そこで、質問にもちよつと加えておいたんですけども、この世の中だんだん、経済の分野やつていますから、競争の問題とか市場というのを大切にすることとは当然のことなんでしょう、しかし、その市場にはルールが必要だと違反する者はきちつとした罰則を付ける。昨日も大塚議員が総理に対して厳しく迫つたわけですが、でも、社会の風潮がどうも損得基準、損か得か、それが支配をして、だんだんと善悪というものがおかしくなつちやつていっているんじゃないかという。それは、ライブドアの堀江さんがよくお金で買

えないものはないとかという、そういう発言をされたりして、だんだんこれはおかしいんじゃないかなというふうに思つてきたんですけども、そういう意味でその価値基準というものの在り方みたいなものがどうも、小さな政府にしようというときに、より小さな政府にしていこうというときに、民間でできるものは民間で、地方でできるものは地方で、まあ民というのが一体それは株式会社なのか、それとも市民団体なのか、NPOなのか、そこら辺はいろいろ僕はあると思うんですけども、しかしどうもその発想のところが、要するに効率性から考へて最もいいものは何なのかというところだけが基準になつていって、人々の間のきずなとか連帯感というのがそがれてしまつてきているんじゃないかということですね。

実は、私も何度か質問したことあるんですが、アメリカの政治学者でロバート・パットナムという人がいるんですけども、この方がイタリアの南部と北部を調べて、南部よりも北部が非常に経済も発展しているし、南部はなかなか発展の度合いが低いという。なぜそうなっているのかと見たときに、非常に人々の間の連帯感、きずなが非常に希薄な地域と高い地域というふうに分けて、実際に見事にそれを論証しているんですね。

僕はフィンランド行つたことはありませんし、北欧三国も十分よく分かつてはいるわけではないんですが、どうも政府の規模が大きくなつたら経済的な効率が落ちて、そして日本の社会はお先真っ暗になるぞと、こういう話があるんですけども、どうも私はそうじゃない解決の道があるんじゃないかなというふうに思えてならないんです。その意味で、より小さな政府に進めていくということについて両大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか、ちよつとお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 小さな政府で、一番小さな政府というのは言わば夜警国家という、国は防衛と警察しかやらないという、これは我々が習つた一番小さな政府。一番大きな政府は揺りか

ごから墓場までという、生まれたときから亡くなるまで公が全部サポートしていくと、これが一番大きな政府というふう到我々習つたわけでございますけれども。

私は、日本の国というのは、国民負担率から考えますと、小さな政府、大きな政府の中ぐらいのところに位置しているんだらうと思つております。それは、直接の税、社会保険料の負担率というのはまだ三〇％台ですけれども、赤字国債を出して社会保障をやつていっているという分はやはり国民負担率に勘定しなきゃいけない部分でございまして、そういう意味では、全体としては国民負担率、年によつて違ひますけれども、四五％前後の国になつてしまつていいます。それで、国家公務員の数や何かを各国と比べましても、相当努力を今積み重ねてきております。自民党の昨年九月のあの選挙の公約はどう書いてあるかといひますと、やはり国民負担率、日本の社会としては五〇％が上限です。それと、これを前提に実はあらゆる政策が書かれておりまして、私のイメージする政府というのは、国民負担率、どんなに大きくなつても五〇％が限度だということを私はイメージをしております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 小さな政府とか簡素で効率的な政府とかいろいろな表現がございすけれども、私、今、構造改革、まあ構造改革という表現もございすますが、我々が目指しているものは、かつての高度経済成長とかあるいは人口が増えていく構造の中でのいろいろな成功した仕組み、それが必ずしも現在は本当に効率的な、うまく回転していく仕組みでなくなつていっているものがたくさんあるのではないかとこのように思つております。したがつて、それを、地方でできることは地方で、民間でできることは民間でという形で政府の役割を見直しながら、人口が減少していく社会に耐えられるものにしていくということが一つの本質で、徹底的に与謝野大臣のおっしゃつた夜警国家のようなものを指すんではないんだらうというふうに思つていられるわけでございます。

それからもう一つは、結局、私は財政を担当しているからでもございますが、今の日本の政府の規模が物すごく小さいのかどうかというような議論がいろいろございますけれども、給付とかそういう面から見ますとそんなに、何というんでしょうか、ばかでない政府ではございませんけれども、割合スリムな中くらいの国なんではないかというふうに思っております。

問題は、それに対する負担がアンバランスになっているところに一つの問題があるわけでございます。いまして、やっぱりそれは直していかなくやならぬというのがもう一つあるんだらうと思ひます。これは小さくとか簡素で効率的ということとは必ずしも同じではないと思ひますが、私はそういうふうに思っております。

その上で、やはり日本国民が何を求めているのかということもよく考えなきゃいけないと思ひておりますが、小さな政府とか簡素で効率的な政府と多くの方が求めているわけございまして、私はそれはそうだと思いますが、じゃ医療なんかに関して、国民皆保険制度というのはやめてもつとスリムにしようという方はいないんじゃないかと思ひます。私は、そういう辺りで日本型のものを求めていく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけでございます。

○峰崎直樹君 日本型とかいろいろ中身がよく分からないんで反論のしようがないんですが、もう時間もあと三十分足らずになつてしまひましたのでもう少し、今度は税の問題などに集約したいんですが、財政の問題で最後に二点ちよつとお聞きしたいんです。

一つは、財務大臣にお願ひしてましたけれども、国と地方自治体の抱えている、国というのは当然のことながら中央政府、社会保障基金制度もそうですけれども、そういう公的な債務の総額というのはいくらになるんですかと、また債権と相殺した純債務の総額は幾らになるんですかと、この点をまず第一にお聞きしたいことです。

すけれども、こういう公的な債務が、国だけじゃなくて、財務省所管だけじゃなくて、地方政府もそうでしょうし、様々なところにあるとした場合に、こういう公的な債務を、私は、たしかイギリスとかフランスとかドイツに債務管理庁というのがあったんですけれども、そういう債務管理庁というものを設けて本格的にきちつとこの国債管理政策を進めていく、そういうことが非常に重要な課題になるんじゃないかと思うんですが、その点どのように考えておられますか。

○副大臣(赤羽一嘉君) まず、国と地方自治体の抱えている公的債務の種類及び総額は幾らなのかということについてお答えさせていただきます。

この国全体の公的債務の総額、いろいろな整理の方法があるかと思ひますが、まず財政運営の観点から将来の負担とも言うべき長期の債務について、その利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を国、地方の双方について集計いたしまして、国及び地方の長期債務残高として公表しております額が、平成十八年度末時点で七百七十五兆円と見込んでおります。その内訳を申しますと、国の長期債務残高として六百五兆円を見込んでおりまして、そのまた内訳は、普通国債残高が五百四十二兆円、特別会計の借入金等が六十三兆円でございます。それに加えまして、その他の債務であります財政融資資金特別会計の国債として百四十一兆円、そして政府短期証券百四十二兆円を含めた総額を八百八十八兆円と見込まれておりまして、この額は財政法二十八条による平成十八年度予算参考書類において国債及び借入金の現在高としてお示しをさせていただいております。

で、次に純債務ですね、この債務と相殺した純債務の総額について続けてお答えさせていただきます。たいと思ひますが、企業会計の手法を用いて作成させていただいております国の財務書類におきまして、国の資金調達に係る債務のほかに退職給付の引当金や公的年金に係る債務等が計上されてお

りまして、これは一般会計及び特別会計を合わせた総額で、これは平成十五年年度末になりますが、九百四十一兆円となっております。併せて、国の負債から貸付金、現金、預金、また固定資産等を合わせた国の資産を差し引いた資産負債差額は、一般会計及び特別会計を合わせた総額で、同じように平成十五年年度末におきましてマイナスの二百四十五兆円となっております。

以上でございます。

○国務大臣(谷垣慎一君) 債務管理庁というお話がありまして、私も諸外国の制度をよく承知しているわけではございませんけれども、例えばドイツのようなところにおきましては、国債管理政策は、企画立案は財務省の内部部局であるけれども、実際の国債管理政策の執行は財務省一〇〇%出資子会社がやっていると、フランスでは、企画立案は財務省、それから管理政策の執行は、何というんでしょうか、エージェンシー、財務省の内部部局ではあるんですが、エージェンシーみたいなところでやらせていると。それから、イギリスは、財務省の一部局が国債管理政策を執行しているが、業務運営上一定の自主性を有するというようなことでございまして、いろんな形態があるんだらうと思ひます。

で、私どもの基本的な考え方は、これだけやばい公的債務というものをたくさん抱えておりますと、その国債管理政策をしっかりとやるに当たっては財政との連携が基本的に大事だと思ひます。財政はこつちの方向、右の方向を向いている、国債管理政策は左の方向を向いているというんじゃないかと思ひておりまして、私は同一のところできちつとやるのが一番いいんだというふうに考えているわけでございます。

で、今の委員のお話を伺つておりますと、国の公的債務だけじゃなくて、地方の債務をどうしていくかという問題も併せて御関心だと思ひますが、これは公的債務管理政策に関する研究会というのをやっていただいております、そこでいただい

ております報告では、公的債務管理当局において管理すべき債務は国債等の中央政府のコントロール下にある債務であつて、地方債、年金等は国の財政資金の調達に伴うものではなく、またガバナンスの枠組みも異なることから、統一的な政策立案を行うにはなじまないというような御指摘をいただいているわけでございますが、いずれにせよ、私どもはこれだけ国債を抱えているわけでございますから、国債管理政策というものはどういふものがあるべきかというのとはできるだけ視野を広くして勉強をしなければいけないと思ひております。

○峰崎直樹君 財務省が内部でやれば、それは財政との一体と言つていいのかもしませんが、大臣、一千兆近くなつていまして、金利一%をうまく運用したと、そうすると十兆円実金言つてみれば損得あるわけですよ。そうすると、こら辺はやつぱりプロフェッショナルの人たちをいかに活用するかとか、こういう時代に僕はなつてい

るんじゃないかという気がするんですよ。ですから、そういう点での私はやはり、今お話ししているだけで、ああ、これは財務大臣の下では駄目だなというふうになつてこつと思つた次第なんですけれども、やつぱりそこは本当に発想を変えてやらなくちゃ駄目だなと。我々も債務管理庁構想を少しまとめたかと思ひていまして、民主党としてもですね。是非、そういったことも考えていただきたいというふうに思ひます。

それと同時に、今ちよつと、予算書に出てくるのかもしませんが、本当に分かりやすく、例えば債務保証をしているのは一体どのぐらいあるのかとか、本当にきちつと分かりやすくちよつと資料を作つてもらえないかなというふうに思ひますので、要望しておきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣慎一君) その点では、先ほど申し上げた研究会でも、公的債務管理当局はできるだけ分かりやすい形で情報を提供せよという御指摘を受けておりまして、それを受けて、国債だけではなく、地方債それから政府保証債、借入金等

の状況を一覽性を持った形で債務管理レポートという形で公表しておりますので、後でお届けをいたします。(発言する者あり)

○峰崎直樹君 今、筆頭理事もおっしゃっていますけれども、私もそう思います。是非、我々国会議員でもちゃんと分かるようにしていただきたいと思っています。

さて、税のところまでようやくたどり着いてきて、あともう二十分近くになってしまいましたけれども、いろいろ聞きたいことたくさんあります。

そこで、私は、大変ショッキングな事実とかデータ見て、こんな状態まで落ち込んだのかなと思うのは、実はジニ係数を調べて、所得再分配による所得格差は正効果、資料六というところがございます。二〇〇二年のこれは厚生労働省の所得再分配調査というところのデータで、率直に申し上げて、まあいろんな統計表の取り方によっていろいろな見方ができるので、これだけ見ていいかどうかというのは私も別問題だと思いますが、当初所得のジニ係数は〇・四九八三と。再分配後でジニ係数B、これは〇・三八二まで下がって、改善度としては二三・五%です。これだけ再分配効果が出ていますよということなんです。その中で税による所得再分配効果は何と〇・八%、つまり〇・四九八三に対して〇・四九四一と。もう改善度〇・八%というのはほとんど改善されていないということでしょう。社会保障による再分配所得については、ジニ係数〇・三九一七まで下がっていますから、これは二一・四%とかなり改善されている。

よく、所得税には所得再分配効果がありますということ、いや、超過累進課税が入っておりますからと、こうあるんですけれども、こんなに落ち込んでしまっているということについて大変、私自身、所得税というのはそういう税なんだと思ってきたわけでありまして、ここまで落ち込んでいっていることに対して、財務大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに、個人所得課税の所得再分配機能というのは近年低くなっていることは御指摘のとおりでございます。

これがこうなつてまいりましたのは、昭和六十二年、六十三年のあの税制改革、それから平成六年の税制改革を通じて国民の勤労意欲とかあるいは事業意欲、こういうものに対する配慮、それから諸外国でフラット化が進んでいるというような外国法制等々、そういうことにかんがみまして個人所得課税の累進構造を緩和してきたということが背景にあることは御承知のとおりでございます。

所得再分配機能を見ますのは、今も委員もおっしゃいましたように、所得税だけではなくて、歳入面、社会保障等の歳出面も含めた全体の見方が必要であろうと思っておりますし、その際に、やはり平等感あるいは勤労意欲ということと同時に、機会の平等とかあるいは結果の平等ということに対して国民意識がどうなっているかということもよく考えなければいけないことだろうと思っております。

ただ、所得課税について今後の検討課題ということの大きな論点は、こういう累進制というものの税にはない機能を持っているわけでございまして、そこをどういうふうな今後発揮をさせていくのかという点はよく議論をしていかなければならない点だろうと思っております。

○峰崎直樹君 そういうことも含めて所得税の抜本的な改革をなすというのが定率減税廃止のときの条件だったんじゃないですか。ようやく、私も賛成なんです、いわゆる所得税において今控除ですね、所得税における控除制度、これを税額控除に変えようという動きがあります。私もそうだと思うんですよ。

要するに、所得控除で基礎控除とか勤労者控除だとか様々な控除があるけれども、これは高所得者で限界税率が高い人には非常に効いてくると、だから最低税率のところだけで税額控除でばんと返しちゃうと。こうすれば、所得再分配機能

というのは実にながってまいりますよ。もつと言え、今度はそのマイナスの所得税といいますが、いわゆる非常に所得の低い方々に対して所得を還付してくるというクレジットですね、そういう形で転換をしていけば、いわゆる所得再分配機能というのは更に私、向上していくだろうと思っております。だから、私は、その所得税の抜本的改革がなされた段階で定率減税の廃止というのは進めますよと書かれていたから、そういうことが当然なされるだろうと思つたんです。

かつて、所得税の問題に関して財務省は一番今まで強調していたのは何かというと、課税最低限が高過ぎる高過ぎると。最近、ほとんど言わなくなつたんですよ。なぜ言わなくなつたかというのと、諸外国で全部税額控除に変わつていったんですよ。そうしたら、諸外国で変わつていって、そういうふうに変つていくんだつたら日本でもそれを検討して、真つ先にこういう、ジニ係数で見ている限り再分配機能を失っているんであれば、より高めるには税率を上げるだけでなく、所得控除から税額控除へ切り替えるような、そういう努力というのはもつと私なされてしかるべきだと思ふんですけれどもね。

ようやく、今与党税調でも何か議論されているという話を聞いたんですが、財務大臣、それは、こういう所得税の抜本改革を約束した定率減税の廃止の前提条件として考えるべきじゃなかったんですか。見解を求めます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 二つ問題がございまして、一つは定率減税を廃止する前提は何なのかという議論があるかと思ひます。それからもう一つ、私も先ほどから歳入歳入一体改革というのを言っておりますが、その中心にやはり消費税があるだろうということは、これは私そう思っているわけでございますし、かなり多くの方がそう思つていただいていると思います。そういう消費税等々を入れるときに、じゃほかの税制はどうあるべきかという問題がもう一つあるかと思つております。

それで、定率減税に関して言えば、確かに税制の抜本改革までのつなぎというふうな位置付けで入れられたことは御承知のとおりでありますけれども、これに関しましては今まで配偶者特別控除の上乗せ部分とかあるいは年金課税の見直し等というのをやってまいりましたし、また今年は、るは申しませんけれども、三位一体改革の中で地方住民税との形で税源移譲という形をいたします中で、その中で整理をしていかなければならないという課題、これは非常に大きな課題でございまして、それと併せて今回の定率減税をやらしていただいているということでございます。

○峰崎直樹君 恐らくは、今お話を聞いていて、税を取り巻く環境というのはすごく変化していると思ふんです。また同時に、その結果、所得環境、格差も拡大したりいろいろ問題になっているわけですから。

さつきもおっしゃいましたのでちよつと気になったのは、それはもう消費税しかないよと、こうおっしゃつて。私はその前に、消費税今五%です。世界でも最も低い消費税率だということ、それは間違いないう思ふんですけれども、しかし、この税を取り巻いてる状況を見て、所得税そのものの総合課税の考え方は下ろしてないんでしよう。なかなかこれ、これ徴税努力というが大変だと思ふんです。所得をどう把握するかとか事業性所得とか。

そういう意味で、徴税環境、本が大変だと思ふけれども、しかしいわゆるその所得税において改革をしなければいけない問題というのは、私はやっぱり一つは公正な、公平な条件だと思つていふんです。なぜかという、この所得税の正確な把握というのは、ほかの社会保障の給付と全部連動してくるんですよ。だから、所得の公正な把握というものが必要だということを我々言い続けてきているわけです。

そのときに、金融所得と、特に配当利子課税、今、利子低いですが、配当利子課税なんかは今一〇%下がっています。IPO、すなわち



株式の公開でいえば5%ですよ。そういうふうから投資へというところで優遇してきた、間違いないけれども、もう一度そういうところへ返って見て、本来所得税というものが持つていているという、景気が上がればよく上がっていく、あるいは景気が悪くなっても落ち込んでいく、そういうある意味では性格をやっぱり持つていっていると思うので、そういうところの改革というものを全体として見て、しかも資産課税というものが一体どうなっているのか。諸外国には富裕税とか様々な税が入ってきていますよ。

そういう総合的な中で見て、さあ、いきなり消費税ですよ。なぜ消費税がまずいかなと思うのは、とにかく課税最低限以下の方々、あるいはもうとにかく食うや食わずの方も、もうとにかく買えば消費税払うわけですよ、税をね。だから、本当にそういう意味では、もうあらゆる人から税を取り立ててしまうような仕組みを持つていっているから、ここに実は手を付けるというのは、よほどやはり国民の皆さんが理解と納得を得ないと私はまずいと思っていますよ。

そういう意味で、今おっしゃられた点、どのように考えておられるか、大臣。  
○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに個人所得課税は、峰崎委員がおっしゃいましたように、垂直的公平の確保という点から見て、総合課税というものを基本とするというのを私どもも思っているわけですよ。

ただ、御指摘になりました金融資産所得に關しましては、まあいろんな点からその特質にかながみて分離課税をやるといようなことになっているのは御承知のとおりでございます。これは金融資産を活用しなければならぬとか、あるいは株式の売買に伴って損益を通算するということ、それから譲渡時期を自由に選択できるということ、それらをどう乗り越えていくかとかいろいろ問題、技術的な問題点も合わせてこういうような形になっている。こういうところは今後とも

よく検討していかねばならないところだろうと思ひます。

それから、資産性の課税につきましては、やっぱり経済のストック化というようにどこにどう対応していくかというように我々よく検討していかなければならない課題だろうというふうに思っているわけでございます。

○峰崎直樹君 そこで、両大臣にお聞きするんですけれども、相続税という税金があるんですけれども、課税される方は本当に5%以下だというふうに、相続受けるとき。しかも、九十歳以降で亡くなられて、相続する人が七十代とか、本当に老老で受け継いでしまうような、それを是正することなんです。よく機会の平等とおっしゃるんです。結果の平等じゃなくて。じゃ、その機会の平等をパーフェクトにやろうとしたら、これ相続税100%ですよ。そういう意味で、高所得者の方が一番相続税を逃れる方法というのは教育投資なんです。

そういう意味で、本当に、何というんでしょうかね、この相続税について、政治的にはなかなかその相続税を強化するというのは難しいと思うんですが、本当に機会の平等を達成するために相続税というのを私はきちんと強化をしていくべき税目ではないかと思ひているんですが、その点、両大臣、どう考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○副大臣(赤羽一嘉君) 相続税につきまして、今、峰崎先生の御発言にあつたように、相続を契機として世代間の財産移転に着目して資産の再分配を図ると。こういった意味では、他の税目ではなかなか代替できない固有の機能を有しているものというふうに考えております。

この相続税の負担、これまでは累次の減税や各種特例の拡充により大幅に緩和されてきたというのは事実だと思ひます。今、経済のストック化の進展や、あとは所得税、消費税などの

他の税目による負担とのバランス等を考慮しますと、今後は資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要なものと考えておりますので、今後の税制の抜本的な改革の議論の中でこれもしっかりと議論を進めていく必要があるというふうに考えております。

○峰崎直樹君 何か余り期待した答弁ではなかったんですけど、要するに、機会の平等をこれから保障していくというときに、だんだんと長男長女社会みたいな形になっていきますから、多分相続を受ける方々というのは相当のこれから金額を増えていくんじゃないかなというふうに見えていますので、そういう意味で、だから取ればいいということをやっているんじゃないかと、やはりそういう資産の偏重といいますが、そういったことに対する対応を私は足りなく進める必要があるんじゃないのだからというふうに思ひているわけでありまして。

もう時間が大体私の予定に参りましたので最後になりますが、私もこれを聞いてびっくりしたんですけれども、明治時代の後半ですか、約百年以上前になりますが、その当時、一番大きな重要な税金、税目というのは大地地租とか、それからたばこ税とか酒税とかと、こういうものが非常に重要な税だったというんですけれども、これから五十年ぐらい先でも構わないんですけれども、基幹税というのはいくつかあるというふうなことはあるだろうかというのを何か想像されたことはありますでしょうか。ちょっと財務大臣に。

○国務大臣(谷垣禎一君) いや、そういう御質問があると伺ひまして、若干ブレインストーミングもしましたんですが、なかなかぱつとした答えが思い浮かばないんです、まあ五十年前で、峰崎委員も私も多分高校一年生だったんだらうと思ひますが、あの当時のことを思い出し、それからじゃ五十年後を当てはめてみても余りいいアイデアが浮かびませんでした。

は所得という一番分かりやすいものに着目する税でございますから、今後これが基幹的な役割を、恐らく五十年後も所得税というのは基幹的な役割を果たさるうと思ひますし、累進税というような性格も持つていっているわけでございます。

それから、やはり消費税についても多分基幹的な役割を果たすと思ひますが、一番からないのは実は法人税でございます。やはり国際的な経済関係がどうなっていくか、その中で競争条件を維持していくというように考えるかどうかというものになつていくのか、ここはなかなかちよつと御質問通告受けてからのあらあらで、なかなか考えがまとまらないというのが正直なところでございます。

○峰崎直樹君 与謝野大臣はどんなふうに考えていますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 恐らく私は、谷垣さんと唯一違うところはやはり法人税、法人の所得も重要な税源として残っているだろうと思ひております。

付加価値に着目した消費税というのは恐らく五十年後も重要な役割を果たしていると思ひております。

○峰崎直樹君 ちよつとくだらないやや質問だったんですけれども、恐らく歴史が後で振り返つて、あの当時はこういうことを考えていたんだなというふうになるのかもしれない。

実は、もうあと二分で私の時間が来ますんですが、本来、後の税法のところで議論すればいいんですが、今年から実は公示制度、要するに高額所得者の番付表が出なくなると。この間、お金持の研究という、楠木さんと一緒にやられた森さんという方にちよつと来ていただいた勉強会をやつたんですけれども、これがなくなると引き続き調査をするのに実に困るねという話なんです。

要するに、格差社会だとか何とか言われているときに、確かに弊害として、個人情報保護法だとかあるいは高額所得者だからということで、そ

うということが分らないわけじゃないんですけども、何となく、いや、ますます高額所得者の実態を分からなくさしてしまふんじゃないかと。そういう意味で、ただ何といましようか、元へ戻せというふうには私は言わない、言うつもりはないんですが、少なくとも職種別とか、あるいは、いずれにせよ、その高額所得者の情報は少なくともきちんと開示してもらいたい。そして、いわゆる日本におけるリッチ、スーパーリッチの研究とか、そういうものにそこがないうように是非お願いをしたいなというふうに思っております。

この点、財務大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今の点は、従来、番付を発表したときにいろいろ嫌がらせを受けたとか、そういう苦情がたくさんあったのは事実でございます。今回こういうようなことをさせていただきました。今後今おっしゃったような点を、統計とかですね、そういうものでどうできるのか、私どもも少し研究してみたいと思っております。

○峰崎直樹君 今、定足数達していますか。切つて。

○委員長(池口修次君) 行つていますから。

○峰崎直樹君 大丈夫。ちよつと、定足数が足りないとなかなか、本来、質問に立てないとかいうこともあるので……

○委員長(池口修次君) 呼んでもらっていますから。

○峰崎直樹君 呼んでもらっている。どうしましようか。いいですか、続けさせていたたいいのですか。いや、本来は続けられないんですけど、もうあと私の時間ないんで。

最後に、これ、先ほどのその日興コーディアルのベル24の件なんです。先ほどおっしゃられた、私がこう発言したことがそれぞれの部署できちつと見てると、こういうお話があつたんですが、私、前回、二月三日のときに参考人の招致をお願いしたんです。で、いつも逮捕された後、事

件が終わつて逮捕された後になると、いや、司直の手に掛かつているからもう駄目だということなんでしょう。できれば私は、先ほどちよつともう中途半端に終わりましたけれども、会計基準の解釈の仕方とか、そういうところを是非議論してみたい。そういう意味で、奥山理事長ですか、公認会計士協会じゃないです、もう既に。中央青山の理事長さん、それからもう一人は有村社長さんですか、改めて参考人として是非招致したい。取り計らいをお願いします。

○委員長(池口修次君) この件については、後ほど理事会で協議をさせていただきますかと思っております。

○峰崎直樹君 終わります。

○前川清成君 民主党の前川清成でございます。

今日は、財政金融委員会の皆さんの御好意でこの委員会が質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昭和五十六年から五十七年にかけてサラ金地獄という言葉が人口に膾炙をいたしました。夜逃げ、自殺、無理心中、日本じゅうが塗炭の苦しみ味わいました。そこで、高金利、違法な取立て、過剰貸付け、このサラ金三悪から国民を守るために貸金業規制法が制定され、当時の大蔵省にサラ金に対する監督権限が付与されました。大蔵省からの分離によって今現在は金融庁がサラ金に対する監督権限を有しておりますが、この貸金業規制法の制定の経緯あるいは制定の趣旨については与謝野大臣も同様にお考えいただいていると聞いてよろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 貸金業規制法は、昭和五十八年、貸金業の業務の運営がいわゆるサラ金問題を中心に大きな社会問題になりました。社会に重大な影響を及ぼしていた状況を背景に、議員立法により制定されたわけでございます。

この法律の趣旨は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に對し必要な規制を行うなどにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の利益の保護を図るとともに、

国民経済の適正な運営に資すると、こういう趣旨であつたわけでございます。

○前川清成君 大臣、今、私、時間を省略させていただきますかと思つて私の方から趣旨を申し上げたんです。私の申し上げたことと大臣のお答えになつたことは同じとお聞きしていいですね。大臣は資金需要者と分りにくい日本語をお使いになられましたけれども、これはお金を借りる人、消費者、消費者を守るためにサラ金を規制すると、監督権限を金融庁に与える、こういうことだと思ふんですが、この監督権限、金融庁は実はほとんど行使しておられません。平成十六年度一年間に一万八千四百三十四件の苦情や相談が各地の財務省に寄せられております。しかし、この苦情や相談に基づいて財務省の処分はわずかに八件です。率にして〇・〇四三％。どうしてかくも苦情や相談の件数に比べて行政処分の件数が少ないのか、その少ない理由について与謝野大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 貸金業者に対する行政処分は、苦情相談等のほか、立入検査や報告徴収を含めた様々な手段により事実関係を把握した上で行われており、また苦情相談等の内容には様々なものがあることから、金融庁としては苦情相談等の件数と行政処分の件数を単純に比較することは適当でないと考えております。

いずれにいたしましても、当局としては、引き続き貸金業規制法等に基づき、厳正かつ適切に貸金業者の監督に当たつてまいりたいと考えております。

○前川清成君 今大臣がおっしゃつた、苦情や相談には様々な種類のものがあると、ちよつと申し上げました。それはどういふ御趣旨ですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 十六年度に財務局が受けた一万八千件の苦情相談については、分類をいたしますと、一つは無登録業者及び都道府県登録業者にかかわる苦情、第二は業者名を特定しない債務整理についての相談等も含まれておりまして、一万八千件がすべて財務局登録業者に対する

る苦情というわけではございません。

また、財務局としては苦情の多い業者についてモニタリングの対象とする等、適切な実態把握と厳正な監督に努めております。

○前川清成君 大臣ともう少し実りある議論ができるかなと思つて今日は楽しみにしてたんなんです。ちよつとその紙頼みではですね。

大臣、その一万八千件のうちに、実質的な苦情や相談でないのがあると、ちよつと申し上げました。今、どれくらいあるんですか。そこもおつちやつていただかないと、一万八千件も苦情や相談が寄せられて、わずかに八件しか処分してない。それを、金融庁としては少ないとは思つていないといふことの合理的な根拠にはならないと思ふんです。一万八千件もサラ金に関する、高利貸しに関する苦情が寄せられて、わずかに八件なんです。それこそ、先ほど峰崎委員の方から何かあながあるんじゃないか、そういうふうにあるかもしれないけれども、これもそう疑わざるを得ないんですが、その点、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 苦情等の件数は、例えば平成十五年度は一万六千件、そのうち無登録業者にかかわるものは三千六百件、それから十六年になりますと一万八千件を苦情件数は超えますが、そのうち無登録業者にかかわるものは七千件近いと、こういうことでございます。

○前川清成君 大臣、是非、私、一年生議員として、今日は大臣に教を請うつもりで質問をさせていただきました。大臣が一万八千件のうち三千件は無登録の業者に関する苦情だったと。

○国務大臣(与謝野馨君) 七千件ですね。

○前川清成君 七千件。七千件が無登録の業者に関する相談だったと、ちよつと申し上げました。七千件が無登録の業者だったと、どうして処分が少なくなるのか。それは確かに行政処分は少なくなります。そこから先、金融庁が国民を守るためにどのような御尽力をされているのか、この点について全然言及されないのは私は残念に思ふんです。

具体的な例を一つお示しいたしたいと思ひます。

大臣は、一万八千件に比べて行政処分八件、必ずしも少なくないんだと、こういうふうにおつしやいました。しかし、このような驚くような例もあります。大阪高等裁判所の平成十一年十月二十六日の判決は、アイフルの従業員が取立てに当たって債務者に暴行を加えたことを認定した上で、アイフルに対して三十五万円の損害賠償を命じました。取立てに当たって債務者を殴ったと、こういうことです。そして、アイフルはこの判決を不服として上告することもなく、確定しています。この事件はあのNHKの特集にあった宇都宮弁護士「消費者金融」という岩波新書でも紹介をされています。

宇都宮弁護士が非人間的な取立てと、そこまで言い切ったこのアイフルの暴行事件、金融庁は何か処分をされたんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 御指摘のアイフルの問題でございませうか、これは近畿財務局は貸金業規制法に基づく行政処分を行っておりません。

○前川清成君 取立てに当たって債務者を殴ると、そのような明らかな不法行為が行われたにもかかわらず、どうして行政処分を行わないのか、貸金業規制法二十一条の解釈としてお答えいただけますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 行政処分を行っていない個別の事案に対する対応については、従来から答弁を差し控えていただいているところでございます。

○前川清成君 ですから、私は、貸金業規制法二十一条の解釈をお答えいただきたいと、こういうふうに申し上げています。貸金業規制法の二十一条の一項は、取立てに当たって人を威迫しあるいは私生活若しくは業務の平穩を害するような言動があったときは、登録取消し等の行政処分を科すると、このように明言をしています。取立てに当たってサラ金が消費者を殴っても、これは貸金業規制法二十一条の今申し上げた構成要件には当た

らないというのが金融担当大臣の御見解でしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 貸金業者ないしその従業員が取立て行為を行う際に際して、債務者に対して暴行、脅迫を加えた場合を含め、どのような場合が業務停止等の行政処分の対象となるかどうかは、具体的事案における行為の内容、態様等を総合的に勘案して判断されることとなっております。

○前川清成君 ライブドアがニッポン放送株を時間で大量に取得しました。そのときに当時の伊藤大臣はわざわざ、裁判官でもないのに、これは適法ですというふうにコメントされました。ライブドアという個別の当事者に関して、ニッポン放送株の購入という具体的な取引に関して適法、違法という判断を当時の伊藤大臣は示しになりました。この事件でお答えになれなくて、どうしてライブドア事件はお答えになったのか。

もしも今このアイフルの事件についてはお答えできないと、こうおっしゃるのであれば、まず最初には、なぜ個別事件についてはお答えいただけないのか。二番目には、そのお答えできない、お答えいただけない個別事件と、お答えいただける一般論との間の明確なメルクマールをお示しいたいただきたいと思ひます。政府にとつて都合が悪い、だからこれは個別事件だと、そういう理由で答えられない、こんなことが認められたら私は議会制民主主義なんか成り立たなくなってしまうと、そう思うんです。ですから、この点、是非、何がお答えいただける一般論で、何がお答えいただけない個別事件なのか、明確にメルクマールをお示しいたいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) それぞれ行政処分の対象とするかどうかは、それぞれ事案にかなりみて判断をいたします。それは真剣な作業をやりましかれども、行政処分をしなければならぬ場合についてその理由を明らかにすることは従来しておりません。それは相手も社会的存在でございますし、それぞれ社会の中で生きていくための立場も

あり、利害関係もあり、信用もあり、名誉もありということ、その点は是非理解をいただきたいと思ひます。

○前川清成君 大臣、質問にお答えいただけてません。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、伊藤大臣があのう答弁あるいは記者会見でのお答えをしたのは具体的事案に触れているではないかという御指摘でございます。これは、私、何回も国会で答弁させていただいておりますが、伊藤大臣の答弁を精査してみますと、やはり一般的なケース、一般論を述べられたものと私は判断しております。

そこで、委員の御指摘は、伊藤大臣は個別事案について触れたのであるから与謝野も個別事案について答弁をしろと、こういうことであつたらちよつとそれはできないと、こういうことでございます。

○前川清成君 いや、大臣、そうじゃなくて、今、大臣自らおっしゃいました。伊藤大臣の答弁を精査してみたら、それは個別的な案件についてコメントしたのではなく一般論を述べたにすぎないんだと、だから構わないんだと、今大臣おっしゃいました。だから、私は、個別事件というのはどういう事件を言うんですか、一般論というのはどういうことを言うんですか、個別事件と一般事件、どこで区別するんですか、その判断のメルクマールをお示しくさないと、こう申し上げている。

○国務大臣(与謝野馨君) 個別事案というのは、具体的事案が存在をしていて、その事実関係もあるという話。それから、一般論というのは、ある条文の解釈について、ある仮定を設けた一般的な解釈論だろつと思ひます。

○前川清成君 私たちの生活というのは個々のさまざまな出来事の積み重ねですので、この国会の議論も個別具体論はやらないうふうになつてしまつたら非常に味気ない抽象的な空中戦になつてしまふと思ひます。しかし、これは時間がありませんで、大臣と水掛け論をやつても仕方ありませんので、是非私の申し上げたこと、お心にも

留めていただきたいと思います。

それで、大臣の方から今一般的な条文の解釈だつたら一般論なんだと、こういうふうなお答えがありましたので、もう一度お尋ねいたします。

サラ金が取立てに当たって債務者を殴ると、これは、しかしこの場合に、サラ金が取立てに当たって債務者を殴る、この場合には行政処分は科せられるんですか、科せられないんですか。アイフルは科せられませんでした。武富士だつたらどうなるんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) いわゆるサラ金からお金を借りようが銀行からお金を借りようが、これは言わば消費貸借契約という民事上の問題でございまして、その取立てに当たって暴行、脅迫等々、社会で違法とされている手段を使うということは、どの契約であつても許されないことであるといふのはもう先生御承知のとおりでございます。この場合でも一般的な債権を取り立てるときにそんな違法な手段は取れるはずもないですし、また仮にサラ金業者がそのような挙に及んだときには、高い違法性を持つ行為でございまして、その場合には当然その程度のひどさによつては行政処分の対象になる、あるいは刑事罰の対象になる、これはもう当然のことだろつと私は思ひます。

○前川清成君 私が冒頭わざわざ昭和五十六年から五十七年にかけてのサラ金三悪について言及したのは、意味のないことではなかつたんですね。銀行法で、あるいは銀行業法で、銀行員は取立てに当たって債務者を殴つてはあきませんと、こんなことわざわざ触れてないですよ。でも、貸金業規制法二十一条にはわざわざ書いてあるんです。この貸金業規制法に基づく当時の大蔵省銀行局の通達によると、例えば免許証を取り上げたあかんとか健康保険証を取り上げたあかんとか、あるいは金を借りてない本人以外の人に対して取立てを行つてはいけませんよと、極めて具体的な禁止事例が挙げられておる。なぜこんな具体的な禁止事例が挙げられているか。五十六年から

おりますけれども、やはり私は、出資法とか貸金業法というものの上限金利というのは極めて社会的に重要な上限であるというふうに思っております。

す。

○前川清成君 私も大臣のおつしやるとおり、この上限を設けておくというのは極めて大事なことでと思っています。

一部自由論者の方は、自由にすれば競争によってどんな金利は下がっていくんだと、こういうふうにおつしやいます。しかし、今金利は幾ら下げるとは自由なんですね。下限については制限がないわけですね。だから、どんな競争すればいいわけですね。しかし、競争は行われていない。むしろ、上限がなければどうなるか、このことを是非大臣と一緒に考えさせていただきたいんですが。

大阪の八尾市で、お年寄り三人がやみ金から一万五千円を借りた。しかし、取立てが続いて、線路を枕に心中をなさつたと、こういう事件がありました。つい先日、ようやくその犯人らが逮捕されました。大臣におかれましては、このお三人の無念さ、お察しいただけるかと思うんですが、もし、上限金利の規制が仮になくなってしまったら、この三人のお年寄りを心中に追い詰めたやみ金グループ、逮捕することは可能かどうか、大臣の御所見伺いしたいんです。

○国務大臣(与謝野馨君) 出資法も上限金利を設けておりますし、また貸金業法を作りますときも、まあグレーゾーンは残っておりますけれども、上限金利という考え方を取り入れました。

これは、上限金利を取り払えば金利が下がっていくというのは、そんなはずもなく、借りる方は当然立場が弱いから、幾らの金利を定められてもお金が必要だという状況の中で非常に非常識な契約というものが結ばれる可能性の方が高いと私は思っております。やはりこういう上限金利を設け、私はその上限金利は随分高いなと思いますけれども、それでも一定の範囲内の契約、金銭の消費貸借契約が結ばれるというこの制度というのは極めて重要な制度だと私は思っております。

○前川清成君 実は、今やみ金と言われている業者もほとんどは登録業者なんです。なぜ登録業者

か。金融庁に監督してほしいからじゃなくて、登録がないとスポーツ新聞等に広告が載せられないから。ですから、やみ金を無登録で捕まえることはできないというのが実態なんです。

上限金利の規制を仮に撤廃してしましますと、無登録では捕まえることはできない、上限金利違反で捕まえることもできない。結局、八尾の三人を心中に追い詰めたやみ金グループについて、その規制する手段が私にはなくなってしまう、そういうふうになります。社会的な事実としては、やみ金が三人のお年寄りを殺したんじゃないかと、この言うかも知れませんが、刑法の構成要件的には、それは殺したというふうには評価できませんので、やはりこの上限金利の規制というのは、大臣もおつしやっていたのだとおり、極めて重要な社会的な規制だと思っています。

それで、実際にいわゆる自由化の波に乗って上限金利を撤廃した国があります。それが韓国です。その点について金融庁に答えていただけるとなっているんですが、大臣、よろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 韓国について調べておけという先生の御指摘でございましたので、韓国においては、一九九八年、利子制限法が廃止されました。上限金利規制、これは年二五%、廃止の二か月前四〇%、これが撤廃をされて、二〇〇二年に再び上限金利規制、すなわち年六六%が導入されたことと承知しております。

金利規制が撤廃された背景としては、通貨・金融危機を韓国が経験したときにIMF主導で高金利政策が取られたためと言われております。また、二〇〇二年に再び上限金利規制が導入された理由としては、上限金利規制の撤廃等によりまして、暴利的な利息を取る貸金業者等が大変増加をしまして、社会問題化したことなどが指摘をされております。

諸外国による貸金業制度等については十分に参考にするべきものと考えておりますが、その際は、やはり各国のそれぞれの事情も考える必要がある

と思っております。

○前川清成君 韓国の経緯については今大臣が答えたいのだとおりなんですけれども、私は賢明な大臣に是非御認識いただきたいのは、IMFの指導に従って金利の上限を撤廃した結果、韓国の庶民がどういう目に遭ったか。高利貸しが合法的に許された、それによってどのような違法な取立てが行われたのか。心中があつて、自殺があつて、そして町に浮浪者があふれる、そういう事態を正に引き起こしたその負の一面については是非大臣に御認識いただきたいと思ひまして、あえて失礼ながらこの質問をさせていただいたんです。その点について今大臣のお言葉にはなかつたんですが、是非この点、また何らかの機会に資料等お読みいただくようお願い申し上げたいと思ひます。

時間がありませんので、ちよつと次の質問に進ませていただきますが、事業を起こされた方が、商売がだんだん大きくなるにつれて、その取引する金融機関も信組、信金、地銀、都市銀行と変化されていきます。企業側にとって、当初の段階にとつては信組や信金というのは大事なパートナーであります。その信組や信金が一時倒産が相次ぎましたけれども、現在、信組、信金の経営は安定していると、こういうふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 信金、信組も、経営は大分良くなつてまいつたと思ひますが、それは主要行に比べますと中小企業、零細企業にもたぐさ貸してありますので、そういう意味では主要行のところまではもちろん行っておりますが、自己資本比率の推移を見ましても地域銀行は大体九%、信用金庫は一%、信用組合は九%と、少しづつですが安定した状況になってきていると私は思っております。

○前川清成君 当面、信組や信金の倒産はないというふうに承つてよろしいでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 全く御心配なく考えていただきたいと思ひます。

○前川清成君 それで、郵便局が民営化をされました。民営化されました結果、例えば郵便局が住宅ローンでありますとか年金の受取とか、あるいは中小零細事業者に対する事業資金の貸付けとか、これまで信組や信金が担っていた業務に進出するんじゃないかなと、そうすると信組や信金の経営を圧迫するんじゃないかなと、私はそんなふうな心配をしています。

そんな心配はないのかどうか、そして民営化された郵便局と信組や信金が競争してもいいのかどうか、この点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 今郵便局が持っている資金量は大体二百二十兆、半分は国債等々で使つてしまつておりますから、郵便銀行を始めるときには恐らく郵便局の資金量は百五十兆くらいまでは落ちてくるだろうと言つておりますから、それでも銀行をスタートするときには三十五兆のお金がある、貸出し可能なお金がある。

三十五兆のお金というのはそう生易しいお金ではなくて、地銀が持っているお金の総額と一緒にございまして、そういうものが新たに金融の世界に貸出しとして入ってくるというのは、これは物すごい影響があると思ひます。ましてや、郵便局のネットワークは全国二万五千あるわけですから、情報量、それから地域との密着度とか、そういう点では大変優れた組織でございます。

そういう意味では、私は郵便銀行が業務を開始するに当たっては、余力を背景に強引なことをやつて、地域で営々と育つてきた信用金庫、信用組合あるいは地銀の分野を力任せで侵食していくというのは好ましくない、そのように思っております。

○前川清成君 投資サービス法、いわゆる金融商品取引法がこの国会に提出されるに至りました。技術的な事項ではなくて、基本的な考え方について大臣に一二点お伺いしたいと思つております。まずは最初、不招請勧誘についてです。不招請勧誘という言葉をお聞きになって、恐ら

く、私もそうでしたけれども、大臣も何のことかお分かりにならなかったかと思うんですが、大臣、いかがでしたでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 私の事務所、自宅にも電話が掛かってきて、与謝野馨さんですかなんていう話で、私の知り合いかなと思いましたが、何かどっかにマンションがある、金融のいい商品があるとかって言うんで、これは招かざる客という意味では、もう言葉としては直ちに、直観的に分かります。

○前川清成君 非常にいい大臣を持って私たち国民は幸せだと思います。大臣のところにそういう勧誘の電話が掛かってくるだろうとは思っていませんでした。

それで、要は、今大臣にお答えいただきました。何の断りもなく、こちらの都合も聞かず突然電話を掛けてくると、言葉巧みに金融商品を勧める。リスクも十分に説明しない。その結果、高齢者等がとらの子を追うというような悲劇が相次いでいます。ですから、ややこしい言葉ですが不招請勧誘、これが世界の各国で、いわゆる先進国と言われる国々ではどこでも法制度として取り入れられています。

今度の金融商品取引法も第三十八条の三号で掲げられています。内閣府令と政令で残念ながらほとんど骨抜きにされてしまっているんじゃないかなと思うんです。今、大臣がお答えいただいたように、この不招請勧誘というのは大切な制度だと私は思うんですが、結局、金融商品取引法第三十八条で禁止されるのは一つの取引だけですよ。わすか一種類の、今大臣がおっしゃったマンションどうですかとか、それは含まれない。その点について、大臣、どのように御認識なさっていますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、先生は為替の先物取引のみしか規制されていないんじゃないかというところを言っておられると思いますが、これはおいおいいろんなことを整備していかなきゃいけないと私は思っていますが、これだけに限定した

ものではないと私は解釈しております。

○前川清成君 今の大臣の御発言は、今回提出された第三十八条の三号は政令で定めるとなっているんですね、不招請勧誘はした駄目ですよと。どういふものかは政令で定めるとなっているんですが、大臣、今のお答えは政令で広く適用範囲をお決めた、たかといふことでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先ほど申し上げましたように、検討しなきゃいけないということは、要するに金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定対象に追加すべき取引類型が生じた場合には政令において対応できるような、そういう立法上の制度設計になっております。

要するに、基本は、投資家を保護するという基本の概念から出発している考え方であるというふうに我々は理解しております。

○前川清成君 アメリカでは、ブッシュ大統領の英断で不招請勧誘が広く法制度として採用されるに至りました。ドゥー・ノット・コールといまして、私のところには勧誘の電話を掛けないでくださいと、こういうふうに出かけておきますと、業者は電話を掛けてはいけません。もし掛けたら、それは罰金を取られてしまう、こういう制度がアメリカででき上がりました。アメリカでも営業の自由との間で問題があるんじゃないかなというふうな議論がありましたけれども、嫌やとあらかじめ言うておいて、このままに押し掛けて営業するまでの営業の自由はないだろうということ、この不招請勧誘は商品の種類を問わず広く認められています。

大臣、私は、本来はこれぐらい広い不招請勧誘を認めておかないと、どんどん高齢化が進展していきます。また、リスクについて非常に高い商品説明が難しい商品も出てきます。知らなかったばっかりにとらの子の預金を失って老後路頭に迷うと、こういうことのないように、この不招請勧誘の制度を広く制度として定着させる必要があるんじゃないかなと。もし、リスクの高い商品に挑戦してみたいとい

う人は自分で調べて、あるいは本を読んで、それから自分で証券会社へ買いに行くと。だから、そんな人たちはリスクを十分認識しているから問題はないんです。いきなり何の断りもなくテレビ見ていたら電話掛かってきて、言葉巧みにうんうんと言われて判こ押ししてしまった、これが危ないわけですね。

ですから、この不招請勧誘についてもっと広く認めるべきではないかなと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、私のところに掛かってくる電話も、ただ電話帳に載っているやつを上から下にずっと掛けていくような大変不愉快な電話で、電話を切るときにはかなり向こうが嫌みを言ったりという、まあとんでもないことだなと思っております。こういうものをどうやって規制していくかというのはこれから考えていかなきゃいけないことの一つでございまして、外為の先物、為替の先物等、もうやり方、やり口が分かっているようなものに関しては禁止をしまいたいと思います。これからいろんな商品あるいは会員権等の勧誘が電話を通じてなされ、それが投資家に大変なリスクを負わせるというようなものについてはいろんな類型が出てくると思います。そういうものは政令で次々と追加をしていくと、こういう作業が必要になってくると思っております。

○前川清成君 最後に、もう一点だけお尋ねをさせていただきます。

今度の金融商品取引法の二条二十四項の四号では、先物取引がこの金融商品取引法の適用範囲から除外されることとなります。その金融商品取引法の提出の理由としては、横断的にあらゆる金融商品について同等の保護を与えるためにこの法律を作ったんだというふうな書かれているにもかかわらず、先物取引という非常に大きな部分がすぽと抜けてしまっている。

この点について大臣の御見解をお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(与謝野馨君) 元々、先方様に法律があつて、すぽと抜けているわけではなくて、それをこちらに取り込むということも難しいわけでございますので、こちらと同じ規定を設けてくださいと、こういうことで、商品の保護の法律はこちらの法律と同じ、趣旨の規定を設けていた、たかといふことで政府内での話し合いができた、こういうことでございまして。

○前川清成君 終わります。

○岩井國臣君 先週の予算委員会でも指摘させていただきましたが、デフレ脱却を確実なものにして国の債務負担を軽減していくには、私は、今こそ積極的な財政運営、イメージとしては公共投資というものをイメージしておりますが、そういう積極的な財政運営で経済成長を促す必要があるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

十八年度末の普通国債残高見込みは五百四十二兆円、これは一般会計税収の十二か年分に相当します。地方の長期債務残高なども含めると、先ほど出ておりましたけど、七百七十五兆円と、対GDP比で実に一五〇％。世界にこういう国はないわけでございます。これはもう大変なことだ、そういうことになっておるわけでありまして、財務省は将来の増税やむなしという世論に一生懸命訴えておられるわけですが、しかしながら、増税など簡単にできるわけがないんじゃないかと私は思うんですね。

私は、地方消費税、地方です、地方消費税、必要だと思っておりますし、それから相続税などの税制改革、税制改革いろんな面で総合的にやらなければならぬと思っておりますが、しかし増税についてはよほど慎重でなければならぬものであろうというふうな考えております。危機感をあおり過ぎて、またそろそろ日本の国債の格付が下がりなるとも限らない。財務省は日本の国債格付でヒヤリ・ハットを起こしたことがあるわけですよ。財政危機の原因は無駄な公共事業ということに



なっておりますけれども、私はそれは間違いないであ  
ると、この前の予算委員会でも指摘いたしました。  
財務大臣はそれを当然お認めになりました。  
私の考えでは、公共事業は多分、財政再建の救い  
の神になるんじゃないかというふうに思っている  
んです。そこが財務大臣とは考えが違いますよ  
ね。今後、おいおいにその話をしていきますけれ  
ども、取りあえずは国の財政のバランスシート、  
貸借対照表を取り上げたいと思います。

国の財政状況については、保有している金融資  
産等を差し引いた、先ほども出ておりましたけ  
ど、純債務で見ると、むしろ国際的にはこれ  
は常識になっておるのではないのでしょうか。純  
債務で見れば債務の対GDP比は実質五〇%程度  
であって、ヨーロッパ並みだと思います。日本の  
財政は決して危機的状況ではない、そう言う識者  
も、私もそう思っておりますが、そう言う識者も  
おられるわけでありまして、五〇%という数字はま  
あともかく、ちよつと横に置いていただいて結構  
ですが、日本の財政は決して危機的状況ではな  
い。だから、日本の国債は何の問題もなく取引さ  
れているのではありませんか。昨年十二月十四日  
の産経新聞に載っておりますが、小泉総理の恩  
師、加藤寛先生も、純債務は二百五十兆円程度で  
あるから財政危機をおおるべきではないというふ  
うなことを述べておられたようであります。

そこで、財務大臣にお聞きするわけでありま  
す、財政状況を純債務で見れば財政危機とまでは  
言えないとのそういった意見、私もそういう意見  
であります、そういう意見について、識者にそ  
ういう意見いろいろあるわけでありまして、そ  
ういう意見につきまして財務大臣の見解をお伺い  
したいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、岩井先生おっしゃ  
った、純債務で見ると、それともグロスで見  
るべきかというのは、いろいろ今までも意見があ  
ったことは私も承知しております。

それで、OECD発表の数値によりますと、二  
〇〇四年末の日本の総債務、グロスの残高がGDP

P比約一六〇%とされておりますが、そこから政  
府の持っている金融資産を差し引いた純債務残  
高、ネットで見ますとGDP比約八〇%となつて  
いて、それによれば我が国の財政状況は危機的  
とは言えないのではないかと議論がしばしばあ  
るわけですね。

それで、ただ、このネット債務残高の計算に当  
たっては、年金積立金についても政府の保有する  
金融資産として差し引かれておるというふう  
に承知しております。これは我が国では、完全な賦課  
方式によつて公的年金を運営している国々ではそ  
ういう形で見ていいんだらうと思ひますが、我  
々が国の場合は政府が将来の年金給付のために保  
険料を財源とした年金積立金、これはGDP比約  
四割になるんですが、これを持っております。こ  
れは将来の年金給付のために取り崩すことが決  
まっておりますのでございまして、これは国債や  
地方債の償還あるいは利払いの財源として使つ  
てしまふことはできないものではないかと、当然そ  
う考えております。したがって、これらを差し引  
いたネット債務残高によつて国債や地方債とい  
った債務の履行能力を判断することは私は問題が  
あると思つております。ですから、日本の債務残  
高はネットで見ればまだ小さいという楽観論による  
ことはできないのではないかと。

それから、欧州でもEUに参加する、通貨統合  
に参加するための財政基準というのを決めており  
ますが、これはGDP比三%、債務残高GDP比  
六〇%、これが参加のための基準だということに  
なっておりますが、これは、債務残高は欧州でも  
グロスで見るといふことにされておるわけござ  
います。

○岩井国臣君 ところで、財務省自身、貸借対照  
表を作成し、公表しておられますね。それにより  
ますと、十五年度末でマイナス二百四十五兆円。  
財務省が宣伝しておられる普通国債残高が五百四  
十二兆円と比べると、かなり違う印象を受けるわ  
けであります。しかし、まあマイナスはマイナス  
ですよ。

ところが、ところがですよ、内閣府の国民経済  
計算書、これはまあ経済企画庁の時代からずっと  
やつておるわけでありまして、これは国際標準に  
なっているんじゃないかと思ひますけれども、そ  
れによりますと、地方府県を含む国全体で、負債  
を差し引いた正味資産は十五年度末で八十兆円と  
されております。マイナスではなくつてプラスな  
んですね。正味財産が残つておる。財務省の貸借  
対照表とは全く違います。

そこで、貸借対照表の中身をよく分析してみ  
たいわけでありまして。負債が相当あるというこ  
となつておりますが、本当にそうなのか。企業会  
計の考え方を入れるのも良いんですが、例えば、す  
ぐに支払義務が発生するわけではない、例えて言  
いますと郵政公社等からの預託金百六十三兆円、  
保険特別会計の責任準備金九兆円、公的年金預り  
金百四十三兆円、退職給付引当金十六兆円とい  
つたものが負債に計上されております。これは国民  
経済計算の考え方とは違ふのではありませんか。  
これで国の財政状況を評価するのが適切なのかど  
うか、そこが問題だと思ひます。

国のバランスシートでは、負債といつても将来  
の税金等で賄う債務負担行為や制度上の支払義務  
に見合つた積立て等の義務的経費といったものは  
峻別されなければならないのではないかと、その  
ように考えておりますが、以上の私の見解に対し  
まして財務大臣はどうお答えになりますでしょう  
か。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに、岩井先生が指  
摘されましたように、国民経済計算の貸借対照表  
における正味資産、これ平成十五年末はプラス八  
十兆円、それから国の財務書類の貸借対照表の方  
は、資産、負債の差額が、これも平成十五年度末  
でマイナス二百四十五兆円と乖離があることは事  
実でございます。

国民経済計算というのは、国連が加盟国にこう  
いうものを導入したらどうだと勧告した言わば国  
際的な基準でございますが、これは各国の経済状  
況等を体系的に記録して国際比較を行おうとい

のが目的でございます。こういうことから、国民  
経済では、国によつて中央政府とか地方政府の役  
割に違いがございまして、中央政府、地方政府、  
それから社会保障基金、こういうものを合わせた  
一般政府という概念をつくつて、貸借対照表では  
一般政府の資産、債務の状況が示されているとい  
うことでございます。

他方、国の財務書類の方は、我が国の財政制度  
を前提にして、企業会計、今企業会計がどうかと  
いう御議論もございましたけど、企業会計の考え  
方を活用して一般会計と特別会計を合わせた国全  
体の財政状況についてできるだけ分かりやすく説  
明すると、そして財政活動の効率化、適正化に関  
する財務情報を提供することを目的としているわ  
けでございます。

そこで、先ほどおっしゃった乖離はなぜ生じて  
いるかということになります。これは、内閣府  
の国民経済計算におきまして一般政府のデータでは  
地方政府が含まれておまして、これは全体とし  
て資産超過になっているということがございま  
す。それから、国民経済計算では、公的年金につ  
いて、これは先ほどのOECDの統計と同じでござ  
いまして、積立金は資産計上しているけれど  
も、賦課方式の年金制度を前提に、年金債務は負  
債計上していないということがございます。

そこで、すぐに払ふ必要のないようなものを入  
れているのは問題ではないかということございま  
すが、企業会計では企業の財務状況をきちっと  
把握するために、現に生じている借入金というだ  
けではなくて、借入金のような債務というだけで  
はなくて、例えば退職給与引当金、これは過去の  
雇つたということによつて生じる将来の費用でござ  
いまして、こういうのも負債として計上するとい  
うことになつておまして、この考え方を活用  
した国の財務書類においても同様の考え方に基  
づいて負債に計上しているわけですが、これは私は  
妥当ではないかと思ひます。

今、岩井先生は、国庫債務負担行為とか義務的  
経費はどうなんだということございましたけれ

ども、国庫債務負担行為は、契約の相手方が債務を履行しない限りこれは負債には計上されないというものであります。義務的経費というのは、これはフローの概念でございますから、ストックの財務状況を示す貸借対照表上にはそれを入れてくるのは適切ではないかと思っております。

それから、OECDのSNA、一般政府の概念の中では、おっしゃったような預託金とか責任準備金とか、預託金の方はSNAでも含まれるんじゃないかと思いますが、責任準備金や公的年金預り金、退職給付引当金というものは含まれてないのは事実でございます。しかし、責任準備金というのは、例えば、翌年度以降の労災年金の給付に必要な見込まれる額の計上でございますし、公的年金も年金預り金も財政再計算で財政見通し上の必要な積立金と、こういうことでござい

ますし、退職給付金も年度末に全職員が退職した場合に必要な、これもまあ仮定ではございますが、退職金相当額を計上しているわけでございます。これはやはり国債や何かの、国債や地方債の償還に充ててしまつていいという財源ではないんだと、こういうふうに思っております。

○岩井國臣君 財務省の考え方を今大臣から述べていただいたわけでありまして、そのことについては、お話を聞いてもまだ疑義が残っております。

私自身は、そう作爲的、意図的に増税に結びつけるような形で資料をお作りになつておるとは思っておりませんが、ただ見方については、見解についてはちよつと意見の相違がまだあるように思ひます。いづれまた、時期見て、機会を見ていろいろ議論させていただきたいと思ひますが、世の中には、財務省が意図的に、増税のために意図的にわざわざ財政状況が厳しと宣伝しているという指摘も、いや、あるんです。そういうことを言う人もおります。僕は思つてませんけどね、そこまでは思つてないけど。

債務負担が大きい小さいかは一国の経済力と

の兼ね合いで決まるわけですね。したがつて、例えば対GDP比で見ると、これは悪化しておりますが、それが悪化してきて、ずつと悪化しておりますが、その理由はGDPそのものが縮んでいるからだ、と、そういう指摘もあるわけですね。経済成長がないと、GDPが縮まる上、税収も減つて、財政状況の悪化を加速させるのは当然だろうと思ひます。逆に、積極的な公共投資や民間投資の誘発で名目GDPを伸ばしてこそ、税収は上がり、また債務の対GDP比が下がっていくのではないかと、財政状況は改善するのではないかと、このように思ひます。緊縮財政ではなくて、公共投資の増額など積極財政に転換すべきだというのが私の持論という立場でございます。その点、財務大臣の見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も、財政赤字の解消については、先ほど与謝野大臣からいろいろ御議論があつたところで、実質成長率を上げていくということ、これはなきやならないだろうと思つております。その上で、我が国、特に小泉内閣の下におきましては、改革なくして成長なしということではいろいろ努力をしてまいりまして、その結果、現在、財政出動ということには頼らずに国内民間需要に支えられた景気回復が続いているところですが、岩井先生は、これは積極財政だから本当にデフレをきちつと脱却するためには積極財政に転ぜよと、私は、小泉総理のおっしゃる方を全部借りるつもりはございませんけれども、やはり平成十八年度予算も三七・六%公債に依存している、こういう形でございまして、まあ積極財政と言われどもなあと、このあたりは率直に言つてあるわけでございます。

ですから、なかなか毎年の毎年のフロー、これだけ新たに公債を付け加えていくという状況から見ましても、私は、それほど積極的ではないんだ、これでも頑張つておるんだと思つておるわけでございますが、岩井先生のおっしゃるような積極財政に転換するというゆとりは、なかなかそういう

状況ではないのではないかと。むしろ財政運営の信認を維持する観点から、先ほど来の御議論のように、歳入歳入一体改革というのを進める必要があるのではないかと考えておるわけでございます。

財務省はいろいろ増税のために着々と手打てを打つておるという御批判があるのもよく私の耳にも入つておると思いますが、それは私の身の不徳の致すところでございます。誠に誠意きちつと正しいことを言わしていただきと思つております。

○岩井國臣君 それは、名目成長率だけじゃなくつて金利の問題も大変大きいですから、そういう政策も併せてやらなきやいかなうわけでございますが、もう少し私は積極財政に転じていただきた方がいいのではないかと思います。

公共事業につきましては、平成十四年一月の「改革と展望」に従ひまして、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安にするというふうなことで抑制されてきました。「改革と展望」の対象期間は平成十八年度まででした。すなわち、大幅な追加が行われていた以前の水準とは、平成十五年三月の衆議院の国土交通委員会での財務省の答えとして、バブル崩壊後、最初の景気対策が平成四年でございまして、それ以前の水準、すなわち平成二年ないし三年の公共投資の水準というふうな答弁されておられるわけがあります。これらに従えば、平成十八年度予算案の公共投資関係費は七兆九千億、平成二年度の八兆二千億あるいは平成三年度の八兆七千億をもう既に下回つておると、「改革と展望」の目標を達したと言えのではないかと思います。財務大臣、公共事業の現在の水準についてどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今指摘されましたように、平成十四年一月の閣議決定の「改革と展望」は、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安というところでございまして、これは平成二年度だというふうな考えておるわけ

でございます。

そこで、今委員は公共投資関係費の方を引かれたと思ひますが、公共事業関係費で見ましても、平成二年度は七兆三千二百七十七億、これに對しまして平成十八年度予算における公共事業関係費は約七・二兆円でございますから、「改革と展望」で言つております目安を下回る水準に現在来ているというところは、そのとおりでございます。

ただ、公共事業につきましては、今の財政水準、財政事情の厳しさ、それから社会資本整備が相当進んできたということ、それから我が国の水準と諸外国の水準の比較等をいたしますと、引き続き重点化、効率化を図つていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○岩井國臣君 現在、経済財政諮問会議を中心に、歳入歳入一体改革の議論が進められております。

財政再建の必要性については十分私も分かつておるつもりであります。しかし、その経済財政諮問会議の中で、我が国の社会資本ストックは既に欧米諸国並みに整備されていると。今財務大臣もそのような認識をおっしゃつたと思ひます。もうかなり社会資本も整備されてきたと、このおつちやつていた。あるいは、こういうことも経済財政諮問会議で言われている、公共事業は無駄だからやらなくてもいい。そういう、まあそれは財政諮問会議そのものではそんな議論はないかも分かりませんが、そんなことを言われる人も、メンバー、おられるわけですね。

今後の公共事業につきましてはどのように考えておられるのか、公共事業そのものについての財務大臣の御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 岩井先生とは同じ自民党京都府連に属しておりますので、いろいろ御一緒にやらしていただいておりますのに、やや意見が違ふところがあるところ、恐縮でございますが、私も、公共事業は無駄であるとか、よく甚間、人一人、車一台通つてない、シカやイノシシばかりが通つていような道路があるとか、心ない批判がござ

いますけれども、そういう考え方は全く持つておりません。

ただ、先ほど申しましたように、我が国の社会資本整備はもう格段に進捗してきておりまして、さらに、これから人口が減っていくということを経営しますと、既存ストックをどう有効に活用していくかということがやはりこれからの大事な点になってくるのではないかと、それから、コスト縮減や入札、それから契約の見直しに取り組んでいただいておりますが、こういうことを更に進める必要があるのではないかと、それから、先進主要国と比較しますと、我が国の公的固定資本形成の水準は依然として高いのではないかと、ということ。それから、先ほどの御議論でございますが、民需主導の景気回復が続いておりまして、今後とも構造改革を推進して、民間主導の経済成長を図る必要があること。こういうことに留意する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○岩井國臣君 公共事業の投資水準でございますけれども、欧米諸国並みにすべきという、そういう主張がございますね。財務省にもそういう考えがあるんじゃないかと思いますが、その根拠をいまして、国民経済計算に基づきまして一般政府の総固定資本形成、いわゆる一般政府I-GのGDPに対する比率が用いられております。我が国の一般政府I-Gについては、平成十七年度の推計値で三・四％になっているかと思えます。フランスの三・三％、アメリカの三・二％とおおむね同等の水準になっているものと認識しております。しかし、昨年十月の財政制度等審議会では、この一般政府I-Gの中身を十分類にされまして、そのうち三つの分類のみを公共事業相当分としてくり出した上で欧米諸国と比較し、依然として投資水準は高いんだと、そういうことを言っております。これまでの議論を混乱させるのではありませんか。財務省はどのように認識しておられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副大臣(赤羽一嘉君) まず、公共事業の御専門の岩井先生に御答弁させていただくのは大変恐縮でございますが、まず、私は、いろいろこの公共事業の統計というのはフローで見るとかストックで見るとか、それぞれの統計の傾向性があるということはあるけれどもないというふうには思っております。

そこで、岩井先生、先ほどもおっしゃられた一般政府ベースの公的固定資本形成、これI-G全体のGDP比ですけれども、先生の言われた二〇〇五年の推計値というふうにおっしゃられました。〇〇四年の数字として認識をしております。これは日本は三・七％と。先進諸国に比べてどうかという、これはフランス三・二％、アメリカ二・六％、イギリス一・八％、ドイツ一・四％ということ。この統計でも先進諸国に比べて高いものというふうには認識をしておるわけでございます。

そして、その次に、財政諮問会議で取り上げたこのSNA統計というのは、これ一般政府に係る、これ私たちは別に恣意的なものというふうにして統計を作ったというふうには認識をしております。こういう統計もあるんだらうと。この一般政府に係る十の支出分類のうち、公共事業関係費と認識される三つ、経済業務、環境保護、住宅・地域アメニティーと、この三分野に分類して、ここを公共事業に相当するものとして比較した場合どうか。この数字につきましては、この平成十五年度現在で、我が国が三・四％、フランスが一・三％、アメリカが一・一％、ドイツが〇・九％、イギリスが〇・五％になっていると。こういったことでもございまして、これ議論を混乱させるかどうかという、まあいろいろな指標があるということであって、このSNAの比較統計について、恣意的なもので何か日本の公共事業が進んでいるといったものを、結論を先にありきというふうな統計ではないというふうには認識をしております。

○岩井國臣君 それは財務省としてはそう言わざるを得ないと思うんですけど、どうもやっぱりおかしいんですね。公共事業の投資水準につきまして、私はどうしてもやっぱり恣意的な操作をなさっているのではないかなという疑念が払拭できません。

例えば、御承知かと思いますが、我が国の河川は欧米の河川に比べて非常に急流であり、その分自然災害に対する備えの必要度合いが高いということはお分かりいただけると思うんですね。近年も集中豪雨が頻発しているか、増えておりまして、自然災害が頻発しているんですね。また、欧米諸国において、近年の水害を受けて、治水への国の関与を強くし、治水安全度を高めていく方向もあるというふうには聞いております。

道路につきましても、高速道路や都市圏の環状道路の整備水準というのは欧米に比べてまだまだ低いわけでありまして。既に多くのストックができて上がつておる欧米と、いまだ整備途上の我が国では、ストックの量に大きな差があるものと思えます。また、国土・地形条件の相違もありますね。

地形、地質が違います。例えば、同じ道路の長さを、同じ長さのものを造るにしても、日本はアメリカの大体二倍のコストが掛かるわけですね。このような国情的違いというものを無視して、投資水準の高さだけでいろいろと物々考えるというのはおかしいんじゃないか。公共事業を抑制しようとする、まあそういう恣意的なものをやっぱり感じざるを得ないということでございます。この点を財務大臣に十分御認識いただいた上で、平成十九年度以降の予算編成に臨まれるよう強くお願いをしておきたいと思えます。答えは今結構でございますので、駄目だと言われても困るんです。

次の質問に移りますが、財政再建の今度方法ですね。財政再建は必要だと思えますよ。だけど、その方法論でいろいろとやっぱり考え方というのがあるんだらうと思えます。先般、日銀の量的緩和と政策が解除されましたけれども、今ようやくしてデフレを脱却しつつあるんだと。量的緩和を解除したらまたさぞデフレに戻るんじゃないかという、そういう心配をする人もあるわけですが、私は、デフレ脱却が確実になるまでは積極的な財政運営が不可欠であるというふうには考えております。

財務省は、まずは徹底した歳出削減に取り組んだ上で消費税等の増税をお考えのようですね。これはとんでもないことじゃないかという気がしてならないんですね。財務大臣のお考えをお伺いしたいわけでございます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど、今日の朝からのこの当委員会の御議論でも申し上げたところでございますけれども、私は、財政を立て直す上では歳入歳入両面から取り組む必要があると思っております。

それで、その中でも、無駄な歳出を省くということは当然やらなきゃいけない、歳出構造を変えていくということはやらなければいけないが、現に三七・六％の公債依存率、平成十八年度予算もそういうことでやる。それから、長期国債残高がGDPの一五〇％を超えているという状況では、歳出カットだけではもう限界がございまして、

しかも、それに加えてまして社会保障が、これはどうしても抑えても、これだけの高齢化でございますから抑え切れない面がある、毎年一兆円ほどの自然増があるという状況。それから、先ほど申しましたから多くは申しませんが、これから基礎年金の国庫負担をどうしていくかというような問題。さらには、金利負担に非常に弱い状況ということをお考えますと、私はそんなにゆとりはしておれないという気がいたしております。まあ、謝野大臣の下でこれからしっかり議論してまいります。何らかの歳入策ということを御理解をいただく必要があるのではないかと考えております。

○岩井國臣君 一日も早いデフレ脱却のために、これも私の考えですが、どっちみち将来やらなければならぬ公共事業を民間資金を使つて前

倒しにやればいいんじゃないでしょうか。そういう趣旨から、私たちは議員立法でいわゆるPFI推進法を作りました。財務省は、景気刺激のために国土交通省を督促して、どっちも将来やらなければならぬ公共事業、幾つかあるわけでありまして、そういうものをPFIでやればいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

PFIは、貸借対照表でいいますとオフバランスというのが世界の常識であります。財務省は、景気刺激のために国土交通省を督促して、どっちも将来やらなければならぬ公共事業をPFIでやればいいと私は考えておまして、その点についての財務省の御見解をお伺いしたいと思っております。

○副大臣(赤羽一嘉君) まずもちまして、PFI推進法の立法につきましては、岩井先生に大変御尽力をいただきましたことに心から敬意を表したいと思っております。先生に御尽力いただきましたPFI推進法に基づきまして、政府として今、効率的かつ効果的な社会資本を整備、管理することを積極的に推進しているところでございます。

なかなか国土交通省がというようなお話もございましたが、平成十八年の二月二十八日現在で、このPFI法に基づく事業、全国で二百三十三事業ございます。国土交通省関係だけでも四十六事業ございまして、これ私たちがこのPFI推進法、順調に利用されているのではないかとこのように考えております。

先生今言われました、将来やらなければならぬ公共事業を前倒してやるべきだと、こう言われました。私、公共事業の中でももちろん、先ほど大臣からも御答弁もありました防災、減災等による安全、安心な社会をつくるとか国際競争力の強化とか都市再生とか、こういった重点化、効率化をしていくことはすごく大事なことで、たいうふうにおっしゃいますし、限られた財政状況の中でPFI法を有効に使っていくというのは大変、何というか、賢い知恵だということに私は思っております。

しかし、さはさりながら、これ国土交通省を督促してというのは、どの公共事業を優先して、何が優先してやられるべきかというのは、やはり一義的には国土交通省が決定するべきだということに思っておりますし、その公共事業に対して、従来の方式で公共事業をやるのかPFIを採用するのかというのは、それは、これも正に釈明に説法でございますけど、バリュー・フォー・マネーというんですか、採算を取って国土交通省が決定すべき話ではないかというふうに思っております。

蛇足ながら、これもあれですけど、PFIの導入という、とかく私の同僚議員の中でも、PFIを使うと国の財政負担が発生しないというふうな勘違いしている議員もいますが、そんなことはございませんで、国の財政負担も当然発生するわけでございますので、そのことについても留意することがあるということも言うまでもないことでございまして。

○岩井國臣君 財政負担は発生するんですけども、そういう意味で借金といえば借金かも知れませんが、利子は払わないで済むようなやり方もあるはずなんです。利子は払わない、利子分は払わない。原資だけ何年か掛けて少しずつ払っていくと、利子は払わないというやり方もあると思えます。いろいろ検討していただければと思うんです。

時間がなくなつてまいりましたんで、ちょっと地域通貨について問題提起をしておきたいと思えます。

総務大臣の私的懇談会で地方分権二十一世紀ビジョン懇談会というのが開催されました。破綻法制の議論が進んでいるやに聞いております。ローカル・オブティマムと、そんなことをいろいろ言われておりますが、結局は企業の競争原理である選択と集中で過疎地域を切り捨てるのではないかと。私は、総務省のみならず竹中大臣のそういうお考え方につきましては大変疑問に思っております。

わけです。地域政策というのは、やはり共生と分散なんです。選択と集中ではないというふうには考えております。

地方分権改革推進会議というのがございまして、そこでは、「中山間地域における町村等、小規模な基礎自治体が総合行政を確保し、豊かな生活圏を構築することは、急激な人口減少が見込まれる中、国土保全の観点からも重要である。」と、そういうふうな言っていたらいておるわけでありまして、過疎地域を切り捨ててはならないと思えます。私たちは歴史と伝統文化を生き延びておるわけで、歴史と伝統文化に生きておるではありません。過疎地域という影の部分にもやはり光を当てていかなければならないというふうに考えております。

ハイエクの「貨幣発行自由化論」というのがあります。そしてまた、「エンデの遺言」という本もあります。これは、今はやりの地域通貨の必要性を日本人に訴えたものではないかというふうな考えでおります。また、地域通貨に関連する最近の経済学の本としては複雑系経済学あるいは進化経済学、そんなものも出ておるんですね。

質問になりますけれども、時間大丈夫ですかね。私は、過疎地域と農山村地域の活性化のためには、地産地消とそれを支える地域通貨というものが不可欠ではないかというふうに考えております。地方分権あるいは地域振興の観点から、ひとつこれからのいろいろと検討しなければならぬのではないかと考えておりますが、この点につきまして財務大臣、何か感想でも御意見でも、何かありましたらちよつとお答えください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 岩井先生が大変研究された結果の御質問に対して、この役所の作った一、二枚の紙で答弁するのは甚だ心苦しく感ずるところでございますが、ちよつと前に、本部長は内閣総理大臣が務めておられますが、地域再生本部の会議が官邸で行われましたときに、その中で、地域通貨を使つたいいろいろな取組の御紹介がございまして、それで、それは多く地産地消とい

うものを地域内の生産及び消費の拡大、地産地消というものを目指してやられておったと思ひまして、私はこういうものがどれだけ利用できるかというのは大変面白いなとき感じました。

一般論でございますが、地域通貨というものを使得って地産地消をやっていく取組は十分研究をして進めたいだいたいと思っておりますし、また私どもでも勉強したいと思っておりますが、ただ、私どもとして一点考えておかなければならないのは、一般的にその換金が確保されたもの、どこでもだれでも何にでも利用できるということになりますと、いわゆる紙幣類似証券取組法との関係はどうなるのかというような問題もあるわけでございます。ただ、そういうようなことを注意してやっていたら、私は大変有力なツールになるのではないかと考えております。

○岩井國臣君 今、私、過疎地域等の地域をイメージしながら地域通貨の話をしましたが、実は地域通貨の問題というのは、昨日の予算委員会でも田村耕太郎先生が言われました国有財産の証券化の話がありますね、それと結び付けて、財政再建にも役立つ可能性があるように思ふんですね。当面はそこまでききないかないかなも分かりませんが、地域通貨についてはひとつ財務省もそうだと思いますが、財務省におかれてもしつかり勉強していただく必要があるのではないかとこのように思ひます。そういうことで、今日は一つの問題提起をさせていただきました。

私自身は、もうちよつといろいろと考えるにやいかぬんですけど、一國二通貨、円は利子が付くわけですけど、利子の付かない通貨の発行というものも考えたらええのではないかとこのように今思っております。一國二通貨、ちよつと勉強したいなと思ひます。また、時期見えて、そんな話はいろいろと議論させていただきたいと思っております。

終わります。  
ありがとうございます。  
○委員長(池口修次君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(池田修次君) たいだいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒木清寛君 福井総裁には、大変ありがとうございます。

まず、お尋ねいたしますが、先週、日銀は量的緩和政策の解除を決定をしたわけでありましたが、政府はいまだデフレ脱却宣言をしておりませんし、日銀もそうした見解ではないと承知しております。また実際、消費者物価指数の前年比は、ここ数か月にわたってプラスに転じてはおりますけれども、まだプラス一％という範囲でございまして、大変不安定さを残しているわけでございします。そうした中で、住宅ローンの金利の上昇あるいは中小企業の借入金利の上昇等で家計や実体経済への悪影響ということも若干の懸念がございします。

そういう意味で、今回の量的緩和政策の解除がデフレの逆戻りあるいは景気の腰折れということにつながるものではないということにつきまして、改めて総裁から御説明をお願いします。

○参考人(福井俊彦君) お答えを申し上げます。

先週、日本銀行では量的緩和政策の枠組みに終止符を打たせていただきましたけれども、私どもの意図しておりましたところは、直ちに金融引締めに向かうということではございませんで、日本経済が最終的に物価安定の下で持続的な成長の実現に向けて、しっかりと軌道を行くように引き続き金融面でしっかりとサポートをしていきたいと、緩和的な金融環境を維持することにより、そ

うした経済に対するサポートをしつかりしていきたいというところに主眼がございします。そういう過程をきめ細かい金融政策によってなだらかに支えていきたいというのが本旨でございします。

私どもの経済の見方は、経済は非常にバランスの取れた形で着実に回復していると。内需、外需のバランスの取れた牽引力、そして企業部門、家計部門の間のバランスも非常にいい状況が実現してきておりまして、息の長い景気回復を実現させていく条件が整ってきていると。物価の面でも、物価の基調は次第に好ましい方向に変わってきておりまして、特に消費者物価指数で見ますと、ここ数か月安定的にゼロ％以上となり、このプラスの基調はこれから更に定着していくというふうに見込まれる状況でございします。

したがって、これまで役割を果たしてきた金融政策の枠組みのうち、量の意味はほとんど失われたということとございします。金融緩和政策のポイントが、短期金利がゼロである、ゼロ％であるという効果にほぼ絞られてきたということとございします。そうした実態を金融政策の枠組みの中でも明確に表に出して金融政策の透明性を高め、今後、市場と金利を通ずる対話を繰り返しながら、バランスの取れた経済の姿がよりよく定着していくように金融面からサポートしていきたい。

具体的には、当面、無担保コールレートをおおむねゼロ％というふうに誘導いたしますけれども、将来は経済・物価情勢の変化に応じて徐々に金利水準の調整を行っていくを得ないというふうな思っておりますが、引き続き経済がバランスの取れた持続的な成長過程をたどる中にあって物価の上昇圧力が抑制された状態が続いていくというふうな判断されるのであれば、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持されるであろうと、維持していくことが可能であろうというふうな考えております。

○荒木清寛君 今もお話ございましたように、ゼロ金利政策は当面続けるということでございま

して、私もその御説明を聞きまして安心をいたしましたんですが、しかし量的緩和政策解除後の福井総裁あるいはそのほかの審議委員の国会等における発言等から、このゼロ金利の解除も意外と早いのではないかと、そういう観測を呼んでいるところとございします。

といいますのは、やはりいつゼロ金利を解除するかにつきましては具体的な方針が特段示されておられませんで、ある意味ではそういう裁量の範囲内にあるということから様々な観測を呼んでいるのかと思います。

先般、物価安定の目安としましては、消費者物価指数の前年比ゼロ％から二％、さらに、委員の中心値は一％前後であるというふうな提示をしておりますけれども、こうした基準が今後のこのゼロ金利の解除の判断とどうリンクするのか、全くそれは関係のないそういう指標であるのかということについてお尋ねいたします。

特に、日銀の審議委員会の中にもいろいろな意見があるかと思っておりますけれども、つい先般までお務めであった方が昨年出版された本を読みますと、この量的緩和解除の判断に際しては若干の辛抱をしても日銀にとっては損はない、こういうことが書かれておりまして、私はそれを読みましてそうだなというふうな思ったわけでありまして、そういう意味で、ゼロ金利の解除につきましてはもやはり相当慎重にやっていたべきだということの私の見解でございしますが、差し当たりまして、この物価安定の基準とこのゼロ金利解除の関係性につきまして御説明をお願いします。

○参考人(福井俊彦君) 今回公表させていただきました中長期的な物価安定のいわゆる理解というものでございしますが、これは、現時点において政策委員がそれぞれ中長期的に見て物価が安定しているという理解する物価上昇率、これを数字で表現すれば全体としてどのような範囲にあるかを明らかにしたものでございします。

数字で表現する以前のこの本質のところは、日本経済の中で日々行動される経済主体、これは企

業あるいは家計に属する我々一人一人が、将来物価が上がるあるいは下がるということに、何といいますが、惑わされることなく経済活動が展開できると、こういう状況のことを指しておりますが、そのことを数字で表現すればどうかと。日本は過去長い年月にわたって、諸外国に比べて物価の上昇率が非常に低かったというふうな経験則も踏まえ、日本の国民の皆様方が頭の奥底に秘めておられる物価観というものはかなり低いものであるというふうな推測をも持ちながら今回明らかにした数字でございします。

各政策委員は、物価の安定についての基本的な考え方をそういうふうな踏まえながら理解を表面に出したわけでありまして、そうした理解を念頭に置いた上で今後、経済・物価動向について情勢判断を行い、かつ金融政策を具体的に決定していくということになります。

この枠組みは、インフレターゲットのように物価安定の数値的な目標を定めて、ある期間内に達成するということを目指すものではございません。しかし、我が国経済の現状において、金融政策の透明性を確保しながら適切なその運営を図っていく上で最もふさわしいものではないかというところで今回、こういうものを決定し、打ち出させていたわけでございます。

今後の金融政策の運営としては、無担保コールレートをおおむねゼロとする期間を経た後、先ほど申しましたとおり、経済、物価の情勢変化に応じて徐々に調整を行うということでありまして、この場合に、重ねて申し上げれば、経済がバランスの取れた持続的な成長過程をたどる中で物価の上昇圧力が抑制された状況が続くと判断されるのであれば、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持される可能性が高いと考えています。

具体的にゼロ金利を修正する時期がいつかというふうなことを考えるには、まだ量的緩和の枠組みに終止符を打たせていただいた直後でございまして、それを論ずるには余りに早過ぎるというふ

うに考えています。当面、供給されました多額の流動性を円滑に吸収する過程が正に始まったばかりでございますし、四月の末にはまた新しく展望レポートの中で、二〇〇六年度、二〇〇七年度に及ぶ日本銀行として標準的な経済、物価の見通しを公表させていただくつもりでございます。

それにつきましては、望ましい物価安定の下での安定的な経済の拡大というパスにそれがしつかり乗るものであるかどうかという評価も加えて明らかにさせていただきます。

そうしたことが市場の中できちんと評価されて初めてゼロ金利解除についての市場の期待感というものも安定した形になっていくだろうというふうに考えています。

○荒木清寛君 福井総裁はもう結構でございます。

そこで、財務大臣に一点お尋ねいたしますが、午前中の議論でも、国の公債残高は平成十八年度末に五百四十二兆円、これに財投や地方の債務を加えますと、現在でも一千兆円を超える債務があると、このように認識をしております。

そこで、量的緩和の解除あるいは今後のゼロ金利の解除等によりまして長期金利が上昇した場合には、当然これは財務体質悪化の原因になっていくわけでございまして、この点についてどういう対策を今考えているのか。それは財政再建に尽きるのかもしれないけれども、やはり当面のそういう金利上昇に対する備えというのが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これだけやはり借財をしておりまして、金利変動リスクというものが非常に高いわけでございます。じゃ、何をやるかというところになりますと、今、荒木委員がおっしゃいましたように、まず財政がきちんと取り組んでいるということを示して、いわゆるプレミアムリスクというものを最低限に押さえ込んでいくと。その上で国債管理政策を適切に運営していくということに尽きるのではないかと考えております。それで、財政をきちっと改善をしていくという

意味合いにおきましては、一つは、二〇一〇年代初頭に向けてプライマリーバランスを回復しようということと、今努力をいたしておりますし、さらに与謝野大臣の下で、歳入歳入一体改革の道筋を付けようというのもその努力の大きな部分でございます。

それに加えて、毎年毎年借換債等相当な国債を発行して、これを消化していかなければならぬわけでございまして、まずマーケットのニーズがどこにあるのかということをよくつかんで、マーケットのニーズに応じた消費設計をしていくと。その上で、やや日本の国債保有というものは国家機関を中心に偏っておりますので、今まで国債を必ずしも持っていたいていない個人であるとかあるいは外国であるとか、そういうところまでできるだけ国債保有者を多様化していくと、そういうようなことを組み合わせまして、安定的な消化、それから中長期的な調達コストの低下というものを図っていくということではないかと思っております。

○荒木清寛君 次に、金融担当大臣にお尋ねいたします。

ライブドア問題に関しましては、事件に関しましては、堀江前社長が容疑否認のまま証券取引法違反で起訴されておるところでございます。先般の委員会でも私も取り上げましたが、この問題は事前規制から事後の監督へという中で、事後のチェックがきちんとできるかどうか問われる、問われている問題であると考えます。そうした意味で、証券取引等監視委員会の機能強化を、私は機能を強化すべきであるというふうに考えておりますし、この委員会等でも様々な議論が行われてきたところでございます。

そこで、大臣としまして、この監視委員会の機能、機構、人員等の強化、見直しについて今どういう検討状況であるのか、御説明願います。

○国務大臣(与謝野馨君) 監視委員会が持つております権限というのはアメリカ等に比べて遜色はないと私は思っておりますけれども、やはり人数

などはもう明らかにアメリカの十分の一、また証券取引の監視に關します経験とか歴史とかというものはやはり浅いわけでございます。

それから、やはり人材を広く集めなければならぬという点については、公務員法上一定の制限もございまして、せっかく経験を積んだ方がまた元に戻ってしまうという、そういうこともありますが、この事件が落ち着きましたら、どういふふうに組織や権限、人員、こういうものは謙虚な気持ちでもう一度見る必要はあると思っておりますが、今直ちにそういうことを議論したり着手したりという時期ではないと私は思っております。

○荒木清寛君 今もお話がございました、アメリカ型のいわゆるSEC型に改編をすべきであるという意見も強いわけでありまして、それは私は傾聴に値すると思えます。

ただ今回、金融商品取引法を政府は提出をしていくわけでありまして、これは言うまでもありませんが、金融商品全般につきまして、従来の個別の業法による縦割りの規制を改めまして横断的な規制をしまして、投資家を保護し、また健全な市場を実現すると、こういう法案を提出しているわけですね。

そうした意味で、私は、これと平仄を合わせるという意味でいえば、この証券取引等監視委員会も預金や保険も含めた金融商品全体を、金融取引全体を監督あるいは監視をする形にすることを検討すべきではないか。いわゆるイギリスのFSA型といえますか、そういうものも十分に参考にしようということではないとお話でありますけれども、しかし一遍検討すべきではないかと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 何か事がありますと、すぐこれは組織の問題、権限の問題だというふうな考え方がおられますけれども、今回、ライブドア事件の本質というのは、典型的な証券法違反事件でございまして、これは昔からございまして風説の流布とか偽計とか、あるいは有価証券報告書

の虚偽とか、こういうどちらかといいますと類型的には昔から想定されている私は犯罪だったと思っております。

そこで、証券監視委員会の権限不足とか、そういうことで起きた事件かと、そういうことを考えてみますと、決してそういうことではないと私は思います。ただし、これからいろんな新しい金融商品も出てまいりますし、今回新たに業界横断的な法制を国会にお願いしているわけでございまして、どうすれば事後チェックがより行き届いたものになるのかということは国会でも、また我々も考えていかなければならない課題であると思っております。

○荒木清寛君 是非検討方をよろしくお願いいたします。

そこで次に、貸金業制度問題につきまして、午前中もかなり議論がございましたが、大事な問題でありますので、私もお尋ねいたします。

三月十日に開かれました貸金業制度等に関する懇談会では、利息制限法の上限金利と出資法の上限金利の間のいわゆるグレーゾーン金利を撤廃する方向で大筋合意をしたというのが報道でございします。また議事録要旨等は発表されておりますけれども、そのとおりでございまいしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたします。

三月十日にも貸金業制度等に関する懇談会が開かれておりますが、現在、この懇談会におきましては各種の議論をこれから深めていく段階でございします。十日におきまして、いわゆるグレーゾーン金利問題を含めまして金利規制の在り方につきまして議論がなされ、様々な意見が出されておりますが、現段階でグレーゾーンを撤廃する方針で合意したということではございません。

○荒木清寛君 まだ検討を進めているということでしょうが、やみ金融対策法、平成十六年一月一日施行の附則十二条に定めます貸金業制度の在り方についての見直しの期限、要するに三年、施行後三年を目途として見直すという、その期限が間



もなく来るわけです。来年の一月ということになりますね。

そうしますと、政府としては、この貸金業規制法及び出資法の改正案をいつのタイミングで国会に上程をする予定ですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) いわゆる貸金業法でございますが、これは従来から議員提案によって行われてきているものでございます。

この改正につきまして、先般の改正に当たりまして施行後三年を目途として必要な見直しを行うということになっておりますが、行政当局が改正法案の提出時期等につきまして現段階でコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○荒木清寛君 ただ、これは先ほどの懇談会というの、この三年を、三年後の見直しということを見野に入れて検討をしているんじゃないんですか。しかし、いずれにしても、これはやはり政治主導ということであれば我々もしっかり議論をしていきたいと考えております。

そこで、先ほども統計がないということについて随分大臣も批判をされておりましたが、この消費者金融などにおける多重債務者というのは何人ぐらい、あるいは何十万人、何百万人存在していると考えられるでしょうか。ちなみに、多重債務者というのは、複数の借り手から自身の返済能力を超える多額の債務を抱えている債務者、このように言えるかと思いますが、教えてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 多重債務者につきましては、明確な定義があるわけではございませんで、その実態につきまして確たることを申し上げることは困難でございます。

なお、いろんな指標がございますけれども、例えば個人の自己破産申立て件数あるいは特定調停の件数につきましてはよく言われるところでございますが、個人の自己破産申立て件数ということで申し上げますと、これは平成十五年にかけて増加いたしました、その年に二十四万二千件程度でピークを迎えておりますが、その後減少いたしました。

して、平成十七年でございますが、速報で十八万四千件となっておりますのでございます。特定調停の件数につきましても、平成十五年にかけまして増加し、同年五十三万七千件でピークになっておりますが、その後減少し、平成十七年は、速報値でございますが、二十七万五千件となっておりますのでございます。

多重債務の実態と対応策につきましては、現在、その貸金業制度に關します懇談会におきましてその他の貸金業制度等をめぐる諸問題とともに勉強をしているところでございまして、引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 ただ、多重債務者が何人いるかということが分からずして、金利をどうするのかという、そういう政策判断はできませんでね。このいわゆる被害者の会等のお話によりますと、百五十万人から二百万人ぐらいではないか、あるいは先ほども引用がございましたが、消費者金融白書といういわゆる日本消費者金融協会が出している白書がございまして、その中の論文でも数百万人規模だという推定をしているわけですね。

だから、ここはやはり、いろいろこれは推計をする手掛かりになる指標はあるわけですから、政府としてもこの実態をきちんとして、何人という方がいるのか、この実態を把握すべきである、調査すべきであると考えますが、大臣、どうですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 概数はいろいろ推計でございまして、実際の多重債務者がどのぐらいいるかというの、多分正確には分からないと思ひますけれども、政策を考へていく場合に、大体このぐらいではないかということ推論できるといふところまではある程度のデータを集める必要があるんではないかと思ひますが、しかしこれは正確な数字にちりちりした数字にはなり得ないというの、委員も多分お分かりいただけると思ひます。

○荒木清寛君 昨年の十二月十五日、そして今年の一月十三日、一月十九日に重要な最高裁判決が相次いでありまして、一言で言いますと、いわゆるみなし弁済、いわゆるグレーゾーン金利について

の弁済を一定の要件で有効にするという、この適用を極めて厳格に解釈をしております。

私は、こうした最高裁の判例を読みますと、裁判所は、このグレーゾーンの金利帯があること自体おかしいと、こういう認識を持っているというふうに思ひます。先ほども与謝野大臣から、この上限金利は随分高いという率直なお話もあったわけでありまして。

私は、このグレーゾーン金利というのはやはりなくさなければいけないし、この出資法の上限金利二九・二%を利息制限法の制限金利、まあ一五から二〇%になるわけでありすけれども、そこまで引き下げて、グレーゾーンというのをなくして、みなし弁済規定も撤廃すべきである、こう考えますが、大臣の見解を伺ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 繰り返しになって恐縮でございますが、金融庁では昨年三月から、貸金業制度等に関する懇談会を開催いたしまして、貸金業制度等をめぐる幅広い論点について勉強をしているところでございます。

引き続き、いわゆるグレーゾーン金利を含む金利規制の在り方、その他貸金業をめぐる諸問題についても議論を深めてまいりたいと思ひますが、金融庁は、当然、一連の最高裁判決を重く受け止めて、金融行政に生かしてまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 最後の課題といたしまして、財務大臣に特別会計改革につきまして何点かお尋ねいたします。

行政改革推進法案が国会に提出をされまして、この三十一ある特別会計について抜本的にメスを入れることになっております。この法案の中でも、今後五年間で二十兆円程度の財政貢献といひますか、余剰金の圧縮ということがうたわれているわけでありまして。

ただ、この二十兆円の圧縮といひますか、財政貢献といひますか、ある意味で、大変な金額なんですけれども、そのとき限りの効果でございすね。それとは別に、特別会計をスリム化すること

によりまして、毎年毎年のそういう、いわゆる財政改革効果といひますか、歳出削減効果といひますか、あるはずでありますので、そうしたことににつきましてもしっかりと目標を示して改革に取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、荒木委員からお話がございますように、今回の特別会計改革では、今後五年を目途に三十一ある特別会計を三分の一から二分の一へ大幅に削減しよう。そうすると、明治二十三年の制度発足以来一番少ない数になるということでございますが、一つはそれをやろうと。

それからもう一つは、今お話がありましたように、今後五年間で合計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指そうという、私どもとしては相当踏み込んだつもりであるわけですが、その第一歩として、十八年度予算では合計十三・八兆円のこの積立金、余剰金を財政健全化のために活用することとしております。

それで今、一回限りというお話がありましたけれども、その出てくるものの性格によりまして、一種のストックになっているものは、これだけの負債のストックを減らすのに使おう、つまり国債を圧縮していくことに使おうと、それから毎年毎年の言わばフロー的に出てきますものは、毎年毎年のその一般会計に入れて、毎年毎年の財政を少しでも健全化し国債発行額を圧縮しよう、という考えでやられていただいているわけでありまして。

それで、特区改革を進めるに当たりましては、統廃合による事業の見直し、それから業務の効率化、こういうものを図って、これをきちっと予算へ反映させていくということが必要だと思ひます。

それで、各特区の性格も踏まえながらきちっとやらしていただきたと思ひますが、さらに、今申し上げたような資産あるいは剰余金を一般会計に繰り入れたら、国債償還に充てるといふことだけではなくて、もう少し全体の効率化、ス

リム化というものも考えるべきではないかというお話だっただけです。私どももそのとおりだと思っております。それぞれの歳出削減などを通じて借入金であるとかあるいは一般会計からの繰入額を圧縮するということを目指していかなければならないと思っております。

ただ、特別会計はいろいろな性格のものがございますので、例えば手数料収入などの歳入は歳出削減による事業縮小に伴って減っていくと、その手数料なんかはむしろ縮小しちゃうというようなこともございますので、歳出削減がすべて収支改善につながるかどうかということもありますが、全体のその効率化を目指していくということはこれからきちっとやらしていただきたいと思っております。

○荒木清寛君 一つ具体的に関連してお尋ねいたしますが、外国為替資金特別会計の積立金の縮減についてでございます。

この会計の資産は年々増加をし、平成十八年度末には百六十兆円に上ると見込まれております。これに伴い、積立金も増加をしまして、同年度末で十五兆円に膨らむと見込まれております。外為特会の積立金の水準につきましては、経済財政諮問会議でも指摘がありましたように、これは竹中大臣が指摘をしたようですが、この資産に対する積立金のウェイトが民間の保険会社に比べて過大である、縮減ができるという指摘もあるわけでございます。

もちろんこの外為特会から一般会計に對しましては毎年毎年この剰余金という形で繰り入れられまして、財政貢献がされていることは承知をしておりますけれども、これまでこの巨額の積立金につきましては手が付けられていないわけでございます。

したがって、この特別会計の今回の見直しの中で、もちろんマーケットにも十分配慮しつつ一定程度この積立金につきましても取り崩ししまして、これを国債の残高の縮減に充てるといふことも検討しなければいけないと考えますが、いかが

でしょうか。  
○国務大臣(谷垣禎一君) 外為特会の積立金額ですが、十八年度末の見込積立金額は約十五・一兆円になりまして、確かに巨額のものがあるのは事実でございます。

それで、これがどうやってできてきたかと申しますと、十七年度末時点では外為特会では累積で約三十五兆円の運用益を生じる見込みとなっておりまして、今までそのうち約三十五兆のうち二十兆円は一般会計に繰り入れて、毎年毎年の税外収入等の中で大きなウェイトを占めてきておりますが、その残りの十五兆円を積立金として積み立てているわけでございます。

それで、今これをもう少し取り崩すことができないかという御趣旨でございますけれども、この積立金は将来における歳入不足、外為特会です、この可能性に備えて設けられているものでございまして、特別会計、やはり相当現在は、例えば日米の金利差、相当金利差がございまして、運用益等が積もる状況でございますが、未来永劫そういうことを期待するわけにもいかないわけでございますので、そう言ったときの準備でございまして、これが程度ありますと、特会運営の持続可能性とか収支の健全性に疑念を抱かれると。そうすると、はあ日本の特会はかなり窮屈になってきたと、そろそろ為替介入なんかもう事実上できないんじゃないかという言わば思惑をマーケットに持たれますと、私どもはこの外為特会を持つていこうというものが十分機能が果たせないというふうな考えをしております。確かに今後とも運用益の中から一般会計に入れるものは今後も出てくると思いますが、現在の積立金を取り崩すことは私は適当でないと考えているわけでございます。

○荒木清寛君 もちろん私も一定程度の積立金が必要であることはもう当然だろうと思っておりますが、この積立金の残高も毎年少しずつ増えているわけですね。果たしてこの水準が本当に最小限度必要なのかどうかということは、是非聖域としない

やはり種々の観点から検討していただくことを要請をいたします。

まあ多少時間ありますが、以上で終わります。○大門実紀史君 大門でございます。

昨日、予算委員会でも午前午後とも貸金業、サラ金、クレジット問題取り上げましたけれども、今日もお二人からございましたけれども、ちょっとこいようですけど、もう一回この問題を私、取り上げさせていたきたいというふうに思います。

まず、昨日のテレビでの放映された部分で、与謝野大臣の答弁に心から敬意を表したいというふうに思いますし、いろいろございましたのをお伝えしたいこともありますので、最初にその問題、触れさせていただきます。

大臣が、サラ金のテレビCMや広告が、あるいは一流銀行と一緒にやっていると、これを不倫快に思うという発言が今日の全国紙に一斉に全部取り上げられました。昨日、実は質問を見て、私の質問を見ていた、たいてい某新聞の編集委員の方、大変有名な方でテレビにもよく出られる方ですが、すぐ私の部屋にいられて、与謝野大臣の答弁が大変すばらしいことだったので、私の質問よりも与謝野さんのことを褒めに来られたわけでございます。

実はマスコミの事情が今どうなっているかを少しお話ししないと、と思いますが、要するにサラ金業界からのテレビだとか新聞への広告料、広告費はすごいものがございます。今年間三百億ぐらいの広告収入になっているわけです。そうなりますと、なかなか大手の新聞もテレビも消費者金融、サラ金問題が起きてなかなか追及しない、取り上げなくなっているわけですね。現場の心ある良心的な記者とか、あるいはジャーナリストは悶々としている状況があるわけです。

朝日新聞でかつて武富士から五千万円の広告料収入をもらったということで大変な、たたかれた事件がありましたけれども、とにかくマスコミがなかなかこの問題今、大変な問題になっていても

取り上げているのは一部ですね。やみ金なら取り上げるんですけど、サラ金のは取り上げないという傾向になっておりまして、例えばジャーナリストの須田慎一郎さんという方がいらつしやいますけれども、彼が、昨日私取り上げましたけれども、名前をいませうが、大新聞の夕刊に書いたら、そのプロミスから広告を取り下げると、広告を出さないというふうな脅しを掛けられたとか、それ以来なかなか須田さんもテレビでもしばらく出られなくなったとか、いろいろなことがあるわけですから、実際には。

そういうことからいって、何と申しますか、きちっとこの問題を明らかにしたいけれどもできない状況がある中で、大臣がきつちりとあいうことを言われて、みんな非常に元気をもらったというところを言っております。それを大臣に伝えてほしいということもありましたので、お伝えしておきたいというふうに思います。

もう一つは、今日のこの新聞を見ていてもまだ情けないなと思うんですけど、一斉に出ておりますけれども、サラ金という言葉なんですね。これは国会議員の中でも、私たちがサラ金と言うと、サラ金って何だとその言い方は言う一部議員がいるぐらい、実は業界がサラ金と言われるのを物すごく今びりびりとしているんですね。

これは御存じのとおり、もう随分たちますが、かつてサラ金地獄が社会問題になって、それで八三年に貸金業法制定となったわけなんですけれども、あのときのイメージがみんなに残っているわけですね。それを払拭されるような正常なことやっていただいてもいいんですけど、同じようなことをやっていると。だからサラ金と言いたくなるし、まあ言われているわけですから、業界としては物すごくびりびりしております。

今日の朝の新聞でも、サラ金という表現を使っているのは朝日と毎日だけです。毎日はサラ金、括弧消費者金融と、括弧を付けているわけですが、

読売新聞にはもう一つ記事が載っておりまして、消費者金融大手五社がテレビＣＭの自粛時間を、四月から自粛する時間を延長するということを決めたことが分かったということだそうです。これは、かつて消費者団体からもサラ金のテレビコマーシャルは自粛してほしいというのがあって少しは自粛してきたんですけども、さらに、批判されている多重債務者を増加させる一因と指摘されるなど、社会的な批判が高まっていることに配慮したものということで、大臣の発言、私の質問が影響したかどうかはちょっと時間

本題に入りますけれども、先ほどからごいましてみなし弁済が、なかなかこれからそういう貸金業者が取っていくのが難しくなったとか、あるいは取引利益開示義務ももう最高裁の判決でほぼ

CCJが出資法上限金利の引下げをしないように強く求めるという意見書を出しました。そこにはこう書かれています。更なる上限金利の引下げは一見借入れ負担を軽減するかに思われるが、実際は貸付けを制限し、消費者、中小企業、経済全般へのマイナス影響が懸念されると。あるいは、市

意見書には書かれております。こういう働き掛けも金融庁の方にありましたか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 答弁が重なつたかもしれませんが、平成十六年十一月に意見書が提出されておりました。ここでは書面交付の電子化、簡素化などを求めるよう提言がされております。

○大門実紀史君 こういうアメリカの要望というのは、金融庁として、これは議員立法でございまして、金融庁も、どういふふうな当受け止められていたんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしましても、この貸金業法の金利あるいは書面交付につきましても、それぞれ各般のところから様々な意見が提出されているところでございます。私どもは、そういった意見は意見として、規制緩和は規制緩和として、それぞれ是非々々でこれまで対応してきているところでございます。

○大門実紀史君 私は、このさすのアメリカの要望でも、出資法の金利を引き下げるとか、それはもう日本の中で全然あり得ないと思いますが、そのもう一つの要望でありますIT書面一括法の方ですけれども、これも今現在も強い貸金業界の要望になっておりますけれども、これはそもそも、二〇〇一年四月に施行されたわけですから、なぜそもそも貸金業がその対象から除外されているのか、その理由を教えてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案というのがございまして、その中で、経済のIT化が進展する中で、書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘を踏まえ、その緊急的な見直しを行うものとされておりますが、このうち幾つかのものについては対象法律から除外するということになっております。幾つかの項目の中の一つといたしまして、一つには契約をめぐるトラブルが現に多発する等、書面の代替が困難なものという項目がござ

いまして、その例として貸金業規制法が挙げられていると承知しております。

○大門実紀史君 そういうことですね。契約をめぐるトラブルが現に多発するなど書面の代替が困難なものを外すという趣旨がございまして。

こういう点でいきますと、これは金融庁のお考え、お聞きすればいいわけですが、お聞きしたいわけですが、もう今回も取り上げられているように、トラブルは減るどころかいろんな面で増えております。IT書面一括法を適用するといふふうな状況ではないというふうに判断いたしますが、金融庁の考えを聞かせてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 繰り返しになりますが、貸金業制度につきましても、金融庁といたしましては、昨年三月から懇談会を開催いたしまして、諸問題につきましても幅広い観点から議論をしていただいているところでございます。引き続き、書面の交付の在り方を含めまして議論を深めていただきたいと考えているところでござい

○大門実紀史君 いや、議論を深めるんじゃないかと、懇談会の議論じゃなくて、金融庁のお考えを聞いているわけではございません。

○政府参考人(三國谷勝範君) 繰り返しになりますが、貸金業懇談会におきましては各種の項目につきましても議論をしていくところでございまして、一つ一つにつきましても現在答えが出ていないのは方針が出ているというところではございせん。引き続き、あらゆる問題につきましても議論を深めていきたいと考えているところでござい

○大門実紀史君 いや、繰り返さなくていいんです。はつきりしているわけですね、IT書面一括法の適用を除外された理由が、で、トラブルは減っていないと。金融庁としての考え方をきくと今段階で聞いているわけ、懇談会が金融庁のすべての、それじゃあれですか、政策決めるんですか。懇談会が出したらそのとおりやるんですか。今現在の金融庁の考えを聞いているわけ

あなた答えられないなら大臣にお答えいただければと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然、各方面からいろんな意見が来ております。多分、在日米商工会議所の意見も貴重な御意見の一つだと思っておりますけれども、貴重な御意見はほかにも多数ございますので、まあその意見もたくさん意見の中の一つとして参考にはいたしますけれども、それが物事を決めるわけではございません。

○大門実紀史君 質問したことと違うんですけど、でも、じゃ、次へいきます。

恐らく、一言申し上げれば、IT書面一括法を適用されるときはみなし弁済がなくなったとき以外はある得ないと、最高裁判決を顧みずと、それ以外はある得ないというふうに思っていますので、ということですが。

もう時間少なくなりまして、また機会があれば質問したいと思いますが、幾つかに絞りますけれども、私はこういう問題を考える上で、外国の例をきちっと研究すべきだと思っております。

金融庁は、アメリカ、イギリスに現地調査やられたわけですね、去年の秋ですか。で、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツは全然違いますが、まずアメリカ、イギリスに現地調査をされたというところでございまして、それで、これは懇談会で報告をされております。

ちよつと短いものしか分かりませんが、簡潔でいいんですけれども、要するに、このアメリカ、イギリスでクレジット被害といいますが多重債務といいますが、そういう問題がどのように発生しているか、その辺で分かることあればまず教えてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 欧米諸国におけます実態につきましても、様々な制度の違いもございまして、正確に比較するということは困難でございまして、例えばアメリカにおける破産申立て件数、これを各種のデータから推計いたしますと、これは人口比で日本の倍以上であります。英国におきましては、統計の取れるイングラ

ドとウェールズにおきましていろんなデータを基に取りますと、日本よりは少ないのでございまして、二〇〇四年にかけて増加してきているという状態でございます。

各国で、例えばこの破産を取り巻く諸制度等が異なりますことから単純な比較はできませんが、また高金利によるものか否かの判断とか、そういうところは困難なところがございますが、こういった統計や懇談会における各種ヒアリングによりまして、米英におきましても多重債務問題は存在しているのではないかと考えているところでござい

○大門実紀史君 まだあれですか、そのもっと詳しい発生の原因とか金利がどうなっているとか、そういうことまでは、そういうことも幾つかお調べになったんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) いろいろ各国によりましてその金融制度あるいは司法の制度等異なりますので、単純な比較というのはなかなか困難なところがあるところは御理解いただきたいと思います。

私ども、いろいろな各種データから、破産件数、そういったものを人口比で割るとか、そういった工夫をいたしますと、今言ったように、アメリカであれば人口比で日本の倍以上、イギリスの場合にはそれよりは少ないんですが、やや最近増加傾向といったことが見て取れるということでござい

○大門実紀史君 そうしたら、逆にドイツ、フランスですが、これは調査行かれたわけじゃないと思ひますが、資料あると思ひますんで、ドイツ、フランスについて、この二つの国では上限金利がどういふふうになっているか教えてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) ドイツでございまして、上限金利につきましても、これは判例上でございまして、市場貸付金利の二倍、それとも一つは、市場貸付金利に二%を加えた率、このいずれかの低い方とされていると承知し

ております。

フランスの場合には、上限金利は金融機関による与信の平均利率に連動して変化するという具合に承知しております。

○大門実紀史君 ドイツ、フランスの最新の上限金利というのはお分かりですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) ドイツの場合には、これは現在の市場貸付金利ということから推計しますと一〇％台の後半ということではなからうかと考えております。

フランス、これは二〇〇六年の第一・四半期における状況でございますけれども、これは千五百二十四ユーロ、この上限で変わつてございまして、それ以下の貸付けの場合には一九・六七％、これを超えるリボルビング、当座貸越し、割賦販売、こういった場合には一七・三七％、それ以外の個人向けその他の貸付けの場合には七・八九％とされてお承知しております。

○大門実紀史君 日本は市場金利の方はドイツ、フランスに比べて低いのに、ドイツ、フランスはこの上限金利は一〇％前後日本よりも低いわけですね。大体、ドイツが一八パーぐらいですかね、フランスが二〇パーぐらいですかね、一九・六七です。日本が二九％ですから、一〇％前後低いわけでございます。公定歩合で見ると、日本が〇・一換算になります。ドイツ、フランス、二・二五でございます。ドイツ、フランスが二・二五ですね。例えば、長期国債の金利で見ますと、十年物ですけれども、日本は一・五ですけれども、ドイツは三・三と、非常に調達金利が日本よりも高いのに、上限金利は、これ市場金利と連動でございまして、低いわけでございます。まあ一八％、一九％がいいとは言いませんが、日本よりはいろいろ上限金利に制限があるということだということに思っています。

イギリス、アメリカの例、取り上げる時間ありませんでしたけれども、非常に対照的な、イギリス、アメリカとドイツ、フランスは対照的で、日

本はまた独自のグレーゾーンがあつて、違う事態が進んでいるということでございます。

こういう外国のいろんなものをもつと分析されていって、今後そういう高金利被害が少なくなるように金融庁としても研究努力をお願いして質問を、ちよつと早いですが、終わりたいと思います。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。

私は、無認可共済について伺いたいと思います。

まず、本年四月からの改正保険業法の施行によりまして、無認可共済は通常の保険会社若しくは少額短期保険業者のいずれかに移行することが義務付けられることとなります。

実は、昨年来、無認可ではありますけれども、自主的に健全運営されている共済の各団体や、これに加入されている人々からも数多くの要請文が届いております。また、金融庁の方にも何度か陳情に行かれたと聞いておりますが、それは一言で申しますと、自主的に健全経営している実績ある共済は適用除外にしてほしい、あるいは消費者保護の名目で保険業と同列にみなして一律に規制することは法改正の趣旨に反するのではないかとこのうものでございます。

三月十日に法律の施行期日を定める政令、改正施行令の政令が公布されておりますが、これらの政令については、金融庁では十二月二十八日から一月の二十七日までこれはパブリックコメントを求めて、三月九日にコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方を発表されていることは私も承知いたしております。

金融庁としては、これらの多くの共済の皆さんの懸念を払拭できたというふうにお考えでしょうか、御答弁お願いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたします。

保険業の定義からの除外を要望されております共済団体の方々とは、これまでも繰り返し面談を重ねまして継続的に御意見や御要望を伺ってきた

ところでございます。

その中で、一つは昨年、保険業法を改正し、およそ保険の引受けを行う者につきましては、その契約者を保護し、健全な運営を確保するために必要な規制の対象とすることとしたこと、次に、こうした法改正の趣旨からすると、新たな改正保険業法の対象となる団体には必要な対応を取っていただくことになること、移行に当たりましては私どもとしてもよく御相談に乗つてまいりたいという具合に考えていることを繰り返し御説明してきたところでございます。

今後とも、こうした皆様方が新制度へ円滑に移行し、契約者保護等が図れますよう、それぞれの事情をよく伺いながら相談に乗つてまいりたいと考えているところでございます。

○糸数慶子君 今お答えございましたが、この政令公布後も要請は続いているわけですので、これは懸念が払拭されたとは言えないというふうに思います。

次に、知的障害者の入院互助会や、様々な問題から一般の保険に加入することのできない人々を支援する共済がありますが、このような共済は掛金の負担増などの問題によって少額短期保険業者に移行することが困難であるため、その存続が危ぶまれるという大変な深刻な状況に置かれているというふう聞いております。

金融庁はしっかりと実態を把握されて、今回の施行令改正の中でこのことについて配慮されたのでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 知的障害者の互助会が長年にわたりまして有意義な活動をされてきたことは私も十分承知しております。

昨年来、互助会の方々からも面談などを通じて継続的に御意見や御要望を伺ってきたところでございます。

これらを踏まえた上で、知的障害者の互助会に限りませず、現在共済を行っている団体の中には小規模に運営されているところもあることに配慮いたしまして、保険業法施行令改正におきま

して、一つは、相手方とする者の総数が五千人以下の場合に、もう一つは、施行日から七年間、三つ目は、少額短期保険業者に係る最低資本金、純資産額、供託金につきまして、これを一千万円を五百万円とする、そういった経過措置を設けたところでございます。

こういった経過措置なども活用いたしまして、共済を行っている方々が新制度へ円滑に移行し、健全な運営と契約者保護等が図れますよう、今後ともそれぞれの事情をよく伺い、相談に乗つてまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 御答弁いただいたとおりなら、どうして知的障害者の入院互助会の皆さんの御心配はほとんど解消されましたと言えないのでしょうか。

三月九日のコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方の「一、保険業の定義から除かれるもの関係」の中で、「民間の保険会社に相手もされず、自分達ではどうすることもできない知的障害者の入院互助会を本法律で規制することは、知的障害者の自立の手段を、社会的弱者の自立支援を促すとうたつた政府自らが潰してしまうことになりはしないかと危惧している。保険業法施行令第一条の三に「知的障害者の入院互助会」を加えてほしい。」というその意見に対して、金融庁の回答は、「検討の結果、「保険業」の定義から除外することは困難と考えます。」という大変そつけないものになっておりますが、それでは皆さんを納得させることはできないのではないかと思います。

今回の保険業法の改正は、悪質な業者を排除するのが目的であつて、問題のない健全経営を行っている共済が円滑に移行できないということになれば、これはもう本末転倒になつてしまします。

この法律と直接関係ありませんが、実は沖繩におきまして模合というのが今でも多くの人々の間で盛んに行われています。これは一種の頼母子講みたいなものなんです、沖繩ではユイマールというお互いに助け合つていく互助の精神というの

がこの模合の中に生かされています。私は、この互助の精神、自治の精神を生かした共済に対しては規制を掛けたいのがこの保険業法の一つの理念だと考えますが、与謝野金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 各党の方と障害者団体の方、何度も金融庁に来られて、保険業法の適用除外はできないかということ随分我々も検討いたしました。しかし、残念ながら、一律に法の網をかぶせざるを得ないという結論になりましたけれども、やはりその際、そういう仕事成り立っていくために何ができるかということで、用意すべきお金一千万円を五百万円にしようとか、我々としてはできる限りの工夫をしたつもりでございますし、今後とも、そういう方々には申し上げてございませうけれども、どういふことでも我々としては御相談に乗りたいと、こういうことを申し上げてきたところでございます。

そういう方々の主張されていることも私としては十分分かりますが、やむを得ない選択を取ったということこそ是非御理解をいただきたいと思っております。

○糸数慶子君 先ほども申し上げましたが、やはりこの保険業法の改正に関しては悪質な業者を排除するのが目的であって、本当に問題のない健全経営を行っている、共済が円満に行われているところに対するやはり温かい手を差し伸べていくということだけは是非今後とも協議をしていたきたいというふうに思います。

大臣はこれから別日程がおありのようでございますので、御退席をどうぞ、よろしく願います。

次に、米軍再編の問題についてお伺いいたします。

今、米軍再編協議の現状についてお伺いしたいと思いますが、去る三月の十二日に実施されました山口県岩国市における住民投票の結果についてであります。その住民投票の結果は極めて重要な意味を持っています。在日米軍の再編協議

が大詰めに入っているこの段階におきまして、岩国市の住民は、昨年十月に日米間で合意されました在日米軍再編協議の中間報告に対して明確に反対という意思を表示いたしました。

中間報告では、神奈川県厚木基地の米空母艦載機が岩国基地に移転することになっておりますが、このような住民の命や財産を脅かし、その上、騒音など、日常の生活環境に影響を与える問題に対して、はいそうですかというわけにはいかないのです。事前の説明もなく、それを頭越しに決められたことに岩国市の井原市長は事の重大さから住民投票を決断したわけでありましたが、これは当然だと思えます。

既に御存じだと思いますが、この投票率が五八・六八％で、移転反対が四万三千四百三十三票、これは八七・四％を占めました。有権者数が八万四千六百五十九のその半数を超えたことになりませんが、投票結果の法的拘束力はないものの、井原市長はこの結果を重く受け止めて、この移転案の撤回を求めたいと語っています。

そこで伺いたします。在日米軍再編協議におきましては、現在、審議官級の協議が進められていますが、米側はこの住民投票の結果について承知していますか。もし承知しているのであれば、どのような反応を示されているのか、外務省にお尋ねいたします。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のように、岩国市におきまして、空母艦載機の岩国飛行場への移駐受入れをめぐる住民投票が行われたと、また反対多数の結果となったということにつきましては米側も承知をしております。

ただ、米側としては、本件はあくまでも日本の国内政治の問題である、国内調整の問題という立場でございまして、特段の反応というものを示しているわけではございません。

○糸数慶子君 では、この住民投票の結果について防衛庁はどう受け止められていらっしゃるの

か、お伺いいたします。

○政府参考人(渡部厚君) お答え申し上げます。ただいまの御指摘の住民投票の結果につきましては、私どもも承知しているところでございませう。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等につきましては、日本全体の安全保障、抑止力の維持及び地元負担軽減の面からは是非とも実現しなければならぬ事実でございます。また、この事実が実施されることで直接影響を受けることとなる岩国飛行場周辺住民の生活環境は、滑走路が沖合に移設されるということもございまして、現状より著しく悪化することがないように十分留意しているところでございます。

そういうことでございまして、今後とも地元の皆様方にはこの事案の内容あるいはその必要性につきまして誠心誠意御説明し、御理解と御協力を得られるよう今後とも最大限の努力をしてまいり所存でございます。

○糸数慶子君 岩国市の住民投票と同時に、沖縄県におきまして、県民の声を政府側に届けるために、三月五日に頭越し合意に反対する県民総決起大会が開催されました。総決起大会にはおよそ三万五千人の県民が参加いたしました。この中間報告で示されましたキャンプ・シュワブ沿岸への新たな軍事基地建設に対して怒りを持って反対の意思表示をいたしました。昨日から今日にかけてましてその実行委員が今こちらに、防衛庁あるいは外務省、内閣府に申入れをしに来ております。

このほか、在日米軍の再編におきまして、米軍の配備やその訓練移転などで何らかの影響を受ける地方自治体のほとんどは反対の意思表示をしております。

このような状況下で三月末の最終報告を取りまとめることができるのでしょうか。その上、中間報告におきましては、最終報告に向け地元との調整を完了することを確約するという文言があるわけですが、この地元との調整、要するに、地元との同意を得て三月末までに最終報告を取りまとめる

ことになっております。

そこで伺いたしますが、沖縄県民、そして岩国市の住民、さらに反対を明確にしているその他多くの地方自治体の住民の声について政府としてどのように認識されているのか、防衛庁の見解をお聞かせください。

○政府参考人(渡部厚君) お答え申し上げます。在日米軍の兵力態勢再編につきましては、関係地方公共団体を含めまして、国民の皆様方の御理解なくして実行することは困難であると認識しております。

このため、昨年十月二十九日のいわゆる2プラス2共同文書発表の直後から、防衛施設庁長官ほかによりまして、また昨年十一月以降は、防衛庁長官を先頭に沖縄県を始めとして、直接、同文書の内容あるいは方向性等について誠心誠意御説明してきたところでございます。現在は、国側からの説明というにとどまらず、関係地方公共団体の皆様方からいただいたさまざまな御質問あるいは御要望につきまして誠心誠意御説明しているところでございます。

このような中、御指摘のように、沖縄県におきましては、普天間飛行場の移設に係る政府案については受け入れられない旨の、また岩国市におきましては、先般実施されました住民投票の結果、反対が大多数を占めるといったことなど、関係地方公共団体の厳しい御意見があることは私どもとしても承知いたしているところでございます。

他方、政府といたしましては、我が国全体の安全保障の体制をどのように確保していくかという立場と、地元の方々に対する負担軽減を図るという異なった立場があるわけでございますが、この二つの立場の良い接点をおいかにつくり上げるかが必要であるというふうに認識しております。

いづれにいたしましても、2プラス2共同文書において示されました兵力態勢の再編につきましては抑止力の維持と地元負担軽減の観点からまとめられましてものでありますので、政府といたし



ましては、今月末の具体案の最終的な取りまとめに向けまして、関係地方公共団体等の御理解と御協力が得られるよう今後とも誠心誠意説明に努めながら、個別の施設・区域に関連する再編案が実現できますように最大限努力してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 三月末とされている最終報告を延ばして地元との同意を最優先に考えるべきだというふうに思いますが、防衛庁、外務省はそれについてどのようにお考えか、再度伺いたいと思います。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。

現在、今月末までに在日米軍の兵力態勢再編についての具体案の最終的な取りまとめを行うというところに向けまして、米側との協議を進めておるところでございますが、同時に、これは今防衛施設庁の方からも御説明もございましたが、関係する地元公共団体等の御理解と御協力を得るというために、引き続き誠心誠意説明に努めてきております。

まだ三月末まで時間がございます。私ども、最後まで、ぎりぎりまでこの努力を続けていきたいというふうに思っております。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。

これまでの経過につきましては、ただいま御答弁させていただいたとおりでございますけれども、いずれにしましても、今月末の具体案の最終的な取りまとめに向けまして、関係地方公共団体等の御理解と御協力が得られますように、今後とも誠心誠意御説明に努めながら、個別の施設・区域に関連する再編案が実現いたしますように最大限努力していききたいと考えております。

○糸数慶子君 今の御答弁を伺いまして、この現在の状況というのは国と地方との考え方に開きがあります。膠着状態に言わばあるわけですが、その主な原因はやはり国や政府にあると思います。

中間報告におきましては、その事前の説明は一

切なく、小泉首相以下各大臣は、抑止力の維持と地元の負担軽減という矛盾する、容易には理解し難い答弁を繰り返してまいりました。そして、最終報告に向けては、誠心誠意説明に当たり、地元の御理解と御協力を得られるように努めたいと、これまでオウム返しに答弁されております。

このような答弁で地元の同意や理解、協力が得られるわけはありません。その象徴的な対応が沖縄県の稲嶺知事の沿岸案反対表明であります。

稲嶺知事は政府の頭越し合意に怒っています。

当然とも言える対応であって、沖縄県を始めとして関係する地方自治体の住民は、日米間でどのような協議がなされているのか全く知らされてお

りません。マスコミ等の報道を通してしか知る由もない状況であります。その報道等について、だとしても、協議中を理由に明らかにしていらつしやい

ません。本来なら、米側はこのような意見があり、そして日本側はこう主張している、地元としては

どう考えるかという、誠意を尽くして説明する必要がないでしょうか。

最終報告の取りまとめに関しましては、安倍官房長官は地元の同意はなくても日米合意を優先させる旨の発言をしております。小泉首相や額賀防衛

庁長官、麻生外務大臣は、誠心誠意御説明をして地元の御理解と御協力が得られるよう努力すると

答弁していらつしやいます。さらに、自民党の山崎拓安全保障調査会長に至っては、小泉首相と稲

嶺知事とのトップ会談で決着をと発言しています

が、地元にとってはそのような政府側の発言に翻

弄されているというのが現状であります。そこ

で、改めまして防衛庁にお聞きいたしますが、現

時点で在日米軍の再編協議の対象となる地方自治

体に対してどのような誠心誠意ある説明をなさつ

ておられるのか、その内容をお聞かせください。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。

若干繰り返しのところがあると思いますが、ま

ず、昨年十月二十九日の２プラス２共同文書発表

直後から、防衛施設庁長官ほかによりまして米軍

及び自衛隊施設が所在します関係地方公共団体を

中心としました関係地方公共団体に対しまして、

同文書の内容や方向性について御説明いたしま

した。その後、昨年十一月以降は、防衛庁長官、

副長官及び政務官がそれぞれ関係地方公共団体を

訪問いたしまして、直接首長さんたちに対して同

文書の内容あるいは方向性について御説明を行っ

たところでございます。

それで、関係地方公共団体の首長の方々からは、我が国全体の安全保障の体制については全般的に御理解をいただいているところでございますが、これ以上の負担を増やさないように努力してほしいといったような御要請をいただいているところでございます。

また、こうしたほかにも、地元からの御要望を受けまして、市町村議会等の全員協議会であり

とか、あるいはその自治体の地区の皆様方であり

ますとか、いろいろな機会をとらえてまして御説明

を行っております。

また、あわせて、関係地方公共団体の皆様から

いただきました御質問あるいは御要望につきまし

ても誠心誠意御回答をしておりますところござい

ます。

なお、これらの地方公共団体からいただきました

御質問に対する回答等につきましては、いわゆる

地元の説明の状況でございますが、これにつき

ましては私どものホームページに掲載させていた

だきまして、広く国民一般の方々にもごらんいた

だけするようにしているところでございます。

いずれにしましても、今月末の最終的な取りま

とめに向けまして最大限努力していききたいとい

うふうに考えております。

○糸数慶子君 それでは、新聞報道等による具体

的なその事項や案件、中身についてお聞きします

が、まず確認しておきたい重要な点は、九九年の

十二月に閣議決定された辺野古沖案、要する

に従来案を正式に断念し、中間報告で示された沿

岸案を四月を目途に閣議決定するというような政

府方針が報道されていますが、稲嶺知事が苦渋の

選択をし、受入れ条件とした軍民共用空港、十五

年使用期限は白紙撤回されることになるのでし

うか。外務省、防衛庁にお伺いいたします。

○政府参考人(梅本和義君) 今、報道についての

御質問がございましたが、御指摘のように、閣議

決定を行うということで政府として調整を進めて

おるといような事実は現在ございません。

○糸数慶子君 今朝の新聞にも出ておりました

けれども、そのような事実は承知していないとい

ことでございますね。

では、具体的にお伺いしますが、この具体的

な今基地問題の中身として、例えば那覇軍港と牧港

補給基地、キャンプ・キンザーですね、それにキ

ャンプ・桑江の三施設の全面返還は合意されたの

でしょうか。沿岸案とのパッケージではなく、個別

に三施設の全面返還を合意されたということでは

か。これは防衛庁にお伺いいたします。

○政府参考人(金澤博範君) お答えいたします。

２プラス２共同文書におきましては、抑止力の

維持と地元負担の軽減につき全体として実現を

図るということを統一したパッケージという言葉で

表現しているわけでございます。統一したパッ

ッケージの中には、土地の返還ですとか普天間代

施設の設置、あるいは在沖海兵隊のグアム移駐の

検討の具体案等が含まれるわけでございます。

現在、米側と鋭意、嘉手納以南の主要基地につ

きましてできるだけ多く返還してくれという折衝

をしておりますけれども、具体的に固まってそれ

が合意されたということではございません。引き

続き協議中でございます。

○糸数慶子君 次に、在沖米海兵隊の司令部要員

を含む八千人のグアムへの移転とその移転費用に

ついてお伺いいたします。

当初、この移転費用がおおよそ七十六億ドルと

されておりました。その後八十億ドルとなり、さら

に米側は約百億ドルと算定しています。二〇〇六

年度予算案の換算レートで約一兆二千百億円に上

る多額な移転費用になっております。

外務省にお伺いしますが、外国の軍隊が移転す

ることに際して、その当事国が移転費用を負担し

た例はございますでしょうか。  
○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。

我が国として第三国間の他国での事例について確定的に申し上げるような立場にはございませんが、そういう前提であえて申し上げますと、今私ども承知している範囲で、米国とその同盟国との間で、御指摘のような軍隊の海外移転に伴い受入れ国、駐留の受入れ国が移転費用負担をしたという、そういうような例はないというふうに承知をしております。

○糸数慶子君 実は、西ドイツにおいて一九九〇年にソ連軍の東ドイツからの全面撤退に際して、その費用として当時の金額で一千六百億円を負担しています。その負担は旧ソ連への経済的援助も含まれていますが、この撤退費用と今回のような米軍の移転費用と同じように見るのは問題があると思います。

そこで、谷垣大臣にお伺いいたしますが、この多額な移転費用を日本側が全額負担するのですか。率直な御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今まで御議論がありましたが、三月末の取りまとめに向けて防衛、外交当局、今努力をしておられる最中で、まだ何もこの件に関しては決まっております。したがって、経費負担については私の立場から今コメントを申し上げることはございません。

いずれにせよ、去年の秋のいわゆる2プラス2の共同文書で日米両国で適切な資金的その他の措置を見いだすための検討を行うとされておりますので、今後、そういった議論が詰められなければならないという段階でございます。

○糸数慶子君 最後に申し添えておきますが、政府は在日米軍再編に関して、その推進を図る上で在日米軍再編推進法案も念頭にありと聞いております。

米国側は、今回の在日米軍再編に関しては、すべてが一つのパッケージだと主張しています。要

するに、この沿岸案は、グアムへの移転そして基地の整理、縮小はすべてパッケージだということ、この点が問題であるということを指摘いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(池口修次君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(池口修次君) 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する等の法律案及び国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中川雅治君 自由民主党の中川雅治でございます。

まず、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に関連して質問させていただきます。

十八年度予算案では、新規国債発行額を三十兆円を切る水準としたことは高く評価しています。

しかしながら、公債依存度は三七・六%、国と地方を合わせた長期債務残高のGDP比も一五〇%を超えるなど、諸外国と比べて我が国の財政は依然として厳しい状況にあります。

そこで、まず財政健全化の目標に関連して幾つかお尋ねいたします。

政府は、二〇一〇年代初頭に国、地方のプライマリバランスの黒字化を目指しているわけですが、さきに内閣府が「改革と展望」の参考試算として示した試算によれば、二〇〇二年度から二〇〇六年度のプライマリバランスの改善幅はGDP比で年平均〇・五%から〇・六%であり、この改善ペースで推移すれば二〇一一年度にプライマリバランスは黒字化することとなるとあるわけ

でございます。

私は、二〇〇二年度から二〇〇六年度のプライ

マリバランスの改善幅がGDP比で平均〇・五%から〇・六%となったというのは小泉内閣の構造改革の成果だ、谷垣財務大臣の御努力の成果だと言ってもよいと思うのでありまして、これは実績で示して、もっと国民にPRした方がよいと思います。

二〇〇二年度から二〇〇六年度までの小泉政権の五年間でプライマリバランスの赤字額は実額で、パーセントじゃなくて、実額で幾らから幾らへと幾ら改善したのか、お示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(齋藤潤君) まず、二〇〇二年度の基礎的財政収支について申し上げます。

国が二六・三兆円の赤字、地方が一・五兆円の赤字でございます。国、地方合わせて二十七・八兆円の赤字となっております。また、二〇〇六年度の基礎的財政収支につきましては、「改革と展望」の参考試算におきまして、国が十六・五兆円程度の赤字となるのに対して、地方が二・一兆円程度の赤字となり、国、地方合わせると十四・四兆円程度の赤字になると見込んでおります。

したがって、五年間の収支改善幅で申し上げますと、国が九・八兆円程度、地方が三・六兆円程度、国、地方を合わせますと十三・四兆円程度となります。

○中川雅治君 今お示いただきました国、地方合わせて十三・四兆円という改善幅は小泉政権の成果だと言ってもよいのでありまして、小泉政権になって国と地方の長期債務残高が増えたことばかり指摘する方がいるわけですが、政府はこうしたプライマリバランスの改善額をもっとPRした方がよいと思ひます。

次に、内閣府の試算では二〇一一年度にプライマリバランスの黒字化を達成する試算をしていますが、その試算の二〇一一年度のプライマリバランスの姿を見ますと、国はGDP比で〇・八%の赤字なんです。地方が〇・八%の黒字となっておりまして、国と地方合わせて確かに

プライマリバランスは均衡することになっているものの、まあ言ってみれば地方頼みの黒字化達成であると言つてよい状況だと思ひます。

もちろん、その二〇一一年度黒字化というのは、単に今までのペースで改善が進んだ場合にそうなるというだけであつて、政府は二〇一〇年代初頭にプライマリバランスの黒字化を達成するということを目標としていることはもちろん承知しているわけですが、こういう試算がありますと、二〇一〇年代初頭のプライマリバランスの黒字化という目標は、どうも国だけでは

やっぱり赤字で、地方頼みで何とか実現しようとしているんじゃないかというように思つてしまうわけがあります。二〇一〇年代初頭のプライマリバランス黒字化つていう場合に、やはり国はどれだけ頑張るのか、そこを詰めて示していかないと、国はこういう事情があつてなかなか難しい、地方の方でもつとやつてもらいたい、こういうようなことになつてしまふおそれがあると思ひます。

そこで、谷垣財務大臣にお尋ねいたします。

二〇一〇年代初頭のプライマリバランス黒字化という場合、国分で見るとどうなつてくるのか、あるいは国だけで見るとプライマリバランス黒字化達成はいつを目標としているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、中川委員おっしゃいましたように、二〇一〇年代初頭に基礎的財政収支を国、地方合わせてバランスを取るといふことを目標に今やつていっているわけですが、国と地方、個別に目標というものは立ててないのが現状でございます。内閣府が一定の前提の下に試算をいただいた、二〇一一年に国、地方合わせてバランスを取るといふ場合に、国はまだマイナス〇・八%と、御指摘のとおりでございます。

やはり国と地方がそれぞれどういう役割分担をして具体的にプライマリバランスを回復していくかというきちとした目標を設定するということとは、それぞれの努力なりあるいは役割分担とい

は、それぞれの努力なりあるいは役割分担とい

うものを明確にして今後の道筋をきちつとすると  
思いますので、今はございせんけど、私はそれ  
は必要だと思っております。

今、与謝野大臣の下で歳入歳入一体改革の議論  
を進めておりますが、そういう中で委員が今示唆  
されたような目標をきちつと形作れないかどう  
か、議論を進めたいと思っております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

二〇一一年度プライマリバランスが黒字化  
するという試算がありますと、それは国と地方合  
わせてなんですけれども、ちよつと聞いただけで  
は、このままの改善努力を続けていけば国だけ  
でもこのプライマリバランスの黒字化が達成でき  
るんじゃないかというふうな、そういうふうな誤  
解される向きもあると思うんですね。なかなか  
国、地方合わせてというところを前提としてし  
かり頭に入れていないで、プライマリバランス  
の均衡というのはこのままの努力を続けていけ  
ば二〇一一年度に達成できるんですよと言うと、あ  
あそうか、意外に簡単なんだなというふうな思  
う向きもあると思います。

そこで、それは国について言えば大いなる誤解  
ということになるわけでありまして、私はやっ  
ぱり、今大臣からも御答弁いただきましたよう  
に、国として達成すべき分というものをきちん  
と策定していく必要があると思います。

そこで、例えば国のプライマリバランスを二  
〇一一年度に黒字化するには、要調整額、すなわ  
ち財政改善努力の必要額は幾らになっているん  
でしょうか。

○政府参考人(齋藤潤君) 「改革と展望」の参考  
試算におきまして、二〇一一年度に国と地方を合  
わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するケース  
というものと、それから具体的な方策として決定  
された以上の追加的な財政収支改善努力が行われ  
ないケース、この二つにつきまして、国、地方別  
の基礎的財政収支を試算しております。

それによりまして、まず国と地方合わせた基礎  
的財政収支の黒字化を達成したケースでございま

すけれども、これにおきましては、二〇一一年度  
の基礎的財政収支、これが国で四・九兆円の赤字  
になる一方で、地方で五・〇兆円の黒字、合わせ  
て〇・一兆円の黒字になるという結果になってお  
ります。

また、追加的改善努力が行われないケースにお  
いては、同じく二〇一一年度の基礎的財政収支が  
国で十五・三兆円の赤字である一方、地方で〇・  
四兆円の黒字、合わせまして十四・九兆円の赤字  
になるという結果になっております。

したがって、こうした試算に基づいて考え  
ますと、国の基礎的財政収支を均衡させるために  
解消しなければならぬ赤字幅ということで申し  
ますと、黒字化を達成したケースでは四・九兆  
円、追加的改善努力がない場合には十五・三兆円  
ということになります。

○中川雅治君 今お示しいただきましたような大  
変大きな額の改善をしていかなければ二〇一一年  
度について国の方は黒字ということにならないわ  
けでありますので、そのところはこうした試算  
を示すときにもしかりと誤解を招かないように  
していただきたいというふうに思うわけでありま  
す。

プライマリバランスが黒字となるということ  
は、財政健全化の目標といたしましてはこれは大  
きな一里塚だと思えます。プライマリバランス  
の均衡により、現世代の受ける受益や行政サービ  
スの負担を将来世代に先送りすることなく現世代  
で負担することになるわけですから、プライマ  
リバランスの黒字化は是非とも達成しなけ  
ればならないというふうに思います。

しかしながら、金利が成長率を上回れば、プラ  
イマリバランスが均衡又は若干の黒字になって  
も公債発行残高の対GDP比率というものは拡大  
していくおそれがあるわけでありまして、それか  
らまた、利払い費に加えて債務償還費まで税収で  
賄っていくかという限りは、これは公債残高は増大し  
続けるということになるわけでありまして、した  
がって、私は、この二〇一〇年代初頭のプライマ

リバランスの黒字化というのは財政健全化の第  
一步にすぎないというふうに思ひまして、やはり  
次の目標がどうしても必要だというふうに思ひま  
す。

財政再建とかあるいは財政健全化という言葉は  
よく使われるわけですが、どのような状態に  
なったら財政再建が達成されたのかという、そ  
ういうふうな問題でもこれはあると思ひます。

本日開かれる経済財政諮問会議で、民間議員の  
方から、二〇一五年度にプライマリバランスを  
GDP比で二%黒字にするという目標を設定するよ  
う提案があると報道もされておりますし、私もそ  
ういうふうに聞いています。

いろいろな目標の設定の仕方がありと思ひます  
が、私は、例えばEU諸国の通貨統合のための経  
済条件であります長期債務残高のGDP比六〇%  
というののも一つの参考になると思ひます。

ただ、これはもう、我が国にとつてはもう夢の  
ような目標でございまして、いきなりオリンピック  
で金メダルを取ることだと、これが目標だと言  
うようなものだと思いますので、これは非常に正  
に理想といえますか、そういった非常に大きな目  
標だろうとは思ひますけれども、やはりそのプラ  
イマリバランスの黒字化ということの次の政府  
として目指すべき財政健全化の目標や達成時期を  
示すことは必要だというふうに思ひます。この点  
についての谷垣大臣のお考えをお聞きしたいと思  
います。

○国務大臣(谷垣 一君) 今、中川委員のおつ  
しゃつたこと、私、全く賛成でございまして。  
二〇一〇年代初頭に基礎的財政収支を回復すれ  
ば、その年のいたいた税金でその年の政策は打  
つことが出来る。その限りについてはツケを後の世  
代に先送りしないような形は取れるということ  
であります。それは今までの借金と金利払いを全  
く、一応度外視しておいてということになるわけ  
でございまして、今よく議論がございましてよう  
に、今後、名目金利の方が常に名目成長率より低  
いという状況が仮にあるとすれば、そのままほ

うつておいてもだんだんGDP比に占める借金の  
割合が減っていくということになりますけれども、  
も、なかなかそんなことを望めるわけではないと  
いたしますと、やっぱり何らかの目標を設けて、  
発散しない、GDP比でどんどん増え金利が更  
に金利を呼んでいくという状況を防がなければな  
らないと私は思っております。

したがって、今後、国債残高のGDP比を  
どう抑えていくかという目標をつくる必要がある  
のではないかと考えております。それはプライ  
マリバランス一定の黒字というものをやっぱり  
つくつていって、だんだんGDP比を引き下げて  
いくというふうなことが何か必要ではないかと。  
委員がおつしやいましたように、恐らく今日の経  
済財政諮問会議で民間議員から何らかの御提案が  
あるというふうに私も思っておりますので、今後  
十分議論をいたしまして目標というものを定めて  
いかなければいけないと考えております。

○中川雅治君 次に、内閣府の試算によれば、二  
〇一一年度にプライマリバランスの黒字化を達  
成した場合の二〇一一年度のマクロ経済の姿によ  
れば、名目成長率は三・二%、名目長期金利は  
三・九%となっております。ですから、実際には、  
この数字が違つてきますと二〇一一年度のプライ  
マリバランス黒字化は無理になる可能性も大き  
くなるわけでありまして。

本年六月をめどに示される予定の歳入歳入一体  
改革に関して、将来の財政の姿を俯瞰する上で  
キーとなる成長率と金利について、それらの関係  
をどのように考えるかについては議論のあるところ  
でございまして。したがって、歳入削減、増税の  
選択肢を示す場合には、前提としての成長率と金  
利について複数の組合せで示すことが必要と考え  
ますが、谷垣大臣のお考えをお聞かせいただきた  
いと思ひます。

○国務大臣(谷垣 一君) 今、中川委員がおつ  
しやるような方向で、今、与謝野大臣の下で幾つ  
かの選択肢を示し、工程表も作るというところで  
作業をしているわけでございます。金利と成長率

の関係というのはどう見ていくかというのは、中川委員のおっしゃるような議論があるところでございますけれども、過去の推移を見ると、どちらかが常に高くなるとか常に低くなるというものではないかと思っておりますが、近年では長期金利が名目成長率を上回る傾向があるということとは留意しておく必要があるのではないかと思っております。その辺りの幾つかのやはり姿、これからの可能性というものを前提に置いてきちつと対応できるような作業をしたいと思っております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

これから、実際の経済財政運営では金利が成長率を大きく上回ることはないように、政府、日銀は一体となつて努力していかなければなりません。量的緩和と政策の解除後の日本銀行の運営に注文を付けることがあればおっしゃっていただきたいと思ひます。

また、財務省の国債管理政策、現状大変うまくいっていると考えておりますけれども、この国債管理政策は、これから金利の動向が非常に微妙な状況になってまいりますとますます重要になってくると思ひます。一昨年十月には、諸外国においても国債管理政策の策定、執行に重要な役割を果たしているプライマリーデファイラー制度の日本版である国債市場特別参加者制度が導入されました。これまで四十年の長きにわたり国債の安定消化に重要な役割を果たしてきた国債シンジケート団、いわゆるシ団が廃止されることになったわけでありまして、こういうことになりましたと、ますます長期金利が急上昇することのないように、国債管理政策というものが重要になってくると思ひますので、日本銀行への注文と同時に、国債管理政策に対する谷垣大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣 禎一君) 日本銀行は、金融政策決定会合の中でいろいろなことを議論されながら適切に御判断されるというふうに入っているわけでございますが、今般の量的緩和と政策の解除の際

に、日本銀行から、当面、長期国債の買入れ額は現状を維持するという旨の御発表がございました。これは、日銀におかれましては長期金利にも目配りをして金融政策を運営していくという姿勢を示していただいたものと受け止めております。今後とも、この長期金利を含む市場全体の安定ということに配慮をしていただき、適切な金融政策運営を行っていただくことを期待しているわけでございます。

一方、今、中川委員おっしゃいましたように、現在の多額の国債残高の現状を踏まえ、私たち財務省としても国債金利の上昇による利払い費の影響等々については細心の注意を払う必要があると思ひております。

そのための第一は国債に対する信託を確保していくということだろうと考えておまして、それはやはり財政規律に対して日本政府はきちつと取り組んでいると、財政規律をきちつと追求しているということだろうというふうに入っていると思ひます。その点については、歳入歳入一体改革の今の経済財政諮問会議の取組というのは大きなものでございまして、その中でひとつ、はつきりと国債に対する信託も取り付けられるような、そういう道筋を示していきたいと思ひております。

その上で、国債管理政策について、これは中川委員も随分今まで情熱を傾けられたわけでございますが、近年の国債管理政策のいろいろな取組の変化、新しい手法を入れたことについてお触れになりました。

国債の安定消化を図るという観点からいたしますと、一つ大事なことは、市場との対話を十分に行いながら市場のニーズ、動向を踏まえた国債発行をしていく、発行計画を立てていくということだろうと思ひますし、それから日本の国債保有と入るのはやや国等の機関に偏っている面がございますので、国債の保有というものをもう少し多面化していくと申しますか、そういう努力が必要だろうと思ひております。この辺りは、マーケットのニーズにもらみながら商品設計等しながら保

有者の多様化を図っていくことに取り組む必要があると思ひております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

今大臣も御答弁されましたように、国債管理政策としては、国債に対する信託を取り付けていくと、信託が低下しないようにしていくということが大重要である。同時に、大臣も今国債の保有者の多様化を進めるというお話がございました。

そこで、今おっしゃいました国債の保有の多様化についてでございますけれども、今国債については、市中金融機関がおおむね三分の一、郵貯、簡保がおおむね四分の一を保有していると。一方、個人投資家や海外投資家の保有割合を高める施策を財務省の方では既に講じてきていることは私も承知しております。

やはり安定消化という意味では、あるいは国債市場の安定という意味では、多様な投資家が保有をしている、特に個人投資家の保有比率は日本の場合非常に低いわけですから、こをもつと高め、通じながら作り出していくという努力、これはもう今までも続けてきておられるわけでありまして、今後ともそうした努力が必要だろうと思ひます。

ただ、海外投資家に対して、どんどん、どんどんということもないでしょうけれども、より販売を強化していくという動きに対していろいろ異論も私、直接聞くことがあるわけなんです。特に、海外投資家向けということで、財務省では昨年一月から国債に関する海外説明会を開始し、これまでに三回、欧、米、アジアの主要都市において実施していると聞いています。

これに関連して、ちよつと例が良くないのかも知れませんが、国債というのは国内で消化しているけれども、家庭の中で妻が夫から借金をしているようなものなどで問題は少ない。他人から借りる、隣の家から借りたり親戚から借りるとその家庭が崩壊するといふか破綻するといふようなもんだと。

国内で千四百兆貯蓄があるんで、ここに消化をしていただければ問題はない。しかし、その千四百兆というのもこれからどうなるのか、貯蓄率どんどん落ちていきますから、私はこのところは非常に不安なんですけれども、海外にどんどん持ってもらつと、これは財政規律の面からも問題ではないかという意見も見られるわけでありまして。

ですから、ここは財務省が海外投資家に対し国債保有の促進を図っておられるその意義、趣旨をきちつと説明していただきたいと思います。

○副大臣(赤羽一嘉君) 今お話がございましたように、我が国では銀行等の金融機関の国債保有割合が高く、個人や海外部門等の保有を促進することはいろいろ御意見、御異論あることも承知しておりますが、財務省としては国債の安定的な消化に資することになるといふふうに考えております。国債の保有者層を多様化すること、いろいろな意味でのリスクを分散することになるといふふうに考えております。

そういった観点から、そういった考え方に基きまして、昨年一月以降、三度にわたつて、ヨーロッパ、アメリカ、アジアにおいて国債に係る海外の説明会、いわゆるIRを実施するなど、海外投資家による国債保有促進を全力を持って図つていこうと思ひます。

以上でございます。

○中川雅治君 次に、今回の公債特例法案では、財政融資資金特別会計の金利変動準備金から十二兆円を国債整理基金に繰り入れ、国債残高を圧縮することとしておりますが、この点について質問をしたいと思ひます。

財政投融資につきましては、平成十三年度の財政改革により、それまでの郵貯、年金から受動的に資金を受け入れる仕組みを廃止いたしました。つまり郵貯、年金から当時の資金運用部に預託をするという仕組みを完全にそこで廃止したわけでありまして、経過措置は残っているわけですが、正に受動的に資金を受け入れる仕組みは廃止をし

今回の十二兆円の繰入れは、財政融資資金特別会計が金利変動に備えるために積み立ててきた金利変動準備金から行われるものでありますが、こうした繰入れが可能となった背景には、財投改革の結果、財投の規模のスリム化が進んできたこととがあると思います。全体の規模が縮減したことから、金利変動に備えるための必要額を他に振り向ける余力が出てきたわけであります。言わば、財投改革によるスリム化の成果がこの十二兆円の繰入れによる国債残高の縮減という形で結実したと言つてもよく、今般の措置は小泉構造改革の先駆けとしての財投改革の成果であると評価をしております。

私は、もちろん特別会計に余剰資金を残すべきでないと思つておりますが、他方で、財政融資資金が、利ざやを取らずに独立採算で民間では成し得ない超長期固定の政策融資を行っていることにかんがみれば、その金利変動といひますか金利リスクに備えた十分なバッファを持つこともまた重要であると思つております。

第五部 財政金融委員会會議録第七号(その一)

我が国の長期金利の推移を見ますと、一九七八年十月から一九八〇年四月までの一年六か月で長期金利は四・八％上昇しております。一九八〇年四月から一九八二年三月までの一年十一か月で三・四％下落しているわけです。また、一九八七年五月から一九九〇年九月までの三年四か月で長期金利は五・九％上昇しているんですね。一九九〇年九月から一九九四年一月までの同じ三年四か月で五・七％下落しているわけであります。

要するに、財政融資資金特別会計においては、今後どのような金利変動までは耐えられるものとしてどのくらいの金利変動準備金が必要なのか、今回拠出する十二兆円の根拠は何か、さらに今後の拠出の見通しについてどう考えているのか、谷垣大臣より御説明いただきたいと思います。

これはどういう考えかといいますと、今まで議

平成十八年三月十六日 【参議院】

それで、ちよつと私は数字がよく頭に入つておりませんが、この十二兆を出すまでは千分の七十几つまでためておりましたが、先ほど申しましたように全体の圧縮から見てここまでは出せるだろうというので十二兆出すと千分の五十三に今度なかりまして、それで審議会の方からはここまできりがりであろうという御評価をいただいております。

ですから、中川委員のおっしゃるように、今の  
ような歴史的低位金利といいますが、ゼロ金利の局  
面でありますと、八%というようなことはちよつ  
と想像が付かない世界にもうなっているわけであ  
りますが、今までの二十年間ぐらいのいろいろな  
推移を見てみると、そういうようなことはやはり  
現実には起こり得る可能性があるわけでございまし  
て、やっぱりそれだけのバッファ―を持っておか  
なければいけないということだろうと思います。

---

そういう比較で申しますと、これはいろんな保険会社等々いろんなところがございますが、千分の百より積んでいるところはたくさんあるわけございまして、私どもの今の現在の千分の五十三というのはまだまだ努力をしなければならぬ水準であるというふうに考えているわけでございます。

過去実際に生じた金利変動等を踏まえて十分な検証を行った上で金利変動準備金は千分の百まで必要だという結論を得たということでありますが、もちろん今の御説明で分かるわけでございますけれども、一般的にちよつと分かりにくいのは、結局、千分の百まで必要だと言っておきながら、今千分の七十ぐらいなんです。それを十二兆出すと五十三ですか、まで下がつてしまう。

ただこれは、これからのスリム化によって余力が生じてくるということをかなり先取りしているということだと思っんです。ということとは、これから一生懸命更にスリム化していかなければならないということにもつながるわけで、それこそ退路を断ってこれから更に一層財投のスリム化を進めていこうと、こういう決意にもつながるわけで、私は今回の抛出は非常に評価をしているわけ

であります。

ただ、もつと出せあるいは要らないじゃないか、これからは出せと、こういう、事情が分らないでこう言う方がいるわけなんです。そんな、何かため込んでるんじゃないかというふうなことを思っちゃうんです。

そこで、財政融資資金というのは、これは結局、繰り返しになりますけれども、調達より運用の方が長い、貸付けの方が長いわけでありまして、金利変動に非常に大きな影響を受けるわけでありまして、今は低金利局面がずっと続いてきていて逆に利益が出てたままにいます、今度はその逆の金利状況になりますと財政融資資金がどんどん赤字になっていく、赤字が累積していく。

しかし、そのときに一般会計から穴埋めしていいよと言う人はまずいないわけですよ。あのときに掘出したよと言って、それをまた返してく、ださと言つても、これはもう絶対にそういうことは許されないうんですね。何やつていたんだと、必ずそういうふうには非難されると思います。これは私の長い間の経験でございます。

そこで、やはり必要な金利変動準備金は積み立てていくと、しかし将来の金利変動の予測が変わつたり、あるいはスリム化が更に進んで余裕が出るということになることが見込まれる時点でまた掘出していくと、これは当然なんです、そういった言わば独立採算の主体として責任ある運営をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、所得税法等の改正等に関する法律案に関連して質問をいたします。

これから歳入歳出一体改革の議論が本格的に始まるわけでありまして、消費税を含めた抜本的な税制改革の議論も始まります。私は、この過程で是非、株式譲渡益課税について考え直していただきたいと思つています。午前中も峰崎委員から御質問がありました。税制の所得再分配機能が非常に落ちているという御指摘がありまして、私もこれは非常に問題だというふうに思っています。

株式譲渡益は、昭和二十七年まで総合課税とさ

れていたのが、昭和二十八年に非課税となつたわけでありまして。しかしながら、昭和三十六年に、年五十回以上かつ二十万株以上の継続的取引から生ずる所得は総合課税となりまして、昭和六十二年にこの継続的取引の基準が年三十回以上かつ十二万株以上となつたわけなんです。以前は、一定の回数や株数を超えて取引したものについては申告により総合課税とする。つまり、累進税率に基づく高い税率により課税されていたわけでありまして。

ところが、平成元年度に課税ベースの拡大を図るとの観点から、株式譲渡益について原則非課税から原則課税へと変更になつたんですが、総合課税の部分はなくならず、申告分離課税と源泉分離課税の選択制となつたわけでありまして。この場合の源泉分離課税というのはみなし利益方式が採用されておりまして、言わば広く薄く課税することにしたわけなんです。さらに、平成十一年度において申告分離課税への一本化が図られたわけでありまして。

その後も、上場株式等に係る譲渡益に対する税率の引下げや損益通算範囲の拡大を認める一方、特定口座制度を導入するなど、税務署に行かずに一般投資家が手軽に投資することを可能にする制度へと見直しが行われてきました。こういう税制改革は、バブル崩壊後、金融機関の破綻や不良債権問題の拡大等によつて株式市場が冷え込みを続ける中で証券市場を支える大きな役割を果たしてきたことは事実だと思つています。

ですから、この長い株式不況の時代においては、こういう税制改正というものが果たしてきた役割は大きいと思つていますので、私はそこは評価をしておりますが、しかしながら、現在、ライブドア株の取引量を見ましても、いわゆる個人がインターネット取引でもうほとんど株式市場に参入をしてくる、またインターネット投資家がジェイコム株式の誤発注に乗じて二十億円もつけるというふうな、こういう報道もあるわけでありまして。そうしますと、上場株式等に係る株式譲渡益はすべ

て一〇%の分離課税となつて現況は、もう公平性の観点から看過できないというふうに思われます。

まず、ちよつと国税庁にお伺いしたいんですが、株式等の譲渡所得について、例えば一千万円以上、五千万円以上、一億円以上、五億円以上、十億円以上と、こういうふうな区切つた場合、人員と総金額はどうなつていますでしょうか。

○政府参考人(石井道遠君) 国税庁が毎年行つております申告所得税の標本調査というものがございまして、これによりまして、平成十五年分でございますが、所得税確定申告書を提出して納税額のある方のうち、株式等の譲渡所得等のあつた方は全体でまず十八万四千四百人おられます。金額は全体で八千八百九億円でございまして。これを所得金額の階級別で見ますと、一千万円以下の階級は、人員が約十三万七千人、所得金額で千六百五十六億円。それから、一千万円超五千万円以下の階級で見ますと、人員が約四万一千人、所得金額が二千三百八十八億円。さらにその上の五千万円超、これ全体で一つでくつておりますが、の階級では、人員が約五千人、正確に申しますと五千三百十人、所得金額が四千八百三十五億円となっております。

なお、五千万円超さらに一億円以上、五億円、十億円という御質問でございますけれども、現在のKSKシステムにおきましては五千万円超というところで一括してくつておりますので、そのような階級の把握は行つておりません。

○中川雅治君 今五千万円超というところでくつりにしてその統計を取つておられるということなんでしょうけれども、まあ五千万円超でも大變な譲渡所得の金額になつていますね。やはり、現在の株式市場の状況からすれば、株式等の譲渡所得につきましましては、一億円以上、五億円以上といった区切りでも人員と金額をしっかりと把握して公表すべきであると思つておりますが、どうでしょう。国税庁は統計を改善して公表する意思はありますか。

○政府参考人(石井道遠君) 今先生御指摘のとおり、国税庁といたしましては近年におけるこの経済情勢の変化ですとか、あるいは株式の譲渡所得の分布状況を踏まえまして、今後、株式の譲渡所得の分布状況を変更して分析をして、御指摘のような高額な所得について更に詳細なこの分類による統計を作成、公表する方向で検討していきたいと思つております。

ただし、株式の譲渡所得についてこのような階級区分の変更を行うためには、先ほど申しました標本調査全体の集計方法、あるいは計数を集計するためのシステムの見直しということが必要でございますので、その所要の期間は必要でございます。

○中川雅治君 先ほど峰崎委員もおっしゃいました税務の統計を改善するという一環としてこうした改善もしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、この問題に関連しまして、私は、インターネットでの取引を繰り返して短期間に何億円もつけたり、誤発注に乗じてインターネット取引で瞬時に巨額のものを得るなどは、これもはや貯蓄から投資へとか個人投資家の育成といったスローガンでは説明できない状況であると思つています。また、デフレ経済の長期化や不良債権処理に伴う人的リストラの影響もあつて、経済格差が拡大、固定化するのではないかとの指摘もあるところであります。ですから、確かに所得税は累進課税なんですけれども、こういう制度がそれを打ち消しちゃつていようなところもあるんじゃないかと思つておられます。

私が試算したところでは、例えば上場株の取引で二千五百万円の譲渡益を上げた者、これ自身の場合で計算しますと、二百四十万円の税金で済むのに対して、二千五百万円の給与収入の者、これも自身ですが、そうすると七百五十万円の税金、まあ約三倍もの税金を払わなくてはならないわけでありまして。ですから、この給与収入、もちろん事業所得も同じですが、それとこの株式の譲



渡益との間には非常に大きな税金の負担格差がある。特に高額になればなるほどその格差が際立つてくるということがあります。

で、その株式譲渡課税の税率に係る優遇措置が来年末に期限を迎えるわけであります。ですから、今のこの一〇％、上場株式の一〇％の優遇分離税率というのは正に優遇措置でありまして、本来二〇％ということになっているわけなんです、財務省は恐らく二〇％に戻したいとも思うでしょうけれども。

私は、証券市場の大衆化を進めていく、せっかく活発してきた株式市場を冷え込ませないためにも、基本的にはこの優遇税率は維持していくと。しかし、他方で多額の株式譲渡益を得た者については、ぬれ手にアワとまでは言いませんが、不労所得という言葉もあるわけですから、公平性の観点からも相当高率の課税をしてしるべきだと考えます。

ですから、諸外国の例を見ましても、例えばアメリカ、イギリスは株式譲渡益は総合課税となっていて、フランスは一定限度を超えれば二七％の申告分離なんです。ですから、上場株式について譲渡益が幾らになってもすべて一〇％分離というのとは世界でも例がないのではないでしょう。

我が国の場合、金融所得課税の一体化の流れがあるわけですし、午前中の大臣の答弁にもございましたが、事業所得が大きくなると、特に譲渡益をいつ出すかというのは、例えば非常に損をしてもう上がる見込みのない株を持っている場合にいつそれを売却して実現するかというのは、これはその個人の判断にゆだねられるわけですから、そういう意味で、事業所得が大きくなったときに株の売買を実施して意図的に損益通算をするというようなケースを起こさないために、私は分離課税は維持すると。これは仕方がないと思うか、あるいはそれでもまあいいんではないかと思えますが、大口の株式譲渡益については、分離課税の下でも幾らか幾らまでは何％というか、ほとんど

累進にしていこうということなんです。しかもそれは必ず申告分離にして公平性を確保すべきだと考えますけれども、谷垣大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣 一 君) 中川委員から株式譲渡所得について今までの沿革も振り返った上で御提言があったわけでありまして、我々は近年、やはり少子化、高齢化の中で、金融資産というものは有効に活用しなきゃいけないということで、ですから貯蓄から投資へというようなことで五年間の時限立法で申告不要制度の中で税率を一〇％とする優遇措置をやってきました。

そこで、今おっしゃった大口の株式譲渡益に対して累進的な高い税率を掛けていこうと。これは、確かに所得税、税制全体の所得再分配機能というものをもう少し発揮できないかという観点からいえば意味があるものでございますし、それから委員の御指摘にもありましたけれども、ある意味での課税の公平性というものにも意味があるのではないかとお聞きして感じたところでございます。

他方、今まで我々が追求してまいりました金融商品間の課税の中立性であるとか制度の簡素性、それからもう一つやはりあると思えますのは、海外への資本逃避の可能性と、こういった辺りもよく検討をしておかなければいけないことかなと思うわけでございます。

いずれにせよ、十九年度でこの今の制度は切れるわけでございますから、よく議論を、今委員のおっしゃったような点も視野に入れながらよく議論をさせていただきたいと思っております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

次に、少子化対策税制について伺いたいと思います。

与党税制改正大綱においては、平成十九年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系全体の抜本的改革を実現するとなつてお

りまして、こういう道筋が示されているわけでございます。

最近、我が国におきましても税制を含めた少子化対策に関する議論が盛んになってまいりました。私は、減税を含め少子化対策のための財源を国債発行に依存することになれば、むしろ将来の子供や孫の世代に負担を付け回すことになり、少子化対策の趣旨に反してしまうという意見については十分認識しておりますし、ですから、正に税体系全体の抜本的改革の中で効果的な少子化対策税制を考えていかなければならないと思っております。

少し先走ってお聞きいたしますが、少子化対策税制といたしましては、扶養控除の拡充、扶養控除の税額控除化、それと夫婦共有財産制度を取っているということで制度の前提が違っておりますが、フランスのようなN分N乗方式などが考えられると思います。

我が国の税体系の中で少子化対策税制として現実的なものはどのようなものかと考えてみましょうか。

○副大臣(赤羽 一 嘉君) 今お話ししましたように、少子化は我が国にとっても大変大きな問題であるという認識でございます。少子化対策といたしまして、子育て家庭への経済的支援の在り方については、これは税制面だけではなくて、税制、財政両面についての御議論がされているところでございます。

税制面につきましては、現行は所得控除として設けられているわけでございますが、この点、留意点として、所得水準によつて負担軽減効果が異なるという側面がございます。そういったところから、財政的な支援という意味合いが強い税額控除という形態を取った方がいいのではないかと、こういった御意見もありますが、この税額控除につきましては是非納税者には負担軽減効果が及ばないといった側面もございます。

N分のN乗方式、今委員御説明ありましたようにフランスで採用されているわけでございます

が、いかせん日本との所得税の体系自体と異なるところが多くて、クリアをしなければいけないと、こういった留意点もございます。

また、与党の中でも、税制だけではなくて、この子育て支援というのはナショナルミニマムとして子供の健全な育成に国が一定の責任を負うと、こういった概念から、税による施策から給付による施策に一元化して抜本的に拡充すると、こういった意見も出ているわけでございます。

いずれにせよ、この問題につきましては、少子化対策全体の議論の中でこれまで取られました施策の効果を十分に検証しながら、今後更に効果的な施策を取るべく議論が深められるべきものと考えております。

○中川雅治君 次に、一般の税制改正案に盛り込まれております実質的な一人会社のオーナー役員の役員給与の給与所得控除相当部分について、法人段階で損金算入することを制限する措置に関してお伺いいたします。

これは、個人事業者と同視できるような所有と経営が事実上一体化した同族会社について、オーナーへの役員給与が損金算入扱いになり、更にオーナーが給与所得控除を受けることがいわゆる経費の二重控除となることを是正する措置だと説明されておりますし、私もそのように聞いているわけでございます。

しかしながら、この措置が関係者にどうもつききりと納得してもらえないのはなぜなんだろうかと考えますと、どんな企業でも法人だと、これオーナー企業といつても、あるいは実質的な一人会社といつても、これは法人だということを認めているわけですね。で、法人だということを認めている以上は役員給与は損金として認められるべきものでありまして、その例外をつくる理屈がすっきりしていないんじゃないかと思うんですね。

それで、実質的な一人会社のオーナー役員の役員給与については給与所得控除の適用が今までであるわけですが、ですから給与所得控除の性

格からいって、これを全額認めることは適当でないんだとして給与所得控除の方を制限する方がむしろ分かりやすかったと思うんですね。

給与所得控除の性格というのは、例えばサラリーマンの必要経費の概算控除という性格、あるいはサラリーマンというのは、まあいわゆるオーナーと違って担税力はどうなのかというようなことで、そうした面に配慮したものだとか、いろいろかつて説明されてきたと思います。

今、財務省の方では、はっきりと給与所得控除の性格はこうだと言っていないと思いますが、例えば必要経費の概算控除といつても、サラリーマンとオーナー役員とではやはり違うものが概算控除としての必要経費なのか、これは相当違ってくると思うんですね。サラリーマンとオーナーとではやはり同じ給与をもらつても、担税力と言うのはどうかとは思いますが、そこも違いがあるということで、オーナーとサラリーマンとで給与所得控除に差があつても、これはきちんと理屈を付けて説明していけば分かつていただけるかなと思うんですね。

ところが、給与所得控除額分を法人段階で損金算入することを制限するというふうにしたもので、すから、理屈がねじれていくというんでしょか、何かすっきりしないんですね。それで、いろいろな方に説明しても分かつてもらえないと。ちよつと税分かつている方は、給与所得控除を制限すべきだつたですね、あるいは、オーナー役員の給与収入というのは事業所得とした方がすっきりしていますねと言ふんですね。ですから、経費の二重控除を是正する措置だという点は分からないわけではないんですが、この理屈が非常に分かりにくいことだと思ひます。

なぜ今回このような形の改正をすることになったのか、大臣から御説明いただければと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今度の措置は、今、中川委員おっしゃいましたように、所有と経営が事実上一体化しているようなオーナー企業で、いわ

ゆる二重控除、不公平じゃないかというのがありまして、それにこたえようということがございいます。それと同時に、オーナーへの役員給与の支給を通じて課税所得の操作が行われるというようなことが今まであつて、それを防止しようという観点から、法人段階で経費の適正化を図ろうと、私もはそう考へてやつたわけです。

つまり、役員給与につきましては、不当に高額な役員給与など、それを損金不算入とすると。従来から法人段階での損金算入を制限することをして、それで課税上の弊害を防止する対応を講じてきたわけですが、今度の措置もこういう従来の法人税法の考え方にのつとて法人段階で損金算入ということにしたというふうに私は考へてい

るわけです。

こういう対応は、一つは所有と経営が事実上一体化している、そういうオーナー企業におけるオーナーへの役員給与の支払というのは、株主に對する法人の利益の還元だという点において、損金不算入とされる配当の支払と差別化がなかなか難しいという点が一つございいます。

それからもう一つ、今回の措置をとる動機になりましたのは、今年の五月から会社法が施行されまして、その中で法人成りというものが今までより以上にたやすくできるということになるわけございいますので、租税回避を目的とする法人成りを防止しようということがやはり必要でございまして、そのためには特定の形態の法人に着目して、法人段階で手当てを講じることによって課税の公平を図ろうと、このように考へたわけございまして、十分合理的な対応ではないかというふう

に思つていられるわけございいます。

仮に個人段階での給与所得控除の見直しという方法を取つた場合には、特定の法人のオーナーだけに、オーナーに着目した措置を講ずるということとはなかなか難しい点があつて、一般の給与所得者を含めた幅広い観点から検討していくということになるのではないかとと思ひますが、そこはなかなか処理が難しいことになるのではないかと、こ

んなふう思うわけございいます。

○中川雅治君 御趣旨は理解をいたします。そして、その給与所得控除に手を付けるということになると、これは、今大臣がおっしゃつたように、特定のオーナー役員の給与、役員給与についてだけいじることになるのはなかなか、少なうとも十八年度の税制改正としては難しいというところも理解できますが、問題の根幹は給与所得控除制度にあるわけでありまして、法人経営者であるオーナー役員が青天井の給与所得控除を受け取ることが適當でないということであれば、これはどういふふうな区切つていくのか、いろいろ議論のあるところでしようけれども、オーナー役員個人の個人段階での課税について給与所得控除を一定程度制限するなど、給与所得控除、まあこれからいろいろな税制の抜本的見直しの中で検討されるわけでしょうから、その中でこの問題も併せてもう一度議論していただきたいと思ひいたします。

それから次に、国有林野事業特別会計法の改正案に関連してお伺ひいたします。

国有林野事業特別会計は、昭和二十二年に国有林野事業を独立採算制で運営することを趣旨として設置され、その後、伊勢湾台風等による激甚な災害を契機として、昭和三十五年に治山事業を着実に推進するため治山勘定が設けられ、国有林野事業勘定との二勘定の体制となつていられるわけであり

ます。

今回の特会法の改正案は、この二つの勘定を統合するものであります。したがつて、法改正によりまして治山勘定が廃止され、補助治山事業は一般会計で経理することとなるわけでありまして、治山事業自体は荒廃した森林の再生等により山地災害から国民の生命、財産を保全する事業でありまして、私はその重要性については変化するものではないと考へております。

治山事業については、限られた財源の中で国民の安全、安心を確保するため、効率的、効果的な事業執行が不可欠であると思ひますが、これまで

コスト削減などどのような工夫を行い、今後どのように効率的に事業を進めていくお考えなのか、こ

こで確認しておきたいと思ひます。林野庁から説明をお願いします。

○政府参考人(辻健治君) 治山事業につきましては、平成十五年度に策定いたしました林野公共事業コスト構造改革プログラムに基づきまして、例えば現場内で発生した根株等を緑化工事の生育基盤材として有効活用する、あるいは、現地に存在いたします巨石等を材料として活用しコンクリートの使用量を削減することなどのコスト削減の取組を進めてきたところでござい

ます。

また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、平成十八年度の政府予算案におきましては、災害に強い森林づくり緊急対策といたしまして、山地災害の発生危険性の高い箇所に一層の重点化を図る、そして民有林野部局と国有林野部局の連携による一体的かつ総合的な治山対策、国土交通省との連携による流水災害対策、地震等の災害時に孤立するおそれが高い山村集落に係る重点的な治山対策などを推進しているところでござい

ます。

これらの取組を通じて、限られた財源の中で治山事業の一層の効率的、効果的な実施を図り、国民の安全、安心の確保に努めてまいりたいと思ひてござい

○中川雅治君 国有林野事業は、昭和四十年代後半から外材の輸入が増加する一方で、伐採量の減少、木材価の低迷などから財務状況が急速に悪化いたしました。経営悪化に対処するため、昭和五十三年から四次にわたる改善計画の策定、実施にもかかわらず、経営状況の悪化が続き、平成十年には累積債務が三・八兆円に達する事態となりました。こうした事態を受け、平成十年十月に国有林野事業改革特別措置法が成立し、国有林野事業の抜本的改革が実施されることとなつたわけであり

ます。

累積債務約三・八兆円のうち約一兆円については将来的な林産物収入等により特会から返済することとされ、それ以外の約二・八兆円は一般会計

に承継され、国民負担となったのであります。国有林野事業が負担する約一兆円の債務については、一般会計から利子相当額の繰入れを行うことにより、債務の累増を防止した上で、五十年掛けて林産物収入等による返済をすることとされています。

このように、平成十年に大きな国民負担の下で抜本的改革が実施されたのでありますが、この一兆円の債務についてはいまだ全く返済されておりません。ここで、累積債務返済に向けた国有林野事業の取組状況をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(辻健治君) 先生御指摘のように、国有林野事業につきましては、平成十五年度までを集中改革期間ということで、組織、要員の徹底した合理化、縮減など、抜本的改革に取り組んできたところでございます。この結果、平成十六年度には当初の収支見通しどおり新規借入金ゼロとして収支均衡を実現したところでございます。

国有林野事業が承継いたしました一兆円の累積債務につきましては平成六十年度までに返済するということとされておまして、現在、木材価格が低迷するなど厳しい状況ではございますけれども、今後につきましては、成熟しつつある人工林資源を中心に収穫量が增大すると見込まれること、そしてコスト縮減を図り、効率的な事業運営に努めることなどを踏まえまして、引き続き収支両面にわたる努力を尽くす中で、一般会計からの利子補給を受けつつ、債務の返済に努めてまいりたいと考えてございます。

○中川雅治君 以上で終わります。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

大臣を始め皆さんには大変お疲れのところを申し訳ございません。私が最後でありますから、御協力をいただきながら皆さんの期待にこたえたいと思います。

まず初めに、昨日、確定申告の期間を終了したわけでありましても、近年、電子申告というのを導入してまいりました。試行の時期を経てこ

れが本格導入されて、結果が出つつあるわけでありましても、この進捗状況というものがどうなっているか。十六年分所得についてはまだ結果がまとまっていなくてもいいけれども、これまでの状況をあらためて、その進捗状況がどうなっているか。そして、その制度の目的がかなっているかどうか、特にその効用といいますが、利点が発揮されつつあるかどうか、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(石井道遠君) 本年の所得税確定申告期におきますいわゆるe-Taxの利用件数、詳細は現在集計中でございますので確たる点は申し上げられませんが、概括的に申しますと、二月十六日から三月十五日までの確定申告期におけるこのe-Taxの利用件数、昨年は約一万七千件でございましたが、本年は約三万二千件、前年の約一・九倍と見込まれております。それからまた、個人の方がそのe-Taxを利用されるに当たりましては利用開始届出書というものをあらかじめ出していただくことになっておりますが、本年一月の利用開始届出書の件数は昨年の約二倍出ておりまして、したがって、平成十七年度全体で見ましても昨年十六年度の一万余件を大幅に上回るようになるのではないかと見込んでおります。

それから、そのメリットが十分発揮しているかどうかという点でございます。

御承知のとおり、e-Taxの利用者の方にしてみれば、一々税務署に赴くことなく申告手続を行っていただくということが可能でございますし、また御自身の会計処理から、申告書データの作成、提出までを一貫して電子的に行うということで、省力化なりペーパーレス化ということが期待されているところでございまして、そういう点での効果というものが徐々に出てくるのではないかと思いますし、一方、私ども税務署側にとりましても、申告書を一々発送する事務あるいは收受する事務、さらにこの收受したものをKSKのデータに入力する事務というようにことが省略

できますので、事務の効率化あるいは経費の節減ということにも資するわけでございまして、私どもはそのような効果が生ずるものと考えております。したがって、今後更に利用が促進されるように私どもも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○山口那津男君 今の御答弁のように、着実に利用は進んできていると、その効用も多面的に認められるということでありまから、是非その利用を促進するように、その利便性を図る御努力をお願いしたいと思うのでありますが、ただ一方で、納税者の側から見た場合に幾つかの問題点もいろいろ言われているところであります。

我々が耳にいたしますのは、申告書には、紙で申告した場合、添付書類が必要になるわけですね、支払調書でありますとか各種納付を証明する書類でありますとか。これはe-Taxを利用しても別途添付するために持参して提出しなきゃならないわけですね。そうすると、電子申告しても結局添付書類を出す手間というのは従来と変わらないうわけだから、まあ申告書だけ先に送っても余り意味がない、ここが何とかならないかと、こういうふうな納税者から声が出ているわけでありま

す。

それとまた、従来ですと控えを同時に持つていつ受領印を押してもらうわけですね。そこで申告したかどうかというのを一応の証明ができるのと、直ちにできるという状態になるわけでありま

す。これが取引や銀行借入れやその他に一般にはよく利用されるわけでありまね。ところが、電子申告の場合ですと、一応その受信をしたという通知が納税者に戻されて、それをプリントアウトすれば証明できるということにはなっておりますし、また後日納税証明も発行していただけるというところで、一応制度はあるわけでありま

すね。その他細かいところを言えば、いろいろとまだまだ不備な点というのはあろうかと思えます。こうした点の改善については是非検討していただきたいと思うのでありますが、どのようにお考えでありますでしょうか。

○政府参考人(石井道遠君) 今、先生からる問題点、御指摘いただきました。特に、挙げられました添付書類の件、これは現在電子申告の場合でも別途送付をいただいているわけですが、この点に関しては、申告の適正さというところは一方で確保することが前提となりますが、添付書類のオンライン化の送信を認めるなど、添付書類そのものの送付を不要とする方向で検討を進めているところでございます。

今月末に私どももオンライン利用促進のための行動計画というものを策定する予定で、現在、いろいろな点について努力をしておりますが、今申し上げました添付書類のオンライン化のほかに、税理士関与の場合における納税者本人の電子署名の省略ですとか、あるいは早期還付などのインセンティブの措置、あるいは確定申告期における利用可能時間の拡大などの普及策を盛り込む予定にいたしております。

ただ、オンライン利用拡大のためには、電子署名のための公的個人認証などの普及拡大が前提となるわけでございますので、その普及拡大には政府全体として取り組む必要がございますために、関係府省との連携も図ってまいりたいと思っております。

それから、御指摘ございました、申告した場合に、それが直ちに確認できるシステムは今あるわけでございますが、その周知がなかなか図られてない、あるいは実際の取引においてそれが利用しづらいという御指摘があることも承知はいたしております。現在、すぐ受け取ったことの確認は電子的に打ち返すようになっておりますけれども、その周知をe-Taxのホームページ上でも

お知らせしておりますが、引き続き皆様に認識していただけますように努力をしたいと思います。

それから、紙で申告した場合には収受印が押されてそれが銀行取引等の場合にも利用されるのに対して、電子申告の場合にはそういうことがなかなかしにくいのではないかとことも耳にしております。

先ほど申しました、収受印を押したその申告書に代えまして、送信した申告書と税務署側からの受信通知をプリントアウトして持っていくだけであれば、金融機関側でもそれを前提にした取扱いはしていただけるように、年末から年始にかけて金融関係団体等に対しては周知をしております。なお努力をしてまいりたいと思っております。

○山口那津男君 細かい点で、御答弁は結構ですが、例えは年末調整をやった場合に税額の納付超過額が生ずる場合があるわけですが、これを翌月以降納付額に充当したり、あるいは源泉徴収税の還付請求をする、いずれか選べるという制度があるわけですね。その場合も、一年間納付した領収書のコピーを添えるというふうな現行制度はなっているわけでありませうけれども、しかし、これについてはもう税務当局に既に納付済通知書というのが出されているはずでありまして、税務当局側で確認できるのではないかと、そういう意味で、この領収書のコピーを添付する手間というのは省けるんじゃないかと、こんな指摘もありませうので、これら併せてまた御検討を続けていた、きたいと思います。

さて、次に、定率減税を廃止することになるわけですが、国民年金法の附則十五条、十六条等におきまして、この平成十七年度、十八年度は国庫負担割合を引き上げて所要の税制措置を講ずると、こういうことが規定をされているわけでありませうけれども、定率減税の十七年度の廃止分については国庫負担率引上げにかなり寄与できたと思うわけですが、このたびの改

正で、残りの半分についてはこれ寄与する率が非常に低いのではないかと考えられます。ということは、この国庫負担率引上げに対する解決というのが先送りされた形になっておりまして、これは私から見れば、国債発行を抑えるためにこれが使われてしまったのではないかとも思うわけでありませう。

いずれにしても、今後、平成二十一年までにこの国庫負担率二分の一引上げの税制措置といいますが、これをやり遂げなければならぬという中で、今後、消費税に過重な期待が掛かるようなおそれも感じるわけでありませうけれども、この点について財務大臣としてどう評価されていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基礎年金の国庫負担割合につきましては、十六年の年金改正、附則の十五条、先ほど委員引かれましたが、その中で、平成十七年、十八年の二か年度は所要の税制上の措置を講じて、そして国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げると、こう書いてございまして、それに基づきまして、平成十七年度では定率減税の縮減を踏まえまして、現行の国庫負担割合三分の一プラス千分の十一、それに単年度限りの措置として千百一億円加算したということでございます。

平成十八年度は、国債発行三十兆円にできるだけ近づけるという目標がございまして非常にやりくりが厳しかったわけでございますけれども、定率減税の縮減、廃止を踏まえて、現行の国庫負担割合、これは三分の一プラス千分の十一に約二千二百億円加算いたしまして、三分の一プラス千分の二十五という形にしたわけでございます。

いずれにしても、二分の一へ引上げするということにつきましては、十六年年金改正法の附則の十六条で、平成十九年度を目途に所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で平成二十一年度までに実施するということになっておりまして、今後、この法律の規定を踏まえて、財源の在り方も含めて検討しなきゃならな

いという状況でございます。

○山口那津男君 次に、先行減税というのを行いまして、法人税の関係で研究開発税制でありますとかあるいはIT投資促進税制でありますとか、幾つかの制度を行ったわけでありませう。その後、景気の回復が今行われつつ、進行しつつあるわけでありませうけれども、果たしてこの取られた法人税の諸制度というものが景気回復にどれだけ寄与しているのかどうか、ひいては税の自然増収にどれだけ寄与しているのかどうか、この辺は私どもはよく認識できないところであります。

しかし、この特定の分野に対して思い切った投資を促進するためにやったということは、我が国の産業力を、競争力を育てるとか、あるいはそれが実質的な経済成長の基礎的な力になるとか、そういう目的になっているはずであります。その所期の成果が達成されつつあるのか、あるいは将来そういう実を結ぶための種として着実に育ちつつあるのかどうか、この点の大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、山口委員がおっしゃった平成十五年税制改正、研究開発税制やIT投資促進税制などの日本経済の回復に向けた定量的な何か数値を示せというとなかなか難しゅうございませうが、ちよつと資料を見てみますと、研究開発投資額の動向で見ますと、平成十五年から十六年度にかけて七千億円投資額が増えていると。それから、平成十六年度から平成十七年度、これは推計も入っておりますが、約七千億円増えていると。それから、IT投資額の動向で見ますと、平成十四年度が二十一・八兆円でございます、平成十五年が二十三兆円、十六年度が二十四・二兆円、それから十七年度が二十五兆円というふうな増え方になっておりますので、やはり私は政策税制が一定の効果を発揮したというふうな考えております。

現在、景気は回復しておりますので、先行きについては、こういった形での企業部門の好調さが家計部門へ波及してきた、国内民間需要に支えられ

た景気回復が続くと見込まれているわけでございます。こういう経済状況を背景として、税の自然増収にもつながったというふうな考えております。

○山口那津男君 この点は、歳入歳出一体改革を考えていく中で、経済成長率とその自然増収に占める要因といえますか、これを分析する上で非常に大事なところだと思っております。是非、実証的に税制と自然増収あるいは経済成長との関係は証明できるような、そういう見方というものもこれからよく検討していただきたいと思います。

続いて、今国会では格差社会というものがいろいろ議論になっているわけでありませう。格差はいつの時代もあるわけでありませうが、それが現在拡大しているのかどうか、あるいはそれが将来固定化してしまうのかどうか、この点は非常に憂慮すべきところもあるわけでありませう。

考えてみますと、高齢化が進んできているわけでありまして、単身世帯というのも多くなってきたというわけでありませうから、人生長くやつていけばそれは資産や所得の面で格差が広がるというのは、ある意味で当然のことだと思えます。それから、バブル崩壊後、学校の新卒の学生生徒の皆さんがなかなか職に就けなかったということもございませう。ですから、こういう皆さんは人生の言わば社会生活の出発点から格差が付いてしまったと、こういうことも言えるわけですね。

現在、二一トやフリーターあるいはその他の非正規雇用者というものが改善されつつありますけれども、しかし、そのバブル崩壊後の一定の世代、特に現在二十代後半から三十代前半の方々はなかなか正規雇用には就けないでいると、こういう実情もあるわけでありませう。

そうした格差を広げる要因のもう一つとして税制がどうかかわっているか。これは、先ほど来同僚委員から、所得再分配機能が弱まったと、こういう御指摘があるあったところでありませう。私も同感でありまして、いわゆるバブルの起こり掛ける時期というものは、高度成長期を顧みて、努力

した者がより一層資産が蓄積できるような、そういう税制にということもかなりの強い主張がありまして、累進度を弱める、所得税においても相続税においてもそういう改革が累次なされたわけですね。一方で消費税が導入されまして、これはまた逆進性をおのずから持っている税制で、相まって格差が拡大すると、こういう要因になったことは否めないだろうと思うわけであります。

そうした点で、この格差を更に税制だけでとらえるのではなくて今度は歳出でどうやるかということによっても、この格差を是正する対応策というのは取れるわけでありまして、さて、ここからが質問でありますけれども、今後の税の抜本改革を行う中で、税体系全般でこの所得再分配機能を強める、そういう制度というものを考えるべきだと私は思っております。政府側としてどのように今思っているのか、この点を財務大臣に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一) 所得再分配あるいは格差の問題につきましては山口委員からいろいろお話がございまして、高齢化が進んでくれば、ある程度それは人生の結果として差が出てくることもやむを得ない面があるが、特に若い人たちの二一トやフリーターというようなことを通じて格差が固定化するのには好ましくないと、そういったことにもう少し税もいろいろ考えられる点はないかと、ちよつとやや強引に要約したかもしれませんが、そういう御趣旨であつたと思ひます。

確かに、内閣府でつくっておられる平成十五年度の年次経済財政報告にもよりまして、一九八一年以降租税負担による所得の不平等度の改善度は年々低下している、それに対して社会保障による改善度は上昇していると、こうなつております。ただ、同時に、租税と社会保障を併せて見ると、所得の不平等度の改善度は年々拡大する傾向にあると、こういう指摘もされているわけでございます。

そこで、なぜこの租税負担を通じた不平等度の改善が低下したのかということになりますと、こ

れは昭和六十二年、六十三年の税制改革、それから平成六年の税制改革、いずれも個人所得課税の累進緩和というものが図られたと。その背景には、個人のやはり勤労意欲とか、あるいは国際的な所得税制のスリム化というようなことが背景にあったのは事実でございますが、結果として、その再分配機能は低下をしてきたと。

やはり今後考えなければならぬことは、もちろんこれは税だけで考えてはいけないので、社会保障とか、そういった政策全体としてどういうふうを考えていくかということと同時ににらまなければいけません。税の所得再分配機能をどうしていくかというのは今後の非常に重要な点だろうと思ひます。

そういう中で、一番もう少し議論を詰めていかなければならないと思ひますのは、先ほどやはり勤労意欲や何かの点でなかなか、諸外国と比べてときに、今、国と地方を合わせますと五〇％ということですが、諸外国との比較でなかなかそこをどういじれるかという問題がやつぱりございまして、機会の平等と結果の平等というようなものをどう平等感や勤労意欲といった点から調整していくかと、相当こは煮詰めた議論をしなければいけないのではないかなと思ひております。今後、消費税、所得税、法人税、資産税、税体系全体を見ながら、そのような議論を詰めていただきたいと思ひます。

○山口那津男君 バブル崩壊後、不景気が長らく続いたわけでありまして、しかし、最近、その回復傾向が顕著になつてきているわけでありまして、日銀の量的緩和と政策が解除されたということもその一つの表れでありまして、それから、その不景気の期間中、いわゆるセーフティーネットの様々な制度というものがその力を発揮したわけでありまして、しかし、これも変わつてくると、こういうふうになると思ひます。

その一つとして、雇用保険の財政、これが給付がだんだん減つてきまして、その内容が改善されつつあると思ひます。これがもつとこの勢いで

良くなつていけば、将来は保険料を軽減するといふようなこともあり得るかと思ひます。また一方で、中小企業に対する貸出しで、公的な信用保証制度というものもあるわけでありまして、これが政府が財政支援を行わなければならない部分があるわけですが、これも金額は減りつつあるわけでありまして、倒産件数が減つたということも如実に反映しているわけでありまして、財務省から見て、これらセーフティーネット制度というものが改善される中で、財政的に寄与しているという部分があるかと思ひますが、その点をどのように分析されているかと思ひます。

○副大臣(赤羽一嘉君) 山口委員御指摘のように、景気回復を受けてセーフティーネット制度の状況の改善が財政に寄与しているというのは、具体的な数字として表れておるところでございます。

まず、雇用保険財政につきましては、完全失業率の年平均が過去最高の五・四％となりましたのは平成十四年度でございますが、平成十四年における求職者に対する給付費は約二・一兆円、国庫負担金が約四千四百二十六億円でございます。これが平成十七年には、完全失業率、年平均でございますけれども、四・四％まで低下したことを踏まえまして、今回の平成十八年度予算におきましては求職者給付費を一・五兆円と見込んでおります。国庫負担金は、対前年度マイナス約三百億円減の約三千九百四十七億円を計上しているところでございます。

公的信用保証制度につきましても、直近のピークは平成十一年度でございまして、このときの保証債務残高は四十三兆九百九十一億円でありましたが、平成十六年度末には約三分の二の二十九兆七千四百三十三億円となつておりまして、こうした残高の減少や、先ほどお話もございました保険事故の減少に伴ひまして、中小企業金融公庫への国の出資金につきましても、平成十四年度には四千三百八十八億円だったものが、十七年度には九百二

億円になつておられるところでございます。

○山口那津男君 好ましい傾向だと思ひますが、いずれにしても、そうした今御指摘されたことは企業活動に関連する部分のセーフティーネットのものでありまして、そこから漏れてしまふ、違ふセーフティーネットに頼る必要がある、そういう部分をこれからどう対応すべきかということが課題だろうと思ひますので、また別の機会に議論をさせていただきたいと思ひます。

そこで、この日銀の量的緩和と解除、これもまた景気回復の反映の一つであらうと思ひますが、ありますが、日銀総裁、お忙しいところありがとうございます。お伺いさせていただきます。この場で御質問させていただきます。緩和と解除を決定する前にも、この場で御質問させていただきます。緩和と解除を決定する前にも、この場で御質問させていただきます。緩和と解除を決定する前にも、この場で御質問させていただきます。

それを受けて、マンションについては最近、不動産経済研究所で、契約率は好調であるけれども新規発売戸数というのは抑制されているといひます。四か月減つておると、これは耐震偽装事件の影響があると、こう言われているわけでありまして、利が上がつていく、あるいは住宅供給を支える資金の、供給側に対する資金の流れも影響を受けるというふうになつた場合に、このマンションを含む住宅供給に対してどのような影響が生じていくとお考えになられるか、この点の御認識を承りたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 委員御指摘のとおり、私どもも、この住宅投資というのはこれからの日本の景気を安定的に支えていく一つの重要な需要項目だといふふうに見えております。したがって、関心を持って予測も立てておりますが、現在

までのところ、住宅投資、これを新設の住宅着工戸数で見ますと、昨年後半以降年率百二十五戸と、かなり高目の水準で推移しているというふう  
に認識しております。良好な金融環境の下で供給  
側の積極的な販売姿勢、あるいは、需要の方から  
も団塊ジュニア、高齢層を中心とした需要増、こ  
れがしっかりとっていたことだと思えます。  
分譲とか貸家を中心に増えてきているというのが  
最近の特徴でございます。

直近のところは、耐震偽装問題の影響等も若干あるのかなというふうな数字が出ておりますけれども、それを含めましても、先行きについて当面底堅く推移するんではないかというふうに私どもは一応見ております。あくまでもマクロ的な見方ではないです。

そこで、量的緩和と政策に終止符を打って、今後の金融環境がどうかということでございますが、これも引き続き短期金利がゼロであるということと、ろから再スタートすると、当面ゼロ％。その先も比較的低い金利でもって緩和的な金融環境を提供し続けていける可能性が高いんではないかというふうに私どもは見ておりまして、そういう目から見ますと、マクロ的な金融環境がそう急変するわけではない、住宅投資全般に対して強いダメージを与える可能性というのは余りないんではないかというふうに見えておりますが、委員御指摘のとおり、住宅ローン金利というのは一本ではありませんで、借り手によって様々でございます。借入期間等によって市場金利の変動の影響を受けやすい借入れの仕方というものもございます。

そうしたところにどういう変化が出てくるか。家計の所得が増えるところでちゃんと金利が上がるということがあれば一番いいんですけども、そうでない場合もあるかもしれません。私どももそのところはまあきめ細かくフォローしていかなければならないというふうに思っております。

○山口那津男君 総務省の家計調査、最近の調査によりますと、実質収入が七か月連続で前年同月比マイナスとなっていると、こういう結果になっ

ているわけですね。

住宅ローンを組んでいる家計から見ますと、この金利が上昇する、また税制面で増税傾向があるというようなことになりますと、この家計調査の結果が正しいとしますと、やはり負担感が増すと、こういう、いずれもそういう要因になっているんだらうと思うんですね。

この金融緩和解除、量的緩和解除とその後の政策によってここが家計の圧迫要因になってはまずいんだらうと私は思うんですが、その点は日銀総裁としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 家計調査の最近の動向を見ておきますと、所得の状況、少し下振れているというふうな感じの推移が出ております。私どももそこは注意深く見ておりますが、この種の統計、過去から、過去にさかのぼってみましても、一時的な振れを示す場合もございます。

今回一時的な振れかどうかよく分からないんですけれども、別途、毎月勤労統計など別の統計で補って指標を読ませていただきますと、何と申しますか、家計所得の動向は比較的安定していて、今の家計調査が示すほど大きなスイングを示しているわけではないんじゃないかなというふうに一応見ています。

また、家計の所得につきましては、賞与の増加とか所定内給与の持ち直しを受けて、一人当たり名目賃金で見て緩やかな増加が続いていると認識しておりまして、今後、量的緩和の枠組みは解消いたしましたも、我々は慎重な金融政策を行って景気の回復を更にサポートしていけば、家計の所得が更に増えるという方向で実現していける可能性が強いわけですので、一方で住宅ローンの上昇等をうまくオフセットできる形で進んでいけばいい。ただ、家計ごとに状況はかなり違うと思いますので、相きめ細かく見ていく必要があるなというふうには思っております。

○山口那津男君 昨年のボーナスの動向でありますとか昨日の大手企業の春闘の結果とか見てみま

すと、サラリーマンの所得の状況というのは改善

しつづくと我々は実感するわけでありますね。

ところで、総務省、この家計調査統計というものが、今、日銀総裁のお述べになったような認識とちよつと溝があるというようにも、実感からちよつと異なるというようににも思えるわけでありますが、この家計調査統計の特徴とか、何か別なその評価というものがあつて得るのかどうか、この点は調査をする側として一応証明の場をお与えいたしますので、どうかその評価を率直にお述べいただきます。

○政府参考人(衛藤英達君) 答弁の機会を与えていただきましてどうもありがとうございます。

家計調査でございますが、世帯の収入支出を、この動きを的確にとらえますよう、統計理論に基づきまして調査対象世帯を抽出して調査を実施しております、家計の所得状況を適切にとらえていくと判断しております。

なお、家計調査でございますが、毎月公表している、お話の実収入、手取り収入でございますが、これは二人以上の勤労者世帯、サラリーマン世帯ということでございます。自営業などのこのサラリーマン以外の世帯とか、あと単身世帯ですね、これは含まれていないことを一言申し添えておきます。

以上でございます。

○山口那津男君　そういう前提があるわけであり  
ますけど、是非世の中の幅広い所得層を反映する  
ような統計の取り方というものも検討していただ  
ければなと、こう思います。

さて、そこで、日銀の政策委員の水野氏が先日  
大津市で講演を行いまして、ここで中立金利とい  
うものを御指摘されております。潜在成長率ブラ  
ス物価上昇率ということで、これが両方プラスす  
ると二以上に、二％以上になる可能性にも言及さ  
れているように思われるわけであります。そして、  
ゼロ金利が長期間続くとの期待が過度になる  
と資産バブルが起きやすい、量的緩和解除で終  
りではないとの二の矢三の矢のメッセージを出し

ていかなければならないと、こう述べられたとも

言われているわけでありますが、こうした考え方が短期金利及び長期金利にどう影響するかということは我々も非常に注視しているところであります。長期金利も緩和解除決定後上昇した部分もありますし、またこの水野氏の講演の後にも上昇している場面もあるわけですね。

この水野氏の考え方、発言というものが日銀の政策委員の多数意見なのかどうか、あるいは総裁としてはどうお考えになるのかどうか、この点についてお述べいただきたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 個々の政策委員が持つておられる見解につきまして私の立場からそれがいいとか悪いとか、私とどう違うかとかいうふうなことをコメントする立場にはないわけでございますが、日本銀行の政策委員会での議論の仕方というのは、その出発時点では様々な見解を持った委員が集まって、しかしその見解をお互いに、何と

いいですか、ぶつけ合いながら一つの結論を見いだすための創造的な過程ということで、各委員の頭の中はどんどん進展していくものでございます。最後まで頭が分かれたままで足して二で割るというふうな結論の出し方ではないものですから、水野委員が今どういう考えを持っておられようと、これからの議論を通じて水野委員の頭の中もと、

進展するでしょうし、私自身が今何か持っている  
としましても、それはまた進展するもんだと、こ  
う御理解いただきたいと思います。

まあ、それを前提といたしまして、私ども今後  
金融政策を行っていく場合があります、何よりも我々  
が標準的だと思える見通しが真に物価安定の下で  
の持続的な成長のパスというものに沿っていくか  
どうかと、これがもう一番大事な判断の基準であ  
りますけれども、仮に望ましい方向に行っている  
なと思った場合でも、先々を見通して、起る可  
能性は少なくともいったん起こってしまうと大変  
負担の大きいリスクというのはあるわけで、そこ  
も十分点検しながら今後やっていきたいというこ  
とを既に発表文の中で示しております。



そういつたことからいいますと、例えば今、企業の収益率が改善し、物価情勢もひとところに比べて好転していると、こういう状況の下にありまうので、金融政策の面からの刺激効果はどちらかというと、時の経過とともに強まる方向にございいます。金利を一定水準の下で考えれば、経済が良くなり、物価上昇率が上がれば刺激効果は逆に強まるという関係になります。そうなりますと、中長期的に見て経済活動の振幅が大きくなりはいないかどうかという点は一応留意事項だということでありまう。経済の振幅を大きくしてしまいまうと景気が短命に終わってしまうのですから、そうならないようにするというためには、そういつた点はあらかじめ留意しておく必要があると。

ただし、現在政策委員会のメンバーが共通して持つております理解は、現時点においてはこのようなリスクが発生する可能性は高いと考えているわけではないということです。基本的には、先行き物価安定の下での持続的な成長を実現していける可能性が高いと見ています。したがって、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境を当面維持していける可能性は少なくない、高いと、こういうふうには判断しているということでございます。

○山口那津男君 また、水野委員は、アメリカのバーナンキFRB議長は金融引締めを持続する可能性が高いと、こういう発言もされていらつしやるわけでありまう。アメリカは二〇〇四年から利上げを小刻みに十四回ほどやってきているわけですね。今もなお景気拡大の局面にあると、これも言われているわけでありまう。こうした水野委員の認識の評価はともかくとして、このアメリカの今後の金融引締めの持続性の可能性について、日銀総裁としてどのように御認識されているでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 私の立場で他国の金融政策について具体的にコメントすることは適当でないと思ひますけれども、先週末から行つてまいりましたBISの中央銀行総裁会議で、バーナンキ

議長も初めてお越しになられてまして、みんなと一緒に活発な議論をしたわけで、バーナンキ議長の展開をされました議論を聞いております限り、その前任のグリーンズパン議長の取られてきた政策、姿勢、今委員がおつしやいました四・五%まで金利を引き上げられてきた過程における一貫した姿勢を基本的に引き継ぐという姿勢が非常に強いんだなということが一つ確認されました。

現在の時点に即して言えば、米国の経済、住宅市場における若干のクーリングオフという現象は出ておりますけれども、それを含んでも比較的バランスの取れた堅調な景気の拡大が続くという基本認識に立つておられるようであり、エネルギー価格の高騰が今後続いても、引き続き適切な金融政策を行つていけば、米国経済についてその持続的な成長と物価の安定をなお続けていくことができるといふ確信を持つておられると、そういうふうな感じも受けた次第でございます。それが望ましいということとは各国の立場から見てもそうであつて、米国の金融政策が途中でおかしくなるとならないようにという点は各国中央銀行総裁からいろいろな意見が出ていたということでございます。

○山口那津男君 最後に伺ひますが、これまでの議事要旨によりますと、委員の中には望ましい物価上昇率という言葉を使つて意見を述べられる方もいらつしやつたようでありまう。今回の決定によりまうと、中長期的な物価安定の理解という言葉を使われまして、ゼロから二%の消費者物価指数という数字を出し、なおかつ一%という中心値もお触れになつたわけでありまう。しかし、数字は出たものの、これによつて具体的にどういう政策をこれからお取りになるかというのはいささか明確ではありません。そして、その望ましい物価上昇率というのが何を意味し、これとどう違ふのかということも知りたいところでありまう。あわせて、この点の総裁の御認識を伺ひたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 私が就任しまして既に

ちょうど三年ぐらいたつたわけですが、けれども、過去三年間、日本銀行として物価の安定というものについて基本的にどう理解するか、かつ、理解したところをいかに表現して国民の皆様方にお伝えしていくかということについては繰り返し議論してまいりました。先般、量的緩和の枠組みに終止符を打つ、この段階で慌てて議論したということではなくて、先週の結論は過去三年間にわたる議論の最終的な一つの結論だというふうには御理解いただきたいというふうには思ひます。

三年前の時点にさかのぼりますと、ある委員は、望ましい物価の姿というものを国民の皆様方にお示しするのには、その委員の出発点の頭の中はかなりインフレーションターゲットに近いものを印象に持ちながら、あるいはヨーロッパ流の、何といましようか、物価安定の定義とか参照値とかいふものに近いものを出発点として頭に抱いて議論に臨まれた方とか、あるいはもう数字は一切好ましくないという立場で議論を出発された方とか、様々でございました。

私なんかも実は迷ひながら参加したところもありまうけれども、しかし、ずっと議論をしていつて、先週の結論に対しては全員一致でこれは決まつたと、これが日本銀行の政策委員会の議論の進め方なわけでございます。結局最後は日本の実情に合つていくことと。日本の国民の皆様がそんなに明示的に意識しておられなくても、心の中何が物価安定というふうには意識して行動しておられるかということとできる限り平仄の合つた形でやつていく方が、我々が今後何を、何を言つていく場合あるいは実際に政策行動する場合に一番心に通じやすいだろうということと先週のような結論になつたということでございます。

この先週の物価安定についての理解、数字的な表現もしたわけなんですけれども、明らかに言へまうことはインフレーションターゲットではないと。一定の期間内にある物価水準を実現するというところにそんなにこだわらないということなんです。中長期的な物価の安定という共通のイ

メージの下で、望ましい経済の姿を最終的に実現していくと。要するに、持続的な景気の拡大が続くということが一番国民経済的な経済的福祉が高まるわけですので、その姿の実現をしていきたい。その仲介項は、中長期的な物価安定の姿で、国民の皆様方の意識とも相通するものと。したがつて、経済構造が変われば幾らか変わるかもしれないというんで、我々の方も一年たつたら点検しながらいきたいと思います。中長期的なものですからそんなに簡単に変わるものじゃないと思ひますが、それでも構造変化というのは結構激しいですから、まあ点検はきちんとやりまうと、こういう姿でやりました。

したがつて、これは今後また国民の皆様方からチェックをちようだいして、頭の塗り替えも必要なのかもしれないが、我々は国民の皆様と意識を通じ合える一つの道具を持ったという意識でございますので、これ十分頭に置いて情勢判断もし、金融政策の運営もしていくと。

しかし、非常に硬直的に物価の安定を短期間のうちに実現すればすべしという理解には立つていないと、ここが非常に違いでございます。あくまで最終的な姿は物価安定の下での持続的な経済成長と。この秋でイザナギ景気を抜くとか言つていまいけれども、記録を達成すればいいというものじゃないんで、その先、更に長く続くような経済にしたいというのが本当の心でございます。

○山口那津男君 これで終わります。ありがとうございます。

○委員長(池田修次君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後四時五十七分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、関税定率法等の一部を改正する法律案  
関税定率法等の一部を改正する法律案  
〔本号(その二)に掲載〕





平成十八年三月二十九日印刷

平成十八年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

第百六十四回国 参議院 財政金融委員会 會議録第七号(その二)

(本号(その一)参照)

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「一定の期間ごとに」の下に「段階的に」を加え、同条第四項中「経過していない場合には」を「経過していない場合は」に改め、同条第十三項中「場合には」を「場合は」に改める。

第二十一条第一項第六号中「構成部分とするカード」の下に「その原料となるべきカードを含む。」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)

第二十一条の二の二 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があるとき、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項(定義)に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事実の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

第二十一条の三第一項中「前条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改める。

第二十一条の四第一項中「第二十一条の二

第五部 財政金融委員会會議録第七号(その二)

平成十八年三月十六日【参議院】

一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の規定が執行されたとき、「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者)をいう。以下この条において同じ。又は輸入者(当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者)をいう。以下この条において同じ。に、「同項」を「第二十一条第四項」に、「申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び当該輸入者」に、「自己」を「当該特許権者等」に改め、「否かに関し、」の下に「技術的範囲等(」を、「規定する範囲」の下に「をいう。第九項及び第二十一条の四の三において同じ。を加え、同条第三項中「申立特許権者等」を「特許権者等又は輸入者」に改め、同条第五項中「申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び輸入者」に改め、同条第六項中「第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者」を「特許権者等及び輸入者」に改め、同条第七項中「その求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しない」を「第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第二十一条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないこと」を、「第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当する」に改め、同条第八項中「前」の下に「第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつては」を、「認定したとき」の下に「若しくは第一項の求めをした者

が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき」を加え、同条に次の二項を加える。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第二十一条第四項の規定による認定をする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

は、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事実の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

第二十一条の五第一項中「申立特許権者等」を「第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。に改め、同項第一号中「同条第五項」及び「同条第六項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。を加える。

第二十一条を次のように改める。

(専門委員)

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(認定手続における専門委員への意見の求め)

第二十一条の四の三 税関長は、第二十一条第一項第九号に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するか否かについての認定手続において、同条第四項の規定による認定をするために必要があると認めるとき

第二十一条の二及び第二十一条の四の三の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

2 専門委員の委嘱その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三〇七・一〇号中「三二%」を「一〇%」に改める。

別表第二七二〇・一一号中

|                                  |                              |
|----------------------------------|------------------------------|
| C その他のもの                         |                              |
| (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) | 一キロリツ<br>トルにつき<br>三、〇二〇<br>円 |
| (b) その他のもの                       | 一キロリツ<br>トルにつき<br>一、八三〇<br>円 |

C その他のもの

一、七六〇円」を「一キロリットルにつき三四六円」に、「一キロリットルにつき一、六四〇円」を「一キロリットルにつき七五〇円」に改める。

一キロリットルにつき  
九三四円  
に、「一キロリットルにつき

別表第二七二〇・一九号中「一キロリットルにつき一、七六〇円」を「一キロリットルにつき三四六円」に、「一キロリットルにつき一、六四〇円」を「一キロリットルにつき七五〇円」に、

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

一キロリットルにつき  
六〇〇円  
一キロリットルにつき  
三九〇円  
を

(a) 温

(b)

(b) 温

度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの  
製油の原料として使用するもの(関税法第五六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。)  
その他のもの

度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの  
製油の原料として使用するもの  
その他のもの

無税  
一キロリットルにつき  
四九九円  
無税  
一キロリットルにつき  
二四九円

に改める。

別表第三六・〇三項を次のように改める。

三六・〇三  
三六・〇三・〇〇

導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管

一 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが一・四センチメートル以上二・六センチメートル以下のもので、点火部の直径が〇・七センチメートル以上一・二センチメートル以下のもの(点火部が複数あるものを含む。)  
二 その他のもの

無税  
六・四%

別表第七二〇二・九三号中「三%」を「無税」に改める。

第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。  
第二十一条から第二十三条までを削り、第二十三条を第二十一条とする。

第三条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表の目次中「第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物」を「第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品」に改める。

別表第一〇五・九二項中

〇一〇五・九二  
鶏(ガルルス・ドメステイクス。  
一羽の重量が二、〇〇〇グラム以下のものに限り。  
鶏(ガルルス・ドメステイクス。  
一羽の重量が二、〇〇〇グラムを超えるものに限り。)

無税  
を

〇一〇五・九四

鶏(ガルルス・ドメステイクス) 無税」に改める。

別表第二〇二〇八・二〇号を削る。

別表第三〇三〇一・九三号の次に次の二号を加える。

〇三〇一・九四  
くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)

〇三〇一・九五

みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)  
一 養魚用の稚魚  
二 その他のもの  
二 その他のもの

別表第三〇三〇二・六六号の次に次の二号を加える。  
めかじき(クスイフィアス・グラディウス)  
めろ(ディソステイクス属のもの)

五%  
五%

無税  
五%

無税  
五%



別表第〇三・〇三項中

|         |                                                     |     |
|---------|-----------------------------------------------------|-----|
| 〇三〇三・五〇 | にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)           | 一〇% |
| 〇三〇三・六〇 | コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。) | 一〇% |

〇三〇三・五一  
〇三〇三・五二

|                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)                           | 一〇% |
| コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)                 | 一〇% |
| めかじき(クスイフィアス・グラディウス)及びめろ(デイスステイクス属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。) | 一〇% |
| めかじき(クスイフィアス・グラディウス)                                  | 五%  |
| めろ(デイスステイクス属のもの)                                      | 五%  |

別表第〇三・〇四項を次のように改める。

〇三・〇四  
〇三〇四・一一  
〇三〇四・一二  
〇三〇四・一九

|                                                                                                                                            |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)                                                                                | 五% |
| 生鮮のもの及び冷蔵したもの                                                                                                                              | 五% |
| めかじき(クスイフィアス・グラディウス)                                                                                                                       | 五% |
| めろ(デイスステイクス属のもの)                                                                                                                           | 五% |
| その他のもの                                                                                                                                     | 五% |
| 一 フィレ                                                                                                                                      |    |
| (一) にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラ |    |

〇三〇四・二二  
〇三〇四・二二  
〇三〇四・二九

〇三〇四・九一  
〇三〇四・九二  
〇三〇四・九九

|                                                                                                                                            |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ビス属のもの                                                                                                                                     | 一〇% |
| (二) その他のもの                                                                                                                                 | 五%  |
| 二 その他のもの                                                                                                                                   |     |
| (一) にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラ |     |
| 冷凍したフィレ                                                                                                                                    |     |
| めかじき(クスイフィアス・グラディウス)                                                                                                                       | 五%  |
| めろ(デイスステイクス属のもの)                                                                                                                           | 五%  |
| その他のもの                                                                                                                                     | 五%  |
| 一 にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラ   |     |
| 二 その他のもの                                                                                                                                   | 一〇% |
| その他のもの                                                                                                                                     | 五%  |
| めかじき(クスイフィアス・グラディウス)                                                                                                                       | 五%  |
| めろ(デイスステイクス属のもの)                                                                                                                           | 五%  |
| その他のもの                                                                                                                                     | 五%  |
| 一 にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラ   |     |
| 二 その他のもの                                                                                                                                   | 一〇% |
| その他のもの                                                                                                                                     | 五%  |

別表第〇四〇六・四〇号中「ブルーベインドチーズ」の下に「及びその他のベニシリウム・ロッキフォールティにより得られる模様を含む

チーズ」を加える。  
別表第〇五・〇三項及び第〇五・〇九項を削る。

|                                                                                                   |  |                                                                                                                                                              |  |                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------|
| 別表第〇五二・九九号を次のように改める。<br>〇五二・九九<br>その他のもの                                                          |  | 一 馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血<br>二 動物性の海綿<br>三 その他のもの                                                        |  | 無税<br>一〇%<br>二・五%                         |
| 別表第〇六・〇三項中「〇六〇三・一〇」                                                                               |  | 生鮮のもの                                                                                                                                                        |  | 無税」を                                      |
| 〇六〇三・一一<br>〇六〇三・一二<br>〇六〇三・一三<br>〇六〇三・一四<br>〇六〇三・一九                                               |  | 生鮮のもの<br>ばら<br>カーネーション<br>らん<br>菊<br>その他のもの                                                                                                                  |  | 無税<br>無税<br>無税<br>無税<br>無税<br>に改める。       |
| 別表第〇七〇九・一〇号、第〇七〇九・五二号及び第〇七一・三〇号を削る。<br>別表第〇八〇二・五〇号の次に次の一号を加える。<br>〇八〇二・六〇<br>マカダミアナット             |  | 二 マカダミアナット<br>三 ペカン<br>四 その他のもの                                                                                                                              |  | 五%<br>五%<br>二〇%」を                         |
| 別表第〇八〇二・九〇号中<br>二 ペカン<br>三 その他のもの                                                                 |  | 五%<br>二〇%」に改める。                                                                                                                                              |  |                                           |
| 別表第〇八〇五・四〇号中「グレープフルー」の下に「(ボメロを含む)」を加える。<br>別表第〇八一〇・三〇号を削る。<br>別表第〇八二・九〇号中「グレープフルー」                |  | ツ」の下に「(ボメロを含む)」を加える。<br>別表第〇八一三・五〇号中「及びマカダミアナット」を削る。                                                                                                         |  |                                           |
| 別表第〇九・〇六項中<br>〇九〇六・一一<br>〇九〇六・一九                                                                  |  | 〇九〇六・一〇<br>破砕及び粉砕のいずれもしてないもの<br>破砕及び粉砕のいずれもしてないもの<br>けい皮(キナモム・ゼラニカム・ブルーメ)<br>その他のもの                                                                          |  | 無税<br>無税<br>無税<br>に改める。                   |
| 別表第〇九一〇・四〇号及び第〇九一〇・五〇号を削り、同表第〇九一〇・九九号を次のように改める。<br>〇九一〇・九九<br>その他のもの                              |  | 一 カレー<br>二 その他のもの<br>(一) 小売用の容器入りにしたもの<br>(二) その他のもの                                                                                                         |  | 二二%<br>四・二%<br>無税                         |
| 別表第一〇類の注1中(a)を(A)とし、(b)を(B)とする。<br>別表第一一〇二・三〇号を削り、同表第一一〇二・九〇号中<br>三 米粉<br>四 その他のもの                |  | 一 キログラムにつき四<br>四二円<br>二五%」に改める。                                                                                                                              |  | 三 その他のもの<br>二五%」を                         |
| 別表第一二〇七・一〇号、第一二〇七・三〇号、第一二〇七・六〇号及び第一二〇九・二六号を削る。<br>別表第一二二一・一〇号を削り、同表第一二二一・九〇号中「及び大黃」を「大黃及び甘草」に改める。 |  | 別表第一二二一・一〇号及び第一二二一・三〇号を削り、同表第一二二一・九〇号中「さとうきび」を「ローカストビーン(種を含む)及びさとうきび」に改める。<br>別表第一三〇一・一〇号を削り、同表第一三〇一・九〇号を次のように改める。                                           |  |                                           |
| 一三〇一・九〇<br>その他のもの                                                                                 |  | 一 セラックその他の精製ラック<br>二 その他のもの<br>三 その他のもの<br>四 飲料のもと<br>(一) 植物性の一種類の原料から得たもの<br>(二) その他のもの<br>五 除虫菊のもの及びプロテノン含有する植物の根のもの<br>(六) 除虫菊エキス<br>(七) その他のもの<br>(八) 生漆 |  | 二〇%<br>無税<br>一〇%<br>二五%<br>七%<br>無税<br>無税 |

(二) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン  
 (三) その他のもの  
 A アルコール分が五〇%以上のもの  
 B その他のもの

無税  
 一〇%  
 無税

別表第二四類の注3を次のように改める。

3 第一四・〇四項には、木毛(第四四・〇五項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第九六・〇三項参照)を含まない。

別表第一四類の注4を削る。

別表第一四・〇二項及び第一四・〇三項を削る。

別表第一四〇四・一〇号を削り、同表第一四〇四・九〇号中「除虫菊かす」を「主として詰物として使用する植物性材料(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない)」、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(束ねてあるかないかを問わない)」、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かすに改める。

別表第一五・九〇号中「オイシシカ油及びその分別物」の下に「並びに桐油及びその分別物」を加える。

別表第一五・九〇号を次のように改める。

一五・一七・九〇

その他のもの

一 動物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く)を含み、その他の調製したものを除く)。  
 (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの  
 (二) その他のもの

七・五%  
 四%

二 植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く)を含み、その他の調製したものを除く)。  
 (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの

四%

(二) その他のもの

三 離型油  
 四 ショートニング  
 五 その他のもの

一キログラムにつき二〇円七〇銭  
 四・八%  
 一五%  
 二五%

別表第一九類の注3中「調製食料品で」の下に「完全に」を加える。  
 別表第二〇類の注1中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 第一九・〇五項のベーカーリー製品その他の物品

二〇〇五・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの

一 砂糖を加えたもの  
 (一) 豆(さや付きのものを除く)。  
 A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)

B その他のもの  
 (二) その他のもの  
 (一) その他のもの  
 (一) たけのこ  
 (二) ヤングコーンコブ  
 (三) 豆(さや付きのものを除く)。  
 (四) サワークラウト  
 (五) その他のもの  
 A 気密容器入りのもの(容器と一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

(a) にんにくの粉  
 (b) その他のもの  
 B その他のもの  
 (a) にんにくの粉  
 (b) その他のもの

一四%  
 二八%  
 二二・四%  
 一六%  
 二五%  
 二〇%  
 二二・八%  
 一六%  
 一二・八%  
 一一・二%  
 九・六%

[illegible]

|          |        |      |    |
|----------|--------|------|----|
| 二八二四・九〇  | その他のもの | 五・六% | 無税 |
| 二八二五・九〇  | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八二六・九〇  | その他のもの | 四・六% | 無税 |
| 二八二七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八二八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八二九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八三九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八四九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八五九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八六九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八七九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八八九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二八九九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九〇九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九一九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九二九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九三九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九四九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九五九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九六九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九七九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九八九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九一・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九二・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九三・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九四・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九五・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九六・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九七・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九八・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 二九九九・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |
| 三〇〇〇・三三三 | その他のもの | 三・九% | 無税 |







注2(D)中「(A)の(ii)」を「(a)の(ii)」に改め、同類の注2(D)を(d)とし、同類の注3中(A)を(a)とし、同類の注3(B)中「(A)の物品」を「(a)の物品」に改め、同類の注3(C)中(B)を(b)とし、同類の注3(C)中「(A)又は(B)」を「(a)又は(b)」に改め、同類の注3(C)を(c)とし、同類の注4中(A)を(a)とし、同類の注4(B)中「(A)の物品」を「(a)の物品」に改め、同類の注4(B)を(b)とする。  
別表第三一〇二・七〇号、第三二〇三・二〇号及び第三一〇四・一〇号を削る。  
別表第三二〇六・三〇号及び第三二〇六・四三〇号を削り、同表第三二〇六・四九号を次のように改める。

|            |                                                                                                                                                                                          |      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 三三〇六・四九    | その他のもの                                                                                                                                                                                   | 三・九% |
| 一          | ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品                                                                                                                                               | 三%   |
| 二          | その他のもの                                                                                                                                                                                   | 三・九% |
| 別表第三三〇一・〇一 | 別表第三三〇一・〇一を次のように改める。                                                                                                                                                                     |      |
| 三三〇一・〇一    | 精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない)、レジン、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限り)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスデイスチレート及びアキユアスソリューション | 無税   |
| 三三〇一・一二    | 精油(かんきつ類の果実のものに限る。)                                                                                                                                                                      | 無税   |
| 三三〇一・一三    | オレンジのもの                                                                                                                                                                                  | 無税   |
| 三三〇一・一九    | レモンのもの                                                                                                                                                                                   | 無税   |
| 三三〇一・二二    | その他のもの                                                                                                                                                                                   | 無税   |
| 三三〇一・二四    | 一 ベルガモットのもの                                                                                                                                                                              | 三・二% |
| 三三〇一・二五    | 二 その他のもの                                                                                                                                                                                 | 三・二% |
| 三三〇一・二九    | 精油(かんきつ類の果実のものを除く。)                                                                                                                                                                      | 三・二% |
|            | ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの                                                                                                                                                                      | 三・二% |
|            | その他のミントのもの                                                                                                                                                                               | 三・二% |
|            | 一 ペパーミント油(メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限る。)                                                                                                                                                       | 無税   |
|            | (一) 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの                                                                                                                                                | 無税   |
|            | (二) その他のもの                                                                                                                                                                               | 九・六% |
|            | 二 その他のペパーミント油                                                                                                                                                                            | 三・二% |
|            | 三 その他のもの                                                                                                                                                                                 | 三%   |
|            | その他のもの                                                                                                                                                                                   |      |
|            | 一 ベイ葉油、カンガ油、けい皮油、シダー油、シトローネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、                                                                                                                                         |      |

|                                       |                                                                                             |      |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 三三〇一・三〇                               | 大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油 | 無税   |
| 三三〇一・九〇                               | 二 芳油                                                                                        | 二・五% |
|                                       | 三 ゼラニウム又はベチベルのもの                                                                            | 無税   |
|                                       | 四 ラベンダー又はラバンジンのもの                                                                           | 三%   |
|                                       | 五 その他のもの                                                                                    | 三・二% |
| 三三〇一・三〇                               | レジノイド                                                                                       | 無税   |
| 三三〇一・九〇                               | その他のもの                                                                                      | 無税   |
| 別表第三四類の注5中(A)とし、(B)を(b)とし、(C)を(c)とする。 |                                                                                             |      |
| 別表第三四〇四・一〇号、第三七〇二・二〇号及び第三七〇五・二〇号を削る。  |                                                                                             |      |
| 別表第三八類の注1(c)中「含有する」の下に「スラグ」を加える。      |                                                                                             |      |
| 別表第三八類の号注中1を2とし、同類の号注に1として次のように加える。   |                                                                                             |      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 第三八〇八・五〇号には、次の物品を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                |      |
| アルドリン(ISO)、ピナバクリル(ISO)、カンフェクロル(ISO)(トキサフェン)、カプタホール(ISO)、クロロデン(ISO)、クロルジメホルム(ISO)、クロロベンジレート(ISO)、DDT(ISO)(クロロフェノタン(INN)、一・一・一トリクロロー二・二・二ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン(ISO、INN)、ジノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン(ISO)(一・二・二ジプロモエタン)、二塩化エチレン(ISO)(一・二・二ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド(ISO)、ヘプタクロル(ISO)、ヘキサクロロベンゼン(ISO)、一・二・三・四・五・六・ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO)(リンデン(ISO、INN)を含む)、水銀化合物、メタミドホス(ISO)、モノクロトホス(ISO)、オキシラン(エチレンオキシド)、パラチオン(ISO)、パラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、ペンタクロロロフェノール(ISO)、ホスファミド(ISO)並びに二・四・五・T(ISO)(二・四・五トリクロロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル |                                                                                                                |      |
| 別表第三八〇五・二〇号を削り、同表第三八〇五・九〇号を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                |      |
| 三三〇五・九〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | その他のもの                                                                                                         |      |
| 一 バイン油                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                | 無税   |
| 二 その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                | 三%   |
| 別表第三八・〇八項を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                |      |
| 三八・〇八                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。) | 四・九% |
| 三八〇八・五〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | この類の号注1の物品                                                                                                     |      |

|         |                    |      |
|---------|--------------------|------|
| 三〇八・九一  | 殺虫剤                | 四・九% |
| 三八〇八・九二 | 殺菌剤                | 四・九% |
| 三八〇八・九三 | 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤 | 四・九% |
| 三八〇八・九四 | 消毒剤                | 四・九% |
| 三八〇八・九九 | その他のもの             | 四・九% |

別表第三八二・〇〇号中「微生物用の調製培養剤」を「微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）に改める。

別表第三八・二四項を次のように改める。

|         |                                                                                                                |      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 三八・二四   | 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学製品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）                          | 三%   |
| 三八二四・一〇 | 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤                                                                                               | 三・二% |
| 三八二四・三〇 | 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）                                                                     | 三・八% |
| 三八二四・四〇 | 一 金属炭化物の混合物                                                                                                    | 三・八% |
| 三八二四・五〇 | 二 その他のもの                                                                                                       | 三・八% |
| 三八二四・六〇 | セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤                                                                                     | 三・八% |
| 三八二四・七〇 | 非耐火性のモルタル及びコンクリート                                                                                              | 三・八% |
| 三八二四・七二 | ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）                                                                                       | 三・八% |
| 三八二四・七三 | メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物                                                                                 | 三・八% |
| 三八二四・七四 | クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するものを含む。）                   | 三・八% |
| 三八二四・七五 | プロモクロロフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモトリフルオロエタンを含有するもの                                                               | 三・八% |
|         | ハイドロプロモフルオロカーボン（HBF）を含有するもの                                                                                    | 三・八% |
|         | ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するものかを問わない。） | 三・八% |
|         | 四 塩化炭素を含有するもの                                                                                                  | 三・八% |

|         |                                                                                                     |      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 三八二四・七六 | 一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの                                                                     | 三・八% |
| 三八二四・七七 | プロモメタン（メチルプロマイド）又はプロモクロロメタンを含有するもの                                                                  | 三・八% |
| 三八二四・七八 | ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）      | 三・八% |
| 三八二四・七九 | その他のもの                                                                                              | 三・八% |
| 三八二四・八一 | オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（二・三・ジプロモプロピル）ホスフェイトを含有する混合物及び調製品 | 三・八% |
| 三八二四・八二 | オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの                                                                              | 三・八% |
| 三八二四・八三 | ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ臭化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの                                               | 三・八% |
| 三八二四・九〇 | トリス（二・三・ジプロモプロピル）ホスフェイトを含有するもの                                                                      | 三・八% |
|         | その他のもの                                                                                              | 三・八% |
|         | 一 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）                                                              | 無税   |
|         | 二 脂肪酸混合物の誘導体                                                                                        | 四・六% |
|         | 三 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル                                                                     | 三・九% |
|         | 四 その他のもの                                                                                            | 三・八% |

別表第三九類の注2中(w)を(z)とし、(v)を(y)とし、(u)を(x)とし、(t)を(w)とし、(s)を(v)とし、(r)を(u)とし、(q)を(t)とし、(p)を(s)とし、(o)を(r)とし、(n)を(q)とし、(m)を(p)とし、(l)を(o)とし、(k)を(n)とし、(j)を(m)とし、(h)を(l)とし、(g)を(k)とし、(f)を(g)とし、(g)の次に次のように加える。

- (h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第三八・一一項参照）
- (ij) ポリグリコール、シリコーンその他の第三九類の重合体をもととした調製液圧液（第三八・一九項参照）

別表第三九類の注2中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同類の注2に(a)として次のように加える。

[illegible]

[illegible]



|                                                                                                                                  |                                                                                   |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 四六〇一・九二                                                                                                                          | 竹製のもの                                                                             | 三・九% |
| 四六〇一・九三                                                                                                                          | とう製のもの                                                                            | 三・九% |
| 四六〇一・九四                                                                                                                          | その他の植物性材料製のもの                                                                     | 無税   |
|                                                                                                                                  | 一 むしろ、こも及びアンペラ                                                                    |      |
|                                                                                                                                  | 二 さなだその他これに類する組物材料から成る物品<br>(ストリップ状であるかないかを問わない。)                                 | 三%   |
|                                                                                                                                  | 三 その他のもの                                                                          | 六%   |
|                                                                                                                                  | (一) いぐさ製又は七鳥い製のもの                                                                 | 三・九% |
|                                                                                                                                  | (二) その他のもの                                                                        | 三・九% |
| 四六〇一・九九                                                                                                                          | その他のもの                                                                            | 三・九% |
|                                                                                                                                  | 一 さなだその他これに類する組物材料から成る物品<br>(ストリップ状であるかないかを問わない。)                                 | 三%   |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          | 四・六% |
| 四六・〇二                                                                                                                            | かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限り。)<br>及びへちま製品<br>植物性材料製のもの | 四・六% |
| 四六〇二・一一                                                                                                                          | 竹製のもの                                                                             | 四・一% |
|                                                                                                                                  | 一 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品                                                               | 九・六% |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          | 九・六% |
| 四六〇二・一二                                                                                                                          | とう製のもの                                                                            | 九・六% |
| 四六〇二・一九                                                                                                                          | その他のもの                                                                            | 三・九% |
|                                                                                                                                  | 一 瓶用のわらづと                                                                         | 九・六% |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          | 二・五% |
| 四六〇二・九〇                                                                                                                          | その他のもの                                                                            | 二・八% |
|                                                                                                                                  | 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品                                              |      |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          |      |
| 別表第四七〇六・二〇号の次に次の一号を加える。                                                                                                          |                                                                                   | 無税   |
| 四七〇六・三〇                                                                                                                          | その他のもの(竹製のものに限り。)                                                                 |      |
| 別表第四八類の注2(n)中「第一五部参照」を「主として第一四部又は第二五部に属する。」に改め、同類の注4中「六五%」を「五〇%」に改め、同類の注9中「第四八・一五項」を「第                                           |                                                                                   |      |
| 四八〇二・六一                                                                                                                          | ロール状のもの                                                                           | 二・二% |
| 一                                                                                                                                | カーボン原紙                                                                            |      |
|                                                                                                                                  | 四八・二三項」に改める。<br>別表第四八〇二・三〇号を削り、同表第四八〇二・六六号から第四八〇二・六九号までを次のように改める。                 |      |
| 四八〇二・六二                                                                                                                          | 二 その他のもの                                                                          | 無税   |
|                                                                                                                                  | 折り畳んでない状態において一辺の長さが四三・五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九・七ミリメートル以下のシート状のもの                    |      |
|                                                                                                                                  | 一 カーボン原紙                                                                          | 二・二% |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          | 無税   |
|                                                                                                                                  | その他のもの                                                                            |      |
| 四八〇二・六九                                                                                                                          | 一 カーボン原紙                                                                          | 二・二% |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          | 無税   |
| 別表第四八〇九・一〇号を削り、同表第四八〇九・九〇号を次のように改める。                                                                                             |                                                                                   |      |
| 四八〇九・九〇                                                                                                                          | その他のもの                                                                            | 三・四% |
|                                                                                                                                  | 一 カーボン紙                                                                           | 無税   |
|                                                                                                                                  | 二 その他のもの                                                                          |      |
| 別表第四八・一五項を削る。                                                                                                                    |                                                                                   |      |
| 別表第四八・一四・三〇号を削る。                                                                                                                 |                                                                                   |      |
| 別表第四八・一六・一〇号及び第四八・一六・三〇号を削る。                                                                                                     |                                                                                   |      |
| 別表第四八・二三・六〇                                                                                                                      | 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品                                                       | 二・九% |
| 四八・二三・六一                                                                                                                         | 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品                                                       | 二・九% |
| 四八・二三・六九                                                                                                                         | 竹製のもの                                                                             | 二・九% |
|                                                                                                                                  | その他のもの                                                                            | 二・九% |
| 別表第四八・二三・一二                                                                                                                      | 粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限り。)                                               | 二・二% |
| 四八・二三・一九                                                                                                                         | セルフアドヒージブのもの                                                                      | 二・二% |
|                                                                                                                                  | その他のもの                                                                            | 二・二% |
| 改める。                                                                                                                             |                                                                                   |      |
| 別表第一二部の注1(a)中「第〇五・〇三項」を「第〇五・一一項」に改め、同部の注1(e)中「(例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これら                                                              |                                                                                   |      |
| 13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く)で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの二・五倍以下に戻るものをいう。 |                                                                                   |      |
|                                                                                                                                  | に類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材」を削り、同部の注中13を14とし、12の次に次のように加える。                       |      |



別表第一一部の号注1中(a)を削り、(b)を(a)とし、(c)を(b)とし、(d)を(c)とし、「(a)から(d)まで」を「(a)から(c)まで」に改め、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とし、(h)を(g)とし、(j)を(h)とし、

「(a)から(j)まで」を「(a)から(h)まで」に、「(e)から(j)まで」を「(d)から(h)まで」に改め、(k)を(j)とする。  
別表第五〇・〇三項を次のように改める。

五〇・〇三  
五〇〇三・〇〇 絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)

無税

別表第五一類の注1(b)中「らくだ」の下に「(ヒトコブラクダを含む。)」を加え、同類の注1(c)中「第〇五・〇三項」を「第〇五・一一項」に改める。

別表第五二〇八・五三三号、第五二二〇・一二二号、第五二二〇・二二二号、第五二二〇・四二二号及び第五二二〇・五二二号を削る。

五二二・一二二

漂白したもの

平織りのもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものはアセテート繊維又はアセテート繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 三 その他のもの

一一・一二%

八・四%  
五・六%  
(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五

二銭の従価  
税率より低いときは、  
当該従価  
税率併用の税

別表第五二・一一項中

五二二・一二〇

漂白したもの

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものはアセテート繊維又はアセテート繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの(経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)
- 二 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの
- 三 その他のもの

一一・一二%

八・四%  
五・六%  
(その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五

二銭の従価  
税率より低いときは、  
当該従価  
税率併用の税

二二二号及び第五二二・二九号を削る。  
別表第五三・〇四項を削る。

別表第五三・〇五項を次のように改める。

五三・〇五  
五三〇五・〇〇

ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

無税

別表第五四類の表題を「第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ

その他これに類する人造繊維製品」に改める。  
別表第五四類の注1を次のように改める。

1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタン等のもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））

(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニオレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

別表第五四・〇二項を次のように改める。

|         |                                                       |   |
|---------|-------------------------------------------------------|---|
| 五四・〇二   | 合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） | 四 |
| 五四〇二・一一 | 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）                             | 四 |
| 五四〇二・一九 | その他のもの                                                | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                                  | 六 |
|         | 二 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの            | 八 |
|         | 三 その他のもの                                              | 八 |
| 五四〇二・二〇 | 強力糸（ポリエステルのものに限る。）                                    | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                                  | 六 |
|         | 二 その他のもの                                              | 六 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          | 八 |
|         | (二) その他のもの                                            | 八 |
| 五四〇二・二二 | テクスチャード加工糸                                            | 四 |
|         | ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）              | 八 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                                  | 六 |
|         | 二 その他のもの                                              | 六 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの          | 八 |
|         | (二) その他のもの                                            | 八 |

|         |                                              |   |
|---------|----------------------------------------------|---|
| 五四〇二・三二 | ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）    | 六 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 八 |
|         | 二 その他のもの                                     | 八 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの | 八 |
|         | (二) その他のもの                                   | 八 |
| 五四〇二・三三 | ポリエステルもの                                     | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 六 |
|         | 二 その他のもの                                     | 六 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの | 八 |
|         | (二) その他のもの                                   | 八 |
| 五四〇二・三四 | ポリプロピレンのもの                                   | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 六 |
|         | 二 その他のもの                                     | 六 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの | 八 |
|         | (二) その他のもの                                   | 八 |
| 五四〇二・三九 | その他のもの                                       | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 六 |
|         | 二 その他のもの                                     | 六 |
|         | (一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの | 八 |
|         | (二) その他のもの                                   | 八 |
| 五四〇二・四四 | その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）              | 四 |
|         | 弾性を有するもの                                     | 八 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 六 |
|         | 二 その他のもの                                     | 六 |
|         | (一) アラミド繊維のもの                                | 四 |
|         | (二) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの | 八 |
|         | (三) その他のもの                                   | 八 |
| 五四〇二・四五 | その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）                 | 四 |
|         | 一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの                         | 六 |
|         | 二 その他のもの                                     | 六 |
|         | (一) アラミド繊維のもの                                | 四 |

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                              |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 五四〇二・四六                                         | <p>(一) その他のもの</p> <p>A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>その他のもの(ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの(ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                             | 四・八%<br>八%                                                                   |
| 五四〇二・四七                                         | <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの(ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・四八                                         | <p>その他のもの(ポリプロピレンのものに限る。)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・四九                                         | <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・五一                                         | <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・五二                                         | <p>ポリエステルのももの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・五九                                         | <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン、ナイロンその他のポリアミドのもの)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>その他のもの(ポリエステルのももの重量が全重量の一〇%を超えるもの)</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p> | 四・八%<br>八%<br>六%<br>四・八%<br>八%<br>六%<br>四・八%<br>八%<br>六%<br>四・八%<br>八%<br>六% |
| 五四〇二・六二                                         | <p>ポリエステルのももの重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 五四〇二・六九                                         | <p>その他のもの</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 別表第五四〇三・二〇号を削り、同表第五四〇三・三一号、第五四〇三・三三三号及び第五四〇三・四一 | <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 別表第五四〇四・一〇 単繊維                                  | <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |
| 別表第五四〇四・一〇 単繊維                                  | <p>一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)</p> <p>(二) その他のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 四・八%<br>八%<br>六%                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>五五〇四・一一<br/>五五〇四・一二<br/>五五〇四・一九</p> <p>弾性を有するもの<br/>その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）<br/>その他のもの</p> <p>八％<br/>八％<br/>八％</p> <p>に改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p>別表第五一三・四二号及び第五一三・四三号を削り、同表第五一三・四九号を次のように改める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>五五〇六・〇〇</p> <p>人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの<br/>二 その他のもの</p> <p>（一）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの<br/>（二）その他のもの</p> <p>六％<br/>七％<br/>四・二％</p>                                                                                                                                                               | <p>五五一一・四九</p> <p>その他の織物</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの<br/>二 その他のもの</p> <p>（一）合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）<br/>A ポリエステルの短繊維のもの<br/>B その他のもの<br/>（二）その他のもの</p> <p>一〇％<br/>一六％<br/>八％</p>                                           |
| <p>別表第五〇一・三〇号の次に次の一号を加える。</p> <p>五五〇一・四〇</p> <p>ポリプロピレンのもの</p> <p>別表第五〇三・一〇</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの</p> <p>五五〇三・一一<br/>五五〇三・一九</p> <p>ナイロンその他のポリアミドのもの<br/>アラミドのもの<br/>その他のもの</p> <p>八％<br/>八％<br/>八％</p> <p>に改める。</p>                                                                                                                                            | <p>別表第五一四・二三号を削り、同表第五一四・一九号を次のように改める。</p> <p>五五一四・一九</p> <p>その他の織物</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの<br/>二 その他のもの</p> <p>（一）合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）<br/>A ポリエステルの短繊維のもの<br/>B その他のもの<br/>（二）その他のもの</p> <p>一〇％<br/>一六％<br/>八％</p> |
| <p>別表第五一三・二三号、第五一三・三二号及び第五一三・三三号を削り、同表第五五五・一三・三九号を次のように改める。</p> <p>五五一一・三九</p> <p>その他の織物</p> <p>一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの<br/>二 その他のもの</p> <p>（一）合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）<br/>A ポリエステルの短繊維のもの<br/>B その他のもの<br/>（二）その他のもの</p> <p>一〇％<br/>一六％<br/>八％</p> | <p>五五一四・三二<br/>五五一四・三三</p> <p>異なる色の糸から成るもの<br/>ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）<br/>一 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの<br/>二 その他のもの</p> <p>一〇％<br/>八％</p>                                                                                                                                                                                                         |

|           |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                |                                                                       |                                                                       |     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| 別表第五・一四項中 |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                |                                                                       |                                                                       |     |
|           | 五五一四・三三                                                                                                                                        | 五五一四・三九                                                                                                                                        |                                                                       |                                                                       |     |
|           | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                                                                                                        | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                                                                                                        | 二<br>その他のもの                                                           | 二<br>その他のもの                                                           | 一〇% |
|           | 二<br>ポリエステル短繊維のその他の織物                                                                                                                          | 二<br>ポリエステルの短繊維のその他の織物                                                                                                                         | 二<br>その他のもの                                                           | 二<br>その他のもの                                                           | 八%  |
|           | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                                                                                                        | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                                                                                                        | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                               | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                               | 一〇% |
|           | 二<br>その他のもの                                                                                                                                    | 二<br>その他のもの                                                                                                                                    | 二<br>その他のもの                                                           | 二<br>その他のもの                                                           | 八%  |
|           | (一)<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く) | (一)<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く) | (一)<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの                       | (一)<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの                       | 一〇% |
|           | (二)<br>その他のもの                                                                                                                                  | (二)<br>その他のもの                                                                                                                                  | (二)<br>その他のもの                                                         | (二)<br>その他のもの                                                         | 一六% |
|           | 異なる色の糸から成るもの                                                                                                                                   | 異なる色の糸から成るもの                                                                                                                                   | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                               | 一<br>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの                                               | 一〇% |
|           | 二<br>その他のもの                                                                                                                                    | 二<br>その他のもの                                                                                                                                    | 二<br>その他のもの                                                           | 二<br>その他のもの                                                           | 八%  |
|           | (一)<br>ポリエステルの短繊維のもの                                                                                                                           | (一)<br>ポリエステルの短繊維のもの                                                                                                                           | (一)<br>ポリエステルの短繊維のもの                                                  | (一)<br>ポリエステルの短繊維のもの                                                  | 八%  |
|           | (二)<br>その他のもの                                                                                                                                  | (二)<br>その他のもの                                                                                                                                  | (二)<br>その他のもの                                                         | (二)<br>その他のもの                                                         | 八%  |
|           | A<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの                                                                          | A<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの                                                                          | A<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | A<br>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | 無税  |
|           | に改める。                                                                                                                                          | に改める。                                                                                                                                          | に改める。                                                                 | に改める。                                                                 | 三%  |

を

|                                                                                                          |                                      |                                      |                                                                   |                                                                   |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 別表第五五・一二号を削る。<br>別表第五六類の注1(e)中「第一五部参照」を主として第一四部又は第一五部に属する。」に改める。<br>別表第五六〇四・二〇号を削り、同表第五六〇四・九〇号を次のように改める。 |                                      |                                      |                                                                   |                                                                   |            |
|                                                                                                          | 五六〇四・九〇                              | その他のもの                               | 一<br>強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。)   | 二<br>ゴムを染み込ませ又は塗布したもの                                             | 三<br>綿製のもの |
|                                                                                                          | (一)<br>アラミド繊維のもの                     | (一)<br>アラミド繊維のもの                     | (一)<br>強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。) | (一)<br>強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。) | 四%         |
|                                                                                                          | (二)<br>その他のもの                        | (二)<br>その他のもの                        | (二)<br>その他のもの                                                     | (二)<br>その他のもの                                                     | 三・九%       |
|                                                                                                          | A<br>ゴムを染み込ませ又は塗布したもの                | A<br>ゴムを染み込ませ又は塗布したもの                | A<br>ゴムを染み込ませ又は塗布したもの                                             | A<br>ゴムを染み込ませ又は塗布したもの                                             | 八%         |
|                                                                                                          | B<br>その他のもの                          | B<br>その他のもの                          | B<br>その他のもの                                                       | B<br>その他のもの                                                       | 三・九%       |
|                                                                                                          | 二<br>ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの            | 二<br>ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの            | 二<br>ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの                                         | 二<br>ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの                                         | 二・八%       |
|                                                                                                          | 三<br>その他のもの                          | 三<br>その他のもの                          | 三<br>その他のもの                                                       | 三<br>その他のもの                                                       | 二・八%       |
|                                                                                                          | (一)<br>綿製のもの                         | (一)<br>綿製のもの                         | (一)<br>綿製のもの                                                      | (一)<br>綿製のもの                                                      | 四・二%       |
|                                                                                                          | (二)<br>その他のもの                        | (二)<br>その他のもの                        | (二)<br>その他のもの                                                     | (二)<br>その他のもの                                                     | 四・二%       |
|                                                                                                          | 別表第五六〇七・一〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号を次のように改める。 | 別表第五六〇七・一〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号を次のように改める。 | 別表第五六〇七・一〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号を次のように改める。                              | 別表第五六〇七・一〇号を削り、同表第五六〇七・九〇号を次のように改める。                              | 無税         |
|                                                                                                          | 五六〇七・九〇                              | その他のもの                               | 一<br>第三三・〇三項のジュートその他の紡織用皮革繊維製のもの                                  | 二<br>その他のもの                                                       | 三%         |

別表第五七・〇二項中

|         |                               |       |
|---------|-------------------------------|-------|
| 五七〇二・五一 | その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。） | 九・六%  |
| 五七〇二・五二 | 羊毛製又は織獣毛製のもの                  | 九・六%  |
| 五七〇二・五九 | 人造繊維材料製のもの                    | 九・六%  |
|         | その他の紡織用繊維製のもの                 |       |
|         | 一 綿製のもの                       | 一三・四% |
|         | 二 その他のもの                      | 九・六%  |

五七〇二・五〇

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。） | 一三・四% |
| 一 綿製のもの                       | 九・六%  |
| 二 その他のもの                      |       |

別表第五八・〇三項を次のように改める。

五八・〇三

もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）

|                                                                                        |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 一 綿製のもの                                                                                | 九%    |
| (一) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの                                                      |       |
| (二) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） | 六・七%  |
| (三) その他のもの                                                                             | 四・五%  |
| 二 絹製のもの                                                                                |       |
| (一) 絹ノイル製のもの                                                                           |       |
| A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの                                                        | 一〇%   |
| B その他のもの                                                                               | 八%    |
| (二) その他のもの                                                                             |       |
| A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの                                                        | 一二・五% |
| B その他のもの                                                                               | 一〇%   |
| 三 その他のもの                                                                               | 八%    |

別表第五九類の注5(h)中「第一五部参照」を「主として第一四部又は第一五部に属する。」に改める。

別表第六〇〇五・一〇号及び第六一〇一・一〇号を削る。

別表第六一・〇三項中

|         |               |                                       |       |
|---------|---------------|---------------------------------------|-------|
| 六二〇三・一一 | スーツ           | 羊毛製又は織獣毛製のもの                          | 一六・八% |
|         |               | 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの | 一四%   |
|         |               | 二 その他のもの                              |       |
| 六二〇三・一二 | 合成繊維製のもの      | 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの | 一六・八% |
|         |               | 二 その他のもの                              | 一四%   |
| 六二〇三・一九 | その他の紡織用繊維製のもの | 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの | 一六・八% |
|         |               | 二 その他のもの                              | 一四%   |

六二〇三・一〇

|          |                                       |       |
|----------|---------------------------------------|-------|
| スーツ      | 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの | 一六・八% |
| 二 その他のもの |                                       | 一四%   |

に改め、同表第六一

〇三・二一号を削る。  
別表第六一〇四・一一号、第六一〇四・一二号を削る。

号、第六一〇四・一二号及び第六一〇七・九二一

別表第六一・一一・一〇号を削り、同表第六一・九〇号中

|                                    |                                       |       |
|------------------------------------|---------------------------------------|-------|
| 一四%                                | (一) その他のもの                            | 一三%   |
|                                    | A 羊毛製又は織獣毛製のもの                        | 一四%   |
|                                    | B その他のもの                              |       |
| 別表第六一四・一〇号を削り、同表第六一四・九〇号を次のように改める。 |                                       |       |
| 六二一四・九〇                            | その他の紡織用繊維製のもの                         |       |
|                                    | 一 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの | 一六・五% |
|                                    | (一) 羊毛製又は織獣毛製のもの                      | 一四%   |
|                                    | (二) その他のもの                            |       |
|                                    | (一) 羊毛製又は織獣毛製のもの                      | 一三・五% |
|                                    | (二) その他のもの                            | 一二・六% |

別表第六一・一五項を次のように改める。  
六二・一五

パンテイスティング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限り)を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り。)

六二・一五・一〇

段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)

一 パンテイスティング及びタイツ

二 その他のもの

(一) 綿製のもの

(二) 合成繊維製のもの

A 女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。)

B その他のもの

(三) 羊毛製又は織獣毛製のもの

四 その他の紡織用繊維製のもの

A 女子用の長靴下(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。)

B その他のもの

その他のパンテイスティング及びタイツ

合成繊維製のもの(構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。)

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

六二・一五・二二

別表第六一・一七・二〇号、第六二〇三・二二号、第六二〇五・一〇号及び第六二〇七・九二

号を削る。

別表第六二〇九・二〇号を削り、同表第六二〇九・九〇号中「

一一・二%」を

B その他のもの  
(a) 羊毛製又は織獣毛製のもの  
(b) その他のもの

九% に改める。  
一一・二%

別表第六二二・三一号及び第六二二三・一〇号を削る。

別表第六三〇二・二五号を削り、同表第六三〇二・五九号中「ラミー製」を「亜麻製又はラ

ミー製」に改め、同表第六三〇二・九二号を削り、同表第六三〇二・九九号を次のように改める。

六三〇二・九九

その他の紡織用繊維製のもの

一 亜麻製のもの

二 その他のもの

九・六%  
六・四%

別表第六三〇三・一一号を削る。

別表第六三〇六・一一号を削り、同表第六三

〇六・一九号を次のように改める。

六三〇六・一九

その他の紡織用繊維製のもの

一 綿製のもの

二 その他のもの

六・七%  
四・八%

別表第六三〇六・二二号を削り、同表第六三〇六・二九号を次のように改める。

六三〇六・二九

その他の紡織用繊維製のもの

一 綿製のもの

二 その他のもの

六・七%  
四・八%

別表第六三・〇六項中

六三〇六・三〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

別表第六四〇一・九一、第六四〇二・三〇号及び第六四〇三・三〇号を削る。

別表第六五・〇三項を削る。

を

六三〇六・三〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

六三〇六・四〇

帆

一 綿製のもの

二 その他の紡織用繊維製のもの

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

帆

一 綿製のもの

二 その他の紡織用繊維製のもの

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

合成繊維製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

空気マットレス

綿製のもの

その他の紡織用繊維製のもの

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

四・八%

六・七%

に改める。



別表第六五〇六・九二号を削り、同表第六五〇六・九九号中

二 その他のもの

五・三%を  
二 毛皮製のもの  
三 その他のもの

六・六%  
五・三%に改める。

別表第六六〇三・一〇号及び第六八〇二・二二  
号を削る。

別表第六八・一一項から第六八・一二項まで  
を次のように改める。

六八・一三・八九

- 一 自動車の部分品  
二 その他のもの  
一 自動車の部分品  
二 その他のもの

無税  
三・四%  
無税  
三・四%

別表第七〇類の注1中「第七〇・一三・二二  
号、第七〇・一三・三三」を「第七〇・一三・二二  
号、第七〇・一三・三三、第七〇・一三・四一  
号」に改める。  
別表第七〇・一二項を削り、同表第七〇・一  
二項を次のように改める。

七〇・一三

ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用そ  
の他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、  
第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）

七〇・一三・一〇  
ガラスセラミックス製のもの

七〇・一三・二二  
脚付きガラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）

七〇・一三・二二  
鉛ガラス製のもの

七〇・一三・二八  
その他のもの

七〇・一三・三三  
その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）

七〇・一三・三七  
鉛ガラス製のもの

七〇・一三・三七  
その他のもの

七〇・一三・四一  
食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及び  
ガラスセラミックス製のものを除く。）

七〇・一三・四二  
鉛ガラス製のもの

七〇・一三・四九  
線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一  
ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの

七〇・一三・四九  
その他のもの

七〇・一三・九一  
その他のガラス製品

七〇・一三・九九  
鉛ガラス製のもの

七〇・一三・九九  
その他のもの

七〇・一三・九九  
その他のもの

四・六%  
四・六%  
四・六%  
四・六%  
四・六%  
五・八%  
五・八%  
五・八%  
五・八%  
五・八%

別表第七類の注1中「注1(a)」を「注1(A)」  
に改め、同類の注2中(a)を(A)とし、(b)を(B)とし、  
同類の注4中(a)を(A)とし、(b)を(B)とし、(c)を(C)  
とし、同類の注8中「注1(a)」を「注1(A)」に  
改め、同類の注9(a)中「。宝石を取り付けてあ  
るかないかを問わない。」を削り、同類の注9(b)

中「シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ  
及び口中剤入れ」を「シガレットケース、シガレッ  
トケース、喫きたばこ入れ、口中香剤入れ、錠  
剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠」に改  
め、同類の注9に次のように加える。

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖  
の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天  
然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。

六八・一三・二〇

石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他  
これらに類する製品  
石綿を含有するもの  
石綿を含有しないもの  
波板  
その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品  
管及び管用継手  
その他の製品  
石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及  
び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれら  
の混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履  
物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、  
第六八・一一項又は第六八・一二項の物品を除く。）  
クロシドライト製のもの  
その他のもの  
衣類、衣類付属品、履物及び帽子  
紙、厚紙及びフェルト  
ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状  
のものに限る。）  
その他のもの  
ブレイキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩  
擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、  
セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてな  
いもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたも  
のに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせるあ  
るかないかを問わない。）  
石綿を含有するもの  
一 自動車の部分品  
二 その他のもの  
石綿を含有しないもの  
ブレイキライニング及びブレイキパッド

無税  
三・四%

六八・一三・八二



体燃料用のもの

無税に改める。

別表第七四類の注1(f)中「もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いて

あるかないかを問わない。）のみを含む。」を削る。  
別表第七四・一〇一項を次のように改める。

七四・〇一  
七四〇一・〇〇 銅のマット及びセメントカップバー（沈殿銅）

無税

別表第七四〇三・二三号を削る。

別表第七四〇七・二三号を削り、同表第七四〇七・二九号を次のように改める。

七四〇七・二九

その他のもの

一 銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの

四・六%

二 その他のもの

五・八%

別表第七四・一四項、第七四・一六項及び第七四・一七項を削る。

別表第七八・〇三項及び第七八・〇五項を削り、同表第七八・〇六項を次のように改める。

七八・〇六

その他の鉛製品

一 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

五・八%

二 その他のもの

四・六%

別表第七九・〇六項を削り、同表第七九・〇七項を次のように改める。

七九・〇七

その他の亜鉛製品

一 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

三・八%

二 その他のもの

四・六%

別表第八〇類の注1(d)中「第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びびはくには、模様（例えば、溝、リップ、市松、滴、ボタン及びびし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の

物品の特性を有しないものを含む。」を削る。  
別表第八〇・〇四項から第八〇・〇六項までを削り、同表第八〇・〇七項を次のように改める。

八〇・〇七  
八〇〇七・〇〇

その他のすず製品

一 すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限り。）

三%

二 すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限り、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク

三・九%

三 すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

三・九%

四 その他のもの

四・六%

別表第八一〇一・九五号を削る。

別表第八一二・三〇号及び第八一二・四

〇号を削り、同表第八一二・九二号及び第八一二・九九号を次のように改める。

八一二・九二

塊、くず及び粉

一 インジウムのもの

三%

二 バナジウムのもの

五・二%

三 その他のもの

無税

一 ニオブ・チタン合金のもの

無税

二 ゲルマニウムのもの

五・二%

三 その他のもの

無税

別表第八三一・九〇号中「部分品を含む。」を削る。

別表第一六部の注1(b)中「第四二・〇四項」を「第四二・〇五項」に改め、同部の注2(a)中「第八四・八五項」を「第八四・八七項」に改め、同部の注2(c)中「第八四・八五項」を「第

八四・八七項」に改める。  
別表第八四類の注1(f)を(g)とし、同類の注1(e)中「デジタルカメラ」を「デジタルカメラ」に改め、同類の注1中(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 第八五・〇八項の真空式掃除機

別表第八四類の注2中「第八四・二四項まで」の下に「又は第八四・八六項」を、「注3」の下に「及びこの類の注9」を加え、「及び第八

四・七一項」を削り、同類の注5を次のように改める。

- 5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。
- (i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
  - (ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
  - (iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
  - (iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。
- (B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。
- (C) (D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部分とみなす。
- (i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。
  - (ii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。
  - (iii) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。
- 自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。
- また、(C)(ii)及び(C)(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第八四・七一項に属する。
- (D) 5 (C)の条件を満たす場合であっても、第八四・七一項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。
- (i) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）
  - (ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）
  - (iii) 拡声器及びマイクロホン
  - (iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
  - (v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）
- (E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。
- 別表第八四類の注に次のように加える。
- 9 (A) 第八五類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。
- (B) この注及び第八四・八六項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。
- (C) 第八四・八六項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。

|                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(i) マスク又はレチクルの製造又は修理</p> <p>(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て</p> <p>(iii) ボール（ボール）（ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積み込み又は荷卸し）</p> <p>(D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、第八四・八六項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> | <p>別表第八四一八・二三号を削り、同表第八四一八・五〇号中「その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）」を「貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）」に改め、同表第八四一八・六一号中「圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）」を「ピストンポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）」に改める。</p> | <p>別表第八四二五項中</p> <p>八四二五・二〇 ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置</p> <p>その他のウインチ及びキャブスタン</p> <p>ウインチ及びキャブスタン</p> <p>を「」に改める。</p> <p>無税</p> | <p>別表第八四二八・五〇号を削る。</p> <p>別表第八四・四二項及び第八四・四三項を次のように改める。</p> <p>八四・四二 プレイト、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレイト、シリンドラーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレイト、シリンドラー及びリソグラフィックストーン</p> <p>八四四二・三〇 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器</p> <p>八四四二・四〇 プレイト、シリンドラーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレイト、シリンドラー及びリソグラフィックストーン</p> <p>八四四二・五〇 印刷機（第八四・四二項のプレイト、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品</p> <p>八四・四三 無税</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 印刷機（第八四・四二項のプレート、シンジターその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）<br>オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 無税 |
| オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 無税 |
| その他のオフセット印刷機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 無税 |
| 凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無税 |
| 凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 無税 |
| フレキソ印刷機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 無税 |
| グラビア印刷機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 無税 |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 無税 |
| その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 無税 |
| 印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができもののに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 無税 |
| その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができもののに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 無税 |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 無税 |
| 部分品及び附属品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 無税 |
| 印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シンジターその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 無税 |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 無税 |
| 別表第八四八・四一号を削る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 無税 |
| 別表第八四・五六項中<br>八四五六・九一<br>八四五六・九九<br>その他のもの<br>半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械<br>その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無税 |
| を「八四五六・九〇」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 無税 |
| 別表第八四・六九項を次のように改める。<br>八四・六九<br>八四六九・〇〇<br>タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 無税 |
| 別表第八四七〇・四〇号を削る。<br>八四七一・一〇<br>アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械<br>携帯用のデジタル式自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）<br>その他のデジタル式自動データ処理機械                                                                                                                                                                                                                      | 無税 |
| 別表第八四・七一項中<br>八四七一・三〇<br>携帯用の自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）<br>その他の自動データ処理機械                                                                                                                                                                                                                                                                 | 無税 |
| を「八四七一・三〇」に改め、同表第八四七                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 無税 |
| 一・五〇号中「デジタル式」を削る。<br>別表第八四七二・二〇号を削る。<br>別表第八四・八五項を削り、同表第八四・八四項の次に次の二項を加える。<br>八四・八六<br>半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品<br>半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器<br>半導体デバイス又は集積回路製造用の機器<br>フラットパネルディスプレイ製造用の機器<br>第八四類の注9(C)の機器<br>部分品及び附属品<br>機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）<br>船舶のプロペラ及びその羽根<br>その他のもの | 無税 |
| 別表第八五類の注1(c)を(e)とし、(b)の次に次のように加える。<br>第八四・八六項の機器<br>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第九〇類参照）                                                                                                                                                                                                                                                                              | 無税 |
| 別表第八五類の注3(a)中「真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）」を削り、同類の注7を9とし、6を削り、同類の注5(A)を(a)とし、同類の注5(B)中「及び超小形組立」を削り、同類の注5(B)(a)中「半導体材料」の下に「又は化合物半導体材料」を、「け                                                                                                                                                                                                                                    | 無税 |

い素」の下に「ガリウム砒素、シリコン、ゲルマニウム、インジウムりん等」を加え、「相互接続子」を「インダクター」に改め、同類の注5(B)中(a)を(i)とし、同類の注5(B)中「相互接続子」を「インダクター」に改め、「モノ

リシク集積回路等」とを「の下に「相互接続子又は接続ケーブルによつて」を加え、同類の注5(B)中(b)を(ii)とし、(c)を削り、同類の注5(B)(ii)の次に次のように加える。

(iii) マルチチップ集積回路(二以上の相互に接続したモノリシク集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)

別表第八五類の注5中(B)を(b)とし、同類の注5中「この注5」を「この注8」に改め、「第八五・四二項は」の下に「第八五・二三項を

除き」を加え、同類の注中5を8とし、4を5とし、5の次に次のように加える。

6 第八五・三六項において、「光ファイバー(束にしたものを含む)用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。

7 第八五・三七項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない(第八五・四三項参照)。

別表第八五類の注中3の次に次のように加える。

4 第八五・二三項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」(例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」)は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー(例えば、「FLASH EPROM」)を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子(例えば、コンデンサー、抵抗器)を取り付けたものを含む。

(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路(マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー(RAM)又はリードオンリーメモリー(ROM)を一個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

別表第八五類の号注1中「第八五・一九・九二号及び」を削り、同類の号注中2を削る。

別表第八五〇五・三〇号を削る。  
別表第八五・〇七項の次に次の一項を加える。

|         |                                                         |    |
|---------|---------------------------------------------------------|----|
| 八五・〇八   | 真空式掃除機                                                  |    |
| 八五〇八・一一 | 電動装置を自蔵するもの                                             |    |
| 八五〇八・一九 | 出力が一、五〇〇ワット以下のもの(ダストバッグ又はその他の容器(二〇リットル以下のもの)を有するものに限る。) |    |
| 八五〇八・六〇 | その他のもの                                                  | 無税 |
| 八五〇八・七〇 | 部分品                                                     | 無税 |

別表第八五・〇九項中「自蔵するものに限る。」を「自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。」に改め、同

表第八五〇九・一〇号から第八五〇九・三〇号までを削る。  
別表第八五・一七項を次のように改める。

|          |                                                                                                                                                 |    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 八五・一七    | 電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)                                                                                                                    |    |
| 八五・一七・一一 | 及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN)用の通信機器を含む。)(第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。) |    |
| 八五・一七・一二 | 電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)                                                                                                                    |    |
| 八五・一七・一八 | コードレス送受信器付きの有線電話機                                                                                                                               |    |
|          | 携帯回線網用その他の無線回線網用の電話                                                                                                                             | 無税 |
|          | その他のもの                                                                                                                                          | 無税 |

その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN)用の通信機器を含む。)

基地局  
音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)

|                     |                                     |    |
|---------------------|-------------------------------------|----|
| 八五・一七・六九            | 部分品                                 | 無税 |
| 八五・一七・七〇            | その他のもの                              | 無税 |
| 別表第八五・一九項を次のように改める。 |                                     |    |
| 八五・一九               | 音声の記録用又は再生用の機器                      | 無税 |
| 八五・一九・二〇            | 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器 | 無税 |
| 八五・一九・三〇            | レコードデッキ                             | 無税 |

|                                            |                                                                                                     |    |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 八五・一九・五〇                                   | 留守番電話装置                                                                                             | 無税 |
| 八五・一九・八一                                   | 磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの                                                                             | 無税 |
| 八五・一九・八九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 別表第八五・二〇項を削り、同表第八五・二三項を次のように改める。           |                                                                                                     |    |
| 八五・二三                                      | ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカード                                                                        | 無税 |
|                                            | その他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）                                          | 無税 |
| 八五・二三・二一                                   | 磁気媒体                                                                                                | 無税 |
| 八五・二三・二二                                   | カード（磁気ストライプを有するもの）                                                                                  | 無税 |
| 八五・二三・二九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二三・四〇                                   | 光学媒体                                                                                                | 無税 |
|                                            | 半導体媒体                                                                                               | 無税 |
| 八五・二三・五一                                   | 不揮発性半導体記憶装置                                                                                         | 無税 |
| 八五・二三・五二                                   | スマートカード                                                                                             | 無税 |
| 八五・二三・五九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二三・八〇                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 別表第八五・二四項を削り、同表第八五・二五項を次のように改める。           |                                                                                                     |    |
| 八五・二五                                      | ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー               | 無税 |
| 八五・二五・五〇                                   | 送信機器                                                                                                | 無税 |
| 八五・二五・六〇                                   | 送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）                                                                               | 無税 |
| 八五・二五・八〇                                   | テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー                                                                      | 無税 |
| 別表第八五・二七項及び第八五・二八項を次のように改める。               |                                                                                                     |    |
| 八五・二七                                      | ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）                                      | 無税 |
|                                            | ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）                                                                      | 無税 |
| 八五・二七・二二                                   | ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）                                                                   | 無税 |
| 八五・二七・二三                                   | その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）                                                                 | 無税 |
| 八五・二七・一九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
|                                            | 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によ                                                                         | 無税 |
| 八五・二七・二一                                   | らなければ作動しないものに限る。）                                                                                   | 無税 |
| 八五・二七・二九                                   | 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの                                                                             | 無税 |
|                                            | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二七・九一                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二七・九二                                   | 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの（時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）                                    | 無税 |
| 八五・二七・九九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二八                                      | モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限り、並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかないかを問わない。） | 無税 |
|                                            | 陰極線管モニター                                                                                            | 無税 |
| 八五・二八・四一                                   | 第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの                                                               | 無税 |
| 八五・二八・四九                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二八・五一                                   | その他のモニター                                                                                            | 無税 |
| 八五・二八・五九                                   | 第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの                                                               | 無税 |
| 八五・二八・六一                                   | その他のもの                                                                                              | 無税 |
| 八五・二八・六九                                   | プロジェクター                                                                                             | 無税 |
|                                            | 第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの                                                               | 無税 |
|                                            | その他のもの                                                                                              | 無税 |
|                                            | テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかないかを問わない。）                                       | 無税 |
| 八五・二八・七一                                   | ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されてい                                                                       | 無税 |
| 八五・二八・七二                                   | その他のもの（カラーのものに限る。）                                                                                  | 無税 |
| 八五・二八・七三                                   | その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）                                                                         | 無税 |
| 別表第八五・三五項中「プラグ」の下に「その他の接続子」を加える。           |                                                                                                     |    |
| 別表第八五・三六項中「ランプホルダー及び」を「ランプホルダーその他の接続子及び」に改 |                                                                                                     |    |
|                                            | め、「限る。」の下に「並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」を加え、同表第八五・三六・六九号の次に次の一号を加える。                     |    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |                                      |                                         |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------------|------|
| 別表第八五・四二項及び第八五・四三項を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 八五・四二                                | 集積回路                                    | 無税   |
| 光ファイバー(束にしたものを含む)用又は光ファイバーケーブル用の接続子                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 八五四二・三二                              | 集積回路                                    | 無税   |
| プロセッサ及びコントローラー(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。)                                                                                                                                                                                                                                     |  | 八五四二・三三                              | 増幅器                                     | 無税   |
| 記憶素子                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 八五四二・三三                              | その他のもの                                  | 無税   |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 八五四二・三九                              | 部分品                                     | 無税   |
| 電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                     |  | 八五四二・九〇                              | 電気機器                                    | 無税   |
| 粒子加速器                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  | 八五四三・一〇                              | 信号発生器                                   | 無税   |
| 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 八五四三・二〇                              | その他の機器                                  | 無税   |
| 部分品                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 八五四三・七〇                              |                                         | 無税   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 八五四三・九〇                              |                                         | 無税   |
| 別表第八五・四四項中                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 八五四四・四一                              | その他の電気導体(使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。)           | 五・八% |
| 接続子を取り付けてあるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  | 八五四四・四九                              | その他のもの                                  | 五・八% |
| その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇ボルト以下のものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 八五四四・五一                              | 接続子を取り付けてあるもの                           | 五・八% |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 八五四四・五九                              | その他のもの                                  | 五・八% |
| を                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 八五四四・四二                              | 接続子を取り付けてあるもの                           | 五・八% |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 八五四四・四九                              |                                         | 五・八% |
| 別表第一七部の注1中「第九五・〇一項」を削る。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |                                      |                                         |      |
| 別表第八六〇六・二〇号を削り、同表第八六〇六・三〇号中「又は第八六〇六・二〇号」を削る。                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |                                      |                                         |      |
| 別表第八七類の注4中「第九五・〇一項」を「第九五・〇三項」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                                      |                                         |      |
| 別表第八七・〇八項中                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  | 八七〇八・三二                              | ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品                 | 無税   |
| 八七〇八・三九                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品              | その他のもの                                  | 無税   |
| を                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 八七〇八・三〇                              | これらの部分品                                 | 無税   |
| 〇八・四〇号中「ギヤボックス」の下に「及びその部分品」を加え、同表第八七〇八・五〇号中「問わない」の下に「及び非駆動軸並びにこれらの部分品」を加え、同表第八七〇八・六〇号を削り、同表第八七〇八・八〇号中「懸架装置用ショックアブソーバー」を「懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)」に改め、同表第八七〇八・九一号中「ラジエーター」の下に「及びその部分品」を加え、同表第八七〇八・九二号中「消音装置及び排気管」を「消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品」に改め、同表第八七〇八・九四号中「ステアリングボックス」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号の次に次の一号を加える。    |  |                                      |                                         |      |
| 八七〇八・九五                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。及びその部分品 |                                         | 無税   |
| 別表第八八・〇一項を次のように改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 八八・〇一                                | 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機 | 無税   |
| 別表第九〇類の注1(a)中「第四二・〇四項」を「第四二・〇五項」に改め、同類の注1(g)中「並びに第八四・八一項の弁その他の物品」を「第八四・八一項の弁その他の物品並びに第八四・八六項の機器(感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。)」に改め、同類の注1(h)中「及び第八五・二〇項」を削り、「スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ」を「テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー」に改め、「感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を直接描画方式のもの、ステップアンドリビート方式のものその他のもの」を加える。 |  |                                      |                                         |      |
| 別表第九〇・一〇項中「感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を直接描画方式のもの、ステップアンドリビート方式のものその他のもの」を加える。                                                                                                                                                                                                                               |  | 九〇一〇・四一                              | 感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置         | 無税   |
| 九〇一〇・四二                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  | 直接描画方式のもの                            | ステップアンドリビート方式のもの                        | 無税   |
| その他のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 九〇一〇・四九                              |                                         | 無税   |



を削る。

別表第九〇二七・四〇号を削る。

九〇三〇・二〇

陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ

無税

別表第九〇・三〇項中

電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）

九〇三〇・二〇

オシロスコープ及びオシログラフ  
電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器

無税

に改め、同表第九〇

三〇・三一号中「マルチメーター」の下に「記録装置を有しないもの」を加え、同号の次に次の二号を加える。

九〇三〇・三二  
九〇三〇・三三

マルチメーター（記録装置を有するもの）  
その他のもの（記録装置を有しないもの）

無税  
無税

別表第九〇三〇・三九号中「その他のもの」の下に「記録装置を有するもの」を加え、同表

第九〇三〇・八三号を削り、同表第九〇三〇・八二号の次に次の一号を加える。

九〇三〇・八四

その他のもの（記録装置を有するものに限る。）

無税

別表第九〇三一・三〇号、第九一〇一・一二号及び第九一〇六・二〇号を削る。

別表第九二・〇三項及び第九二・〇四項を削

る。  
別表第九二〇九・一〇号、第九二〇九・二〇号及び第九二〇九・九三号を削る。

別表第九三〇六・一〇号を削り、同表第九三〇六・三〇号中

一 弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はポルト式無痛と殺銃用のものに  
二 狩猟用又はスポーツ用のもの  
三 その他のもの

もの  
六・六％  
一二・八％

を

一二・八％  
六・六％  
一二・八％

に改める。

別表第九四類の注3中(a)を(A)とし、(b)とする。

別表第九四・〇一項中

九四〇一・五〇 とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け

無税

を

九四〇一・五一  
九四〇一・五九

とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け  
竹製又はとう製のもの  
その他のもの

無税  
無税  
に改める。

別表第九四・〇三項中

九四〇三・八〇 その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具

無税

を

九四〇三・八一  
九四〇三・八九

その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具  
竹製又はとう製のもの  
その他のもの

無税  
無税  
に改める。

別表第九五類の注1(a)中「クリスマスツリー用」を削り、同類の注1に次のように加える。

(v) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベツドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。）

別表第九五類の注4を5とし、3の次に次のように加える。

4 この類の注1のものを除くほか、第九五・〇三項には、この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

別表第九五・〇一項及び第九五・〇二項を削り、同表第九五・〇三項を次のように改める。

九五・〇三

九五〇三・〇〇 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びバズル

一 車輪付きがん具及び人形用乳母車

二 人形（人間を模したものに限る。）

三 がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）

(一) 詰物をしたものの

A 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

三・八％  
四・六％  
四・六％  
三・四％

|                                                                 |      |
|-----------------------------------------------------------------|------|
| A<br>紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの                                 | 四・六% |
|                                                                 | 三・四% |
| B<br>その他のもの                                                     | 三・四% |
| 四<br>パズル                                                        | 四・六% |
| (一)<br>卑金属製又はプラスチック製のもの                                         | 四・六% |
| (二)<br>その他のもの                                                   | 三・四% |
| 五<br>電気式鉄道車両(線路、信号機その他の附属品を含む)、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具 | 四・六% |
| (一)<br>卑金属製又はプラスチック製のもの                                         | 四・六% |
| (二)<br>その他のもの                                                   | 三・四% |
| 六<br>楽器類(がんに限る)及びその他のがん具(セットにしたものに限る。)                          | 四・六% |
| (一)<br>紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの                               | 四・六% |
| (二)<br>その他のもの                                                   | 三・四% |
| 七<br>その他のもの                                                     | 三・四% |
| (一)<br>紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの                               | 四・六% |
| (二)<br>その他のもの                                                   | 三・四% |

別表第九五〇四・三〇号中「(紙幣)、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより」を「バンクカード、トークンその他の支

払手段により」に改める。

別表第九六・一四項を次のように改める。

|          |                                                |      |
|----------|------------------------------------------------|------|
| 九六・一四    | 喫煙用パイプ(パイプボールを含む)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 | 六・三% |
| 九六・一四・〇〇 | パイプ及びパイプボール                                    | 四・六% |
|          | その他のもの                                         | 四・六% |

別表第九七類の注4中(a)を(A)とし、(b)を(B)とする。

(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第百十三条の三の次に次の一条を加える。

第百十三条の四 関税定率法第二十二條第一項(専門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五条 関税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 通関(第六十七條―第七十八條の二)」を

- 「第六章 通関  
第一節 総則(第六十七條・第六十八條)  
第二節 輸出申告の特例(第六十七條)  
第三節 提出書類及び検査手続  
第四節 輸出又は輸入をしない貨物  
第五節 輸出又は輸入をしない貨物  
第六節 輸入の許可及び輸入貨物  
第七節 外国貨物の積戻し(第七十八條)  
第八節 郵便物等に関する特則

七条の二  
条の三―第六十七條の十二  
六十八條・第六十九條  
らない貨物  
物(第六十九條の二―第六十九條の七)  
物(第六十九條の八―第六十九條の十七)に、「第百九條」を「第百八條の四」に改める。  
十八  
明等(第七十條・第七十一條)  
の引取り等(第七十二條―第七十四條)  
五條  
七十六條―第七十八條の二

第十條第二項中「次条」を「第十一條(関税の徴収)」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

(徴収の引継ぎ)

第十條の二 税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する関税について、他の税関長に徴収の引継ぎをすることができ、  
2 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。

第十二條の二第一項中「次条第一項ただし書」の下に「又は第五項」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、同条第六項中「(申告

納税方式による関税の納付」を削る。

第十二條の三第一項第一号中「(決定)」を「(更正及び決定)」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から二週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。  
第十二條の三第二項中「前項第二号」を「第

一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

7 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項の規定による決定に基づき第九條第二項の規定により納付すべき税額  
二 修正申告又は更正に基づき第九條第二項の規定により納付すべき税額  
第十二条の四第二項中「同条第三項」を「同条第四項若しくは第五項」に改め、「納税義務者に対し」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第十五条第五項を削り、同条第四項中「当該報告をしなければ」を「第三項の船用品目録を税関に提出しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は機長」を削り、

第五部 財政金融委員会会議録第七号(その二)

「前二項に規定する書類（入港届及び船舶国籍証書又はこれに代わる書類を除く。）を「前項の船用品目録」に、「損壊又は故障その他のやむを得ない理由がある」を「故障その他の政令で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表」を「及び船用品目録」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第十五条に次の四項を加える。

6 第四項の報告をした船長は、第三項の規定にかかわらず、同項の船用品目録の提出を要しない。

7 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空

港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

9 外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の入港手続）  
第十五条の二 開港又は税関空港に入港しようとする特殊船舶等（本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

第十六条の見出しを「（貨物の積卸し）」に改め、同条第一項中「あらかじめ税関長の承認を受けた場合を除くほか、積荷目録の提出前に」を「第十五条第一項又は第七項（入港手続）」の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十

八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）に改め、同項ただし書中「（入出港の簡易手続）を削り、「（貨物の授受を目的とする船舶等への交通）」を「（船舶又は航空機と陸地との交通等）」に改める。

第十七条第一項中「政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表」を「積荷、旅客（当該外国貿易船又は外国貿易機に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面」に改める。

第十八条を次のように改める。

（入出港の簡易手続）  
第十八条 外国貿易船が開港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期出港等の場合」という。）は、第十五条第一項から第五項まで（入港手続）の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の外国貿易船の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第一項の規定により報告すべき事項（前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときその他政令で定めるとき（次項において「短期

出港等の場合」という。は、第十五条第七項から第九項まで及び前条の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、第十五条第七項の規定による報告又は同条第八項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の外国貿易機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条第七項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十八条の二 特殊船舶等のうち船舶であるもの(次項において「特殊船舶」という。)が開港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないので入港の時から二十四時間以内に出入港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、船長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

2 前項の場合において、同項の特殊船舶の船長は、政令で定める事項を記載した入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

提出しなければならない。

3 特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)が税関空港に入港する場合において、旅客の携帯品の積卸しをしないので出港するときその他政令で定めるとき(次項において「短期出港等の場合」という。)は、第十五条の二の規定は、適用しない。ただし、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出をしなければならない。

4 前項の場合において、同項の特殊航空機の機長は、短期出港等の場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、また、入港後、短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第十五条の二第一項の規定により報告すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、又は提出した書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなければならない。

第二十条第三項を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 不開港に入港しようとする特殊船舶等の船長又は機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍のほか、当該特殊船舶等の旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。)及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする不開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 特殊船舶等が前項の報告をしないで不開港に入港したときは、船長又は機長は、当該特殊船舶等の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3 特殊船舶等が不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。

第二十六条中「入港手続」の下に「第十五条の二(特殊船舶等の入港手続)を、簡易手続」の下に「第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)を、不開港への出入」の下に「第二十条の二(特殊船舶等の不開港への出入)を加え、なすべき」を「行うべき」に改め、「航空機の」の下に「所有者等(を、代理人)の下に「をいう」を加える。

第三十条第二項中「関税定率法第二十一条第一項第一号」を「第六十九条の八第一項第一号」に、「(輸入禁制品)」を「輸入してはならない貨物」に改める。

第六十五条の二中「関税定率法第二十一条第一項第一号」を「第六十九条の八第一項第一号」に、「(輸入禁制品)」を「輸入してはならない貨物」に、「禁制品」を「輸入してはならない貨物」に改める。

第六章中第六十七条の前に次の節名を付する。

第 二 節 総 則

第六十七条の二 第一項中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の制限」に改め、同条第二項中「又は第二項(入港手続)の積荷目録」を「若しくは第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面」に改める。

第二節 輸出申告の特例

第六十七条の二の次に次の節名を付する。

第六十七條の十二の次に次の節名を付する。

第三節 提出書類及び検査手続

第六十九條の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物  
(輸出してはならない貨物)  
第六十九條の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしから並びに覚せい剤、覚せい剤取締法昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。ただし、政府が輸出するもの及び他の法令の規定により輸出することができるとされ、輸出する者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。

二 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

三 育成者権を侵害する物品

2 税関長は、前項第一号又は第三号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに第一項第二号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九條の三 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号に掲げる貨物に該当する貨物があるとき、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九條の七までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。

この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る育成者権者及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該

貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かに  
ついてこれらの者が証拠を提出し、及び意見  
を述べる事ができる旨その他の政令で定め  
る事項を通知しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場  
合には、当該貨物に係る育成者権者に対し  
ては当該貨物を輸出しようとする者及び当  
該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、  
当該貨物を輸出しようとする者に対しては  
当該育成者権者の氏名又は名称及び住所を、  
併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出  
に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の  
規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提  
出された書類、当該認定手続において税関長  
に提出された書類又は当該貨物における表示  
から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは  
名称又は住所が明らかであると認める場合に  
は、第一項の通知と併せて、又は当該通知の  
後で当該認定手続が執られている間、その氏  
名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る育  
成者権者に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、  
この章に定めるところに従い輸出しようとし  
る貨物について前条第二項の措置をとるこ  
とができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（次項  
において「疑義貨物」という。）が前条第一項  
第三号に掲げる貨物に該当すると認定したと  
き、又は該当しないと認定したときは、それ  
ぞれその旨及びその理由を当該認定がされた  
貨物に係る育成者権者及び当該認定がされた  
貨物を輸出しようとする者に通知しなければ  
ならない。ただし、次項の規定による通知を  
した場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物  
に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が  
輸出されないこととなつた場合には、当該疑  
義貨物に係る育成者権者に對し、その旨を通

知するとともに、認定手続を取りやめるもの  
とする。この場合において、当該疑義貨物の  
輸出を取りやめようとする者は、あらかじめ  
その旨を税関長に届け出なければならない。

7 第二項又は第三項の規定による通知を受け  
た者は、当該通知を受けた事項を、みだりに  
他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては  
ならない。

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続  
等）  
第六十九条の四 育成者権者は、自己の育成者  
権を侵害すると認める貨物に關し、政令で定  
めるところにより、税関長に對し、その侵害  
の事実を疎明するために必要な証拠を提出  
し、当該貨物がこの章に定めるところに従い  
輸出されようとする場合は当該貨物について  
認定手続を執るべきことを申し立てることが  
できる。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつ  
た場合において、当該申立てに係る侵害の事  
実を疎明するに足りる証拠がないと認めると  
きは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあ  
つた場合において、当該申立てを受理したと  
きは、その旨及び当該申立てが効力を有する期  
間（税関長がその期間中にこの章に定めると  
ころに従い輸出されようとする貨物のうちに  
当該申立てに係る貨物があると認めるとき  
は、その都度、当該申立てに基づき認定手続  
を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規  
定により当該申立てを受理しなかつたときは  
その旨及びその理由を当該申立てをした者に  
通知しなければならない。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受  
理した場合において、当該申立てに係る貨物  
について認定手続を執つたときは、政令で定  
めるところにより、当該申立てをした者又は  
当該貨物を輸出しようとする者に對し、それ  
ぞれその申請により、当該貨物を点検する機

会を与えなければならない。ただし、前条第  
六項の規定により当該認定手続を取りやめた  
ときは、この限りでない。

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見  
の求め）  
第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定  
による申立てがあつた場合において必要があ  
ると認めるときは、知的財産権（知的財産基  
本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条  
第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。  
以下同じ。）に關し学識経験を有する者であつ  
てその申立てに係る事案の当事者と特別の利  
害關係を有しないものを専門委員として委嘱  
し、政令で定めるところにより、当該専門委  
員に對し、前条第一項の規定により提出され  
た証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明  
するに足りると認められるか否かについて、  
意見を求めることができる。

（輸出差止申立てに係る供託等）  
第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第  
一項（輸出してはならない貨物に係る申立て  
手続等）の規定による申立てを受理した場合  
において、当該申立てに係る貨物についての  
認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出  
されないことにより当該貨物を輸出しようと  
する者が被るおそれがある損害の賠償を担保  
するため必要があると認めるときは、当該申  
立てをした者（以下この条において「申立人」  
という。）に對し、期限を定めて、相当と認め  
る額の金銭をその指定する供託所に供託すべ  
き旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金  
銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保す  
るのに不足すると認めるときは、申立人に対  
し、期限を定めて、その不足すると認める額  
の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、  
地方債その他の有価証券（社債等の振替に關  
する法律（平成十三年法律第七十五号）第百

二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定  
する振替社債等を含む。以下この条において  
同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつて  
これに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令により  
された供託に係る税関長に対する手続に關し  
必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第  
一項に規定する損害の賠償に充てるものとし  
て所要の金銭が当該申立人のために支払われ  
る旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定  
により定められた期限までにその旨を税関長  
に届け出たときは、当該契約の効力の存する  
間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部  
の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する  
同項に規定する損害に係る賠償請求權に關  
し、同項及び第二項の規定により供託された  
金銭（第三項の規定による有価証券を含む。  
第八項から第十項までにおいて同じ。）につい  
て、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利を  
有する。

7 前項の權利の実行に關し必要な事項は、政  
令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託  
した申立人は、次の各号に掲げる場合のいづ  
れかに該当することとなつたときは、その供  
託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の  
二第一項第三号（輸出してはならない貨物）  
に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の  
三第五項本文（輸出してはならない貨物に  
係る認定手続）の規定による通知を受けた  
場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十  
九条の三第六項の規定による通知を受けた  
場合

三 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金  
銭の取戻しに同意したこと、同項に規定す

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合</p> <p>四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p> <p>五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合</p> <p>9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p> <p>10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。</p> <p>11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)</p> <p>第六十九条の七 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。</p> <p>3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。</p> <p>5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。</p> | <p>つた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。</p> <p>3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手続に係る育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者及び当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。</p> <p>5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは前条第十項の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。</p> | <p>三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。ただし、他の法令の規定により輸入することができるところとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>四 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二条第一項(定義)に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。ただし、他の法令の規定により輸入することができるところとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第三項(定義等)に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができるところとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。</p> <p>六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)</p> <p>七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)</p> <p>八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)</p> <p>九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、</p> | <p>著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品</p> <p>十 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品</p> <p>2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。</p> <p>3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(輸入してはならない貨物に係る認定手続)</p> <p>第六十九条の九 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると認料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この条から第六十九条の十七までにおいて「認定手続」という。)を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項(差止請求権)の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十五までにおいて</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

同じ。をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることできる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならぬ。

2 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

3 税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

4 税関長は、認定手続を経た後でなければ、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について前条第二項の措置をとることができない。

5 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十三（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければなら

ない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。

一 第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けたる者の関税の納付義務等）（第三十六条（保税地域についての規定の準用等）、第四十一条の三、第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が減却された場合

三 第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

7 第二項若しくは第三項の規定による通知を受けた者又は第六十九条の十三第二項の規定により承認を受けた同項に規定する申請者は、当該通知を受けた事項又は当該申請に係る見本の検査（分解を含む。同条において同じ。）その他当該見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者

権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に對し、政令で定めるところにより、税関長に對し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二十一条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならぬ。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならぬ。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、前条第

六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十一 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があるとき認めるときは、知的財産権に關し學識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害關係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に對し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

（輸入差止申立てに係る供託等）

第六十九条の十二 税関長は、第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に對し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に關する法律第二百九条第一項（振替社債等の



供託)に規定する振替債等を含む。以下この条及び第六十九条の十七(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において同じ。)で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に關し、同項及び第二項の規定により供託された金銭(第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の八第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の九第五項本文(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の九第六項の規定による通知を受けた場合

三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に對し、その旨を通知しなければならぬ。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十三 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に對し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査

をすることを承認するよう申請することができ。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行つた者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く)において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。)又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するかが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べたために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。

3 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者(その委託を受けた者を除く。)及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

4 第二項の規定により税関長が承認した場合においては、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。

5 前条(第十一項を除く。)の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 読み替へる規定                  |                          | 読み替へられる字句                                    |                                                                 |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 第六十九条の十二第二項              | 読み替へられる規定                | 読み替へられる字句                                    | 読み替へる字句                                                         |
| 第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項 | 第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項 | 当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより | 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかつた場合に |
| 第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項 | 第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項 | 申立てをした者(以下この条において「申立人」)                      | 承認の申請をした者(以下この条において「申請者」)                                       |
| 第六十九条の十二第十項              | 第六十九条の十二第十項              | 認定手続を取りやめる                                   | 次条第二項の承認をしない                                                    |



6 第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会ふものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手續、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十四 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。)又は輸入者(当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手續)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手續を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手續の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸入者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(第六十九条の十七第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手續が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手續に係る貨物が当該特許権者等の

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十條第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六條(特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十五條第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手續における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸入者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸入者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及

び輸入者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の十二第十項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物について認定手續を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることの要しない。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續において、第六十九条の九第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手續に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手續における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の十五 税関長は、育成者権を侵害する貨物又は第六十九条の八第一項第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手續において、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手續)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續にあつては農林水産大臣に、同号に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手續にあつては経済産業大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により意見を求めたときは、認定手續に係る育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による意見が述べられたときは、前項の育成者権者又は不正競争差止請求権者及び当該認定手續に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が育

成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の九第六項若しくは第六十九条の十二第十項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)

第六十九条の十六 税関長は、第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(育成者権を侵害する貨物を除く。)に該当するかどうかについての認定手続において、第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の十七 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと)の求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とす

る。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の十四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とす)の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とす。

三 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。

四 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

五 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に必要事項は、政令で定める。

六 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

七 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。))について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

八 前項の権利の実行に必要事項は、政令で定める。

九 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

五 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

六 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

七 第三款 専門委員 (専門委員) 第六十九条の十八 第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)並びに第六十九条の十一(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め)及び第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により税関長から意見を求められた専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。専門委員でなくなつた後においても、同様とする。

八 第五節 輸出入に関する証明等 第七十一条の次に次の節名を付する。 第六節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等 第七十四条中「徴収されたもの」の下に「第六十九条の二第二項(輸出してはならない貨

物)、第六十九条の八第二項(輸入してはならない貨物)若しくは第百十八条第一項(没収)の規定により没収されたもの」を加え、「第百十八条第一項(没収)若しくは関税率法第二十一条第二項(輸入禁制品の処分)の規定により没収されたもの」を削り、同条の次に次の節名を付する。

#### 第七節 外国貨物の積戻し

第七十五条を次のように改める。

##### (外国貨物の積戻し)

第七十五条 本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)の積戻しには、第六十七条(輸出又は輸入の許可)、第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)、第六十八条から第六十九条の七まで(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所・輸出してはならない貨物・輸出してはならない貨物に係る認定手続・輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め・輸出差止申立てに係る供託等・輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)及び第七十条(証明又は確認)の規定を準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「貨物」とあるのは「貨物(第六十九条の八第二項の規定により積戻しを命じられたものを除く。)」と、同項第三号中「物品」とあるのは「物品(他の法令の規定により積戻しすることができるところとされている者が当該他の法令の定めるところにより積戻しものを除く。)」とする。

第七十五条の次に次の節名を付する。

#### 第八節 郵便物等に関する特別

第七十六条第一項中「第七十三条」を「第六十九条」に、「証明」を「第七十条から第七十三条まで(証明)」に改める。

第九十一条中「関税の確定若しくは徴収に関する処分若しくは滞納処分(国税徴収の例によ

り関税を徴収する場合における滞納処分をいう。又は関税率法第二十一条第三項(輸入禁制品に該当する旨の通知)の規定による」を「次に掲げる処分又は」に改め、同条に次の各号を加える。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。)

二 第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の八第三項(輸入してはならない貨物)の規定による通知第九十三条中「第九十一条に規定する処分又は通知」を「第九十一条(審議会等への諮問)に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知」に改める。

第九十七条第一項中「事故に因る不開港への入港(同条第三項において準用する場合を含む。)」を「(不開港への出入)に、第二十三条第二項但書(船用品又は機用品の積込)又は第六十四条第一項但書」を「第二十三条第二項ただし書(船用品又は機用品の積込み等)又は第六十四条第一項ただし書」に改める。

第九十五条第一項第二号中「及び第五号」を「から第六号まで及び次条」に改める。

第九十五条の二中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

第十章中第九十九条の前に次の一条を加える。

第九十九条の四 第六十九条の二第一項第一号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(第六十九条の八第二項(輸入してはならない貨物)の規定により命じられて行うものを除く。をした者を含む。は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる貨物を輸出した者(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。))の積戻し(同号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の八第二項の規定により命じられて行うものを除く。をした者を含む。は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

除く。の積戻し(同号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の八第二項の規定により命じられて行うものを除く。をした者を含む。は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

第九十九条第一項中「関税率法第二十一条第一号から第六号まで(輸入禁制品)」を「第六十九条の八第一項第一号から第六号まで(輸入してはならない貨物)」に改め、同条第二項中「関税率法第二十一条第一項第七号」を「第六十九条の八第一項第七号」に改める。

第九十九条の二第二項中「関税率法第二十一条第一項第一号」を「第六十九条の八第一項第一号」に、「(輸入禁制品)」を「(輸入してはならない貨物)」に改める。

第九十二条第一項中「第九十九条第一項」を「第八十八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪、第九十九条第一項に、「禁制品」を「輸入してはならない貨物」に改める。

第九十三条中「(不開港出入の許可)の規定に違反した」を「(不開港への出入)の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた」に、「第九十四条第一号、第三号及び第三号の二並びに第九十五条第一号及び第二号(偽った書類を提出する等の罪)」を「第九十四条第一項及び第九十五条第一項(報告を怠った等の罪)」に改める。

第九十三条の四中「関税率法第二十一条第一項」を「第六十九条の八第一項」に改める。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者

は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第七項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽った書類を提出した船長又は機長

三 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する入港届若しくは船用品目録を提出せず、又は偽った入港届若しくは船用品目録を提出した船長

四 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を提示しなかつた船長

五 第十五条第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽った入港届を提出した船長

六 第十七条第一項前段(出港手続)の規定による許可を受けずに開港又は税関空港を出港した船長又は機長

七 第十七条第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽った書類を提出した船長又は機長

八 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書(入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長

九 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出をせず、又は偽った書類を提出した船長又は機長

十 第十八条第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽った入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽った届出をした機長

十一 第二十條第二項(不開港への出入)の規定による届出をしなかつた船長又は機長

十二 第二十一条(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船長又は機長

十三 第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出をせず、又は同条に規定する目録を提出しなかつた船長又は機長

十四 第二十五条(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等という。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条第三項に規定する入港届又は船用品目録について偽つた入港届又は船用品目録を提出した者

四 第十五条第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 第十七条第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

六 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

七 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

九 第二十一条の規定による届出について偽つた届出をした者

十 第二十五条の規定による届出について偽つた届出をした者(当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。)

第百十四条の次に次の一条を加える。  
第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項(貨物の積卸し)の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を呈示せず、若しくは偽つた書類を呈示して貨物の積卸しをした者

二 第二十三条第一項又は第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者

三 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者

四 第二十四条第一項、第二項又は第四項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つた者

五 第六十三条第一項又は第三項(保税運送)の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文の規定による確認を受けなかつた者

七 第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

八 第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

九 第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者

十 第一百五十一条(税関職員の権限)の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第六十六条(特別の場合における税関長の権限)の規定による税関長(第百七条税関長の権限の委任)の規定により権限の一部を委任された者を含む。)の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

五 第十八条の二第二項ただし書、第二項、

第三項ただし書又は第四項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

六 第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

七 第二十条の二第二項(特殊船舶等の不開港への出入)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

八 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

九 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長

2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等(同条に規定する所有者等という。)が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

二 第十五条の二第二項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条の二第三項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。)

五 第十八条の二第二項ただし書、第二項、

第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽った書類を提出した者

六 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽った届出をした者

七 第二十条の二第一項の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が不開港に入港した場合に限る。）

八 第二十条の二第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

九 第二十条の二第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

第百十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項、第六十七条の六第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二 第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は偽った届出をして貨物の積卸しをした者

三 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出した者

四 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税設置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

五 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入れをした者

六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱）（第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税設置場において認められる行為以外の行為をした者

七 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（保税設置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八 第六十二条（保税設置場についての規定の準用）において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

九 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

十 第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けずに第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定により行うことができることとされている行為を除く。）をした者

十一 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の

求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十二 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

十三 第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出をせず、又は偽った届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れた者

第百十六條中（偽った書類を提出する等の罪）（第五号を除く。）又は前条（第五号及び第六号を除く。）を、「第百十四條の二（第十号を除く。）第百十五條（報告を怠った等の罪）又は前条第一号、第四号及び第十三号を除く。」に改める。

第百十七條第一項中「第百九條」を「第百八條の四」に、「禁制品を輸入する罪・禁制品を輸出してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物」に、「第百十四條第二号若しくは第四号から第六号まで（郵便物について偽った証明をする等の罪）、第百十五條第三号から第八号まで（許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪）」を「第百十四條の二（報告を怠った等の罪）、第百十五條の二（帳簿の記載を怠った等の罪）」に、「第百十四條第一号、第三号及び第三号の二並びに第百十五條第一号及び第二号（偽った書類を提出する等の罪）」を「第百十四條及び第百十五條（報告を怠った等の罪）」に改める。

第百十八條第一項中「第百九條から第百十一條まで（禁制品を輸入する罪・禁制品を輸出する罪）」を「第百八條の四から第百十一條まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物）」に、「第百九條の犯罪」を「第百八條の四又は

第百九條の犯罪」に改め、同項第一号中「第百九條」を「第百八條の四」に改める。

第六條 関税法の一部を次のように改正する。  
第九十一條に次の一号を加える。  
三 第六十九條の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）若しくは第六十九條の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定又は第六十九條の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）若しくは第六十九條の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立ての受理若しくは第六十九條の四第二項若しくは第六十九條の十第二項の規定により当該受理をしないこと。

第七條 関税法の一部を次のように改正する。  
目次中「第六十九條の七」を「第六十九條の十」に、「第六十九條の八―第六十九條の十七」を「第六十九條の十一―第六十九條の二十」に、「第六十九條の十八」を「第六十九條の二十一」に改める。

第三十條第二項及び第六十五條の二中「第六十九條の八第一項第一号」を「第六十九條の十一第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に、「第五号の二」を加える。

第六十九條の二第二項第三号中「育成者権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権」に改め、同項に次の一号を加える。  
四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二條第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九條第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

第六十九條の二第二項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。  
第六十九條の三第一項中「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「当該貨物が同号」を「当該貨物がこれらの号」に、「育





ない貨物に係る認定手続)の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事業の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)

第六十九条の十 第六十九条の四第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)の申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の七第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条

第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸出しようとする者に対し、通知日を知りなければならぬ。

3 税関長は、第一項の規定により認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸出されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に必要事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われ、その旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。))について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第六十九条の六の次に次の一条を加える。  
(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の七 特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られたときは、当該貨物に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者又は意匠権者をいう。以下この条において同じ。))又は輸出者(当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者をいう。以下この条において同じ。))は、政令で定めるところにより、第六十九条の三第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知を受けた日(以下この項及び第六十九条の十第二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項及び第二項において「十日経過日」という。))までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該特許権者等及び当該輸出者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過する日(第六十九条の十第一項において「二十日経過日」という。))までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。))に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十五条第一項(登録意匠の範囲)に規定する範囲をいう。第九項

及び第六十九条の九(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)において同じ。)について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の二第二項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした特許権者等又は輸出者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る特許権者等及び輸出者に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の二第二項第三号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸出者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあつてはその求めに係る貨物が第六十九条の二第二項第三号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸出者である場合にあつてはその求めに係る貨物が同号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の三第六項若しくは第六十九条の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

9 税関長は、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項の規定による認定をするために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、当該認定手続に係る貨物が特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができる。

10 第四項から第六項まで及び次条第五項の規定は、前項の規定により意見を求める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、政令で定める。

第七十四条中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改める。  
第七十五条中「第六十九条の七」を「第六十九条の十」に改め、「供託等」の下に「輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等」を加え、「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に、「求め」を「求め・輸出してはな

らない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め・輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等」に、「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改め、「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第九十一条第二号中「第六十九条の八第三項」を「第六十九条の十一第三項」に改め、同条第三号中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に、「第六十九条の十第二項」を「第六十九条の十三第二項」に改める。

第八十条の四第一項中「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「同号」を「同項第三号及び第四号」に、「第六十九条の八第二項」を「第六十九条の十一第二項」に改める。

第九十九条第一項中「第六十九条の八第一項第一号」を「第六十九条の十一第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十九条の八第一項第七号」を「第六十九条の十一第一項第七号」に改める。

第九十九条の二第二項中「第六十九条の八第一項第一号」を「第六十九条の十一第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える。

第九十九条の四中「第六十九条の八第一項」を「第六十九条の十一第一項」に改める。

第八条 関税法の一部を次のように改正する。  
第六十九条の三第一項中「この条から第六十九条の七」を「この条から第六十九条の十」に、「育成者権者等」を「特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは「次条から第六十九条の七」を「次条から第六十九条の八」に、「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「育成

者権者等」を「特許権者等」に改める。  
第六十九条の四第一項中「育成者権者又は不正競争差止請求権者」を「特許権者等」に改め、「自己」の下に「特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは」を加える。  
(関税暫定措置法の一部改正)

第九条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十八年三月三十一日まで」を「平成十九年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五条から第七条の二までを次のように改める。

第五条から第七条の二まで 削除  
第七条の三第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同条第二項第一号中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

第七条の四第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第一号中「第八条の八第一項」を「第八条の七第一項」に、「第三項において同じ」を「以下この条において同じ」に、「輸入数量に」を「輸入数量(平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年における各年度の初日から同年年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの)の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。」に改め、同項第二号中「(第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)」を削り、「輸入数量に」を「輸入数量(平成十八年度においては、当該数量が平成十四年度及



び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。に改め、同条第三項中「第八条の八第一項」を「第八条の七第一項」に改める。

第七条の六第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第二号中「第八条の七第二項」を「第八条の六第二項」に、「第七項において同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第二号中「(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)」を削り、同条第二項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、「(第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。)」を削り、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「輸入数量」とあるのは「輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)」と、同項各号中「国内消費量」とあるのは「国内消費量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量に相当する数量を除く。)」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

第七条の八第一項第二号イ中「並びに次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ」を「次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに第七條の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロ」に改める。

第七条の九第十四項中「第八条の七第一項」を「第八条の六第一項」に、「第八条の八第一項」を「第八条の七第一項」に改める。

第七条の九の次に次の一条を加える。  
(マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(以下「マレーシア協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(マレーシア協定第十九条1の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)の事実(第九項及び第十一項において「マレーシア特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条1の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における関税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、

て、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して四年を超え五年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して五年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合には、マレーシア協定第二十三条4(d)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、マレーシア協定第二十三条4(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7 マレーシアにおいてマレーシア協定第二十三条1の規定による措置(この項及び次項において「マレーシアの緊急措置」という。)がとられた場合には、マレーシア協定第二十三条5(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定め

るところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。ただし、マレーシアの緊急措置がマレーシア協定第二十三条1の規定によりマレーシアにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、マレーシアの緊急措置がとられた日から十八ヶ月を経過していない場合は、この限りでない。

8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はマレーシアの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9 政府は、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができる。国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、マレーシア協定第二十三条9(a)及び(b)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてマレーシア協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該

貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ マレーシア協定の効力発生の日の前日における実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該課税の部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。

14 政府は、マレーシア協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるものは、これらの規定

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の二第三項中「から第八条の五まで」を削る。

第八条の四第一項中「第八条の七第四項」を「第八条の六第四項」に改める。

第八条の五を削り、第八条の六を第八条の五とし、第八条の七を第八条の六とし、第八条の八を第八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(マレーシア協定に基づく関税割当制度)

第八条の八 マレーシア協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、マレーシアが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十三年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条第一項中「、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により関税の還付をする場合」、「第六条第一項及び第七条第一項」及び「関税の還付に係る貨物」を削る。

第十二条の前の見出し及び同条を削り、第十二条の二を第十二条とし、同条の前の見出しとして「罰則」を付する。

第十四条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「前四条」を「前三条」に改める。別表第一中「第八条の六」を「第八条の五」に改める。

別表第一第二二・〇六項の次に次の一項を加える。

二二・〇七 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分の一かんを問わない。)

二二・〇七・一〇 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)

一 アルコール分が九〇%以上のもの

(二) その他のもの

B その他のもの

(1) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの

(4) 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの

一三・四%

一六・九%

二〇・三%

二二・〇七・一〇

別表第一第二二・〇九項を削る。

別表第一第二二・〇一〇・一一号を次のように改める。

二二・〇一・一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

C その他のもの

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(2) その他のもの

(i) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(iii) 平成二〇年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき

一、二四〇

円

一キロリットルにつき

一、一七九

円

一キロリットルにつき

一、一一七

円

無税

一キロリットルにつき

一、一一七

円

|  |  |                                              |                      |
|--|--|----------------------------------------------|----------------------|
|  |  | (iv) 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの      | 一キロリットルにつき<br>一、〇五六円 |
|  |  | (v) 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの       | 一キロリットルにつき<br>九九五円   |
|  |  | (二) 灯油                                       |                      |
|  |  | B その他のもの                                     |                      |
|  |  | (1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。） | 無税                   |
|  |  | (2) その他のもの                                   | 無税                   |
|  |  | (i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの                   | 無税                   |
|  |  | (ii) その他のもの                                  | 無税                   |
|  |  | 1 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの                      | 一キロリットルにつき<br>四九三円   |
|  |  | 2 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの           | 一キロリットルにつき<br>四六四円   |
|  |  | 3 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの           | 一キロリットルにつき<br>四三四円   |
|  |  | 4 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの           | 一キロリットルにつき<br>四〇五円   |
|  |  | 5 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの           | 一キロリットルにつき<br>三七五円   |
|  |  | (三) 軽油                                       |                      |
|  |  | (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの                   | 無税                   |

|  |  |                                                        |                      |
|--|--|--------------------------------------------------------|----------------------|
|  |  | (2) その他のもの                                             | 一キロリットルにつき<br>一、〇九三円 |
|  |  | (i) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの                              | 一キロリットルにつき<br>一、〇二四円 |
|  |  | (ii) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの                  | 一キロリットルにつき<br>一、〇二四円 |
|  |  | (iii) 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの                 | 一キロリットルにつき<br>九五六円   |
|  |  | (iv) 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの                  | 一キロリットルにつき<br>八八七円   |
|  |  | (v) 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの                   | 一キロリットルにつき<br>八一九円   |
|  |  | 別表第一第二七二〇・一九号を次のように改める。<br>二七二〇・一九                     |                      |
|  |  | その他のもの                                                 |                      |
|  |  | 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） |                      |
|  |  | (一) 灯油                                                 |                      |
|  |  | B その他のもの                                               |                      |
|  |  | (1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。）           | 無税                   |
|  |  | (2) その他のもの                                             | 無税                   |
|  |  | (i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの                             | 無税                   |
|  |  | (ii) その他のもの                                            | 無税                   |
|  |  | 1 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの                                | 一キロリットルにつき<br>四九三円   |

|            |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                          |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2          | 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>四六四円                                                                                                       |
| 3          | 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>四三四円                                                                                                       |
| 4          | 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>四〇五円                                                                                                       |
| 5          | 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>三七五円                                                                                                       |
| (二) 軽油     | (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの<br>(2) その他のもの                                                                                                                                                      | 無税                                                                                                                       |
| (i)        | 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                                         | 一キロリットルにつき<br>一、〇九三円                                                                                                     |
| (ii)       | 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>一、〇二四円                                                                                                     |
| (iii)      | 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>九五六円                                                                                                       |
| (iv)       | 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>八八七円                                                                                                       |
| (v)        | 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                                                              | 一キロリットルにつき<br>八一九円                                                                                                       |
| (3) その他のもの | (i) 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの<br>(ii) 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの<br>(iii) 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの<br>(iv) 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの<br>(v) 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの | 無税<br>一キロリットルにつき<br>一、九〇二円<br>一キロリットルにつき<br>一、六一三円<br>一キロリットルにつき<br>一、三二五円<br>一キロリットルにつき<br>一、〇三六円<br>一キロリットルにつき<br>七四八円 |

|  |  |                            |                                  |                          |
|--|--|----------------------------|----------------------------------|--------------------------|
|  |  | (i)                        | 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの            | 一キロリットルにつき<br>二、三八四<br>円 |
|  |  | (ii)                       | 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、九九九<br>円 |
|  |  | (iii)                      | 平成二〇年四月一日から平成二一年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、六一四<br>円 |
|  |  | (iv)                       | 平成二一年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、二二九<br>円 |
|  |  | (v)                        | 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>八四四<br>円   |
|  |  | B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの |                                  |                          |
|  |  | (b) その他のもの                 |                                  |                          |
|  |  | (1) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの   |                                  |                          |
|  |  | (i)                        | 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの            | 一キロリットルにつき<br>一、六八七<br>円 |
|  |  | (ii)                       | 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、四〇〇<br>円 |
|  |  | (iii)                      | 平成二〇年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、一二二<br>円 |
|  |  | (iv)                       | 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>八二四<br>円   |
|  |  | (v)                        | 平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>五三七<br>円   |
|  |  | (2) その他のもの                 |                                  |                          |
|  |  | (i)                        | 平成一九年三月三十一日までに輸入されるもの            | 一キロリットルにつき<br>二、二四六<br>円 |
|  |  | (ii)                       | 平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、八四七<br>円 |
|  |  | (iii)                      | 平成二〇年四月一日から平成二二年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、四四七<br>円 |
|  |  | (iv)                       | 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>一、〇四八<br>円 |
|  |  | (v)                        | 平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日までに輸入されるもの | 一キロリットルにつき<br>六四八<br>円   |

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成一八年三月三十一日」を「平成一九年三月三十一日」に改める。  
別表第三中「第八条の五」を削る。  
別表第三第六六項中「第七二〇二・九二二又は第七二〇二・九三三」を「又は第七二〇二・九二二」に改める。  
別表第四第二項中「第二七〇九・〇〇号」を削る。  
別表第四第七項中「第八条の六第三項」を「第八条の五第二項」に改める。  
第十条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。  
第七条の三第二項第三号の二中「第一一〇二・三〇号」を「第一一〇二・九〇号の三」に改める。

|                                                                                                    |                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第一 第三〇四項中                                                                                        |                                                                                                                                                   |
| 〇三〇四・九九                                                                                            | 〇三〇四・九〇                                                                                                                                           |
| その他のもの                                                                                             | その他のもの                                                                                                                                            |
| 一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属、その他のもの) | 一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロビス属のもの)のうち |
| 〇三〇四・九九                                                                                            | 四・二%                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                                               |                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 別表第一 第四〇六・一〇号及び第四〇六・四〇号中「ブルーベインドチーズ」の下に「及びその他のベニシリウム・ロツクフォルティにより得られる模様を含むチーズ」を加える。                                                                            |                                                        |
| 別表第一 第一一〇二・三〇号を削り、同表第一一〇二・九〇号を次のように改める。                                                                                                                       | 又はエングラウリス属のもの、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロビス属のもの)のうち |
| 一 大麦粉及び裸麦粉のうち                                                                                                                                                 | たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のすり身                         |
| 二 ライ小麦粉のうち                                                                                                                                                    | 四・二%                                                   |
| 三 米粉のうち                                                                                                                                                       |                                                        |
| 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの                                                        |                                                        |
| 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの |                                                        |
| 二五%                                                                                                                                                           | 二五%                                                    |

別表第一第二二〇八・四〇号中「ラム及びタ  
フィア」を「ラムその他これに類する発酵した  
さとうきびの製品から得た蒸留酒」に改める。  
別表第一第六四〇三・二〇号中「第六四〇  
三・三〇号の一及び二の(一)」を削り、同表第六

四〇三・三〇号を削る。  
別表第一第七四〇三・二三号を削る。  
別表第一の三第一一〇二・三〇号を削り、同  
表第一一〇二・九〇号を次のように改める。

|        |                                                             |                                                                |                        |                         |                         |                         |                         |                         |
|--------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 二〇二・九〇 | その他のもの                                                      | 一 大麥粉及び裸麥粉のうち<br>別表第一二〇二・<br>九〇号の一に掲げる税<br>率の適用を受けるもの<br>以外のもの | 一キログラ<br>ムにつき三<br>六円   | 一キログラ<br>ムにつき三<br>五円    | 一キログラ<br>ムにつき三<br>四円    | 一キログラ<br>ムにつき三<br>三円    | 一キログラ<br>ムにつき三<br>二円    | 一キログラ<br>ムにつき三<br>一円    |
|        | 二 ライ小麦粉のうち<br>別表第一二〇二・<br>九〇号の二に掲げる税<br>率の適用を受けるもの<br>以外のもの |                                                                |                        |                         |                         |                         |                         |                         |
|        | 三 米粉のうち<br>別表第一二〇二・<br>九〇号の三に掲げる税<br>率の適用を受けるもの<br>以外のもの    |                                                                | 一キログラ<br>ムにつき三<br>一円三銭 | 一キログラ<br>ムにつき三<br>〇円四七銭 | 一キログラ<br>ムにつき二<br>九円七〇銭 | 一キログラ<br>ムにつき二<br>八円九三銭 | 一キログラ<br>ムにつき二<br>八円一七銭 | 一キログラ<br>ムにつき二<br>七円四〇銭 |
|        |                                                             |                                                                |                        |                         |                         |                         | 一キログラ<br>ムにつき六<br>五円一七銭 | 一キログラ<br>ムにつき五<br>四円    |

別表第一の六第一四の二項中「第一一〇二・  
三〇号」を「第一一〇二・九〇号の三」に改め  
る。  
別表第一の七第七七の二項を削り、同表第四  
九項の次に次の一項を加える。

四九の二 関税率表第一一〇二・九〇号の三に掲げる物品

別表第二第二〇五・〇九項を削る。  
別表第二第二〇五・一・九九号を次のように改  
める。

|        |          |                                              |    |
|--------|----------|----------------------------------------------|----|
| 〇五二・九九 | その他のもの   | 二 動物性の海綿のうち<br>課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満<br>のもの | 無税 |
|        | 三 その他のもの |                                              | 無税 |

別表第二第二〇七〇九・一〇号及び第〇七〇  
九・五二号を削り、同表第〇七〇九・五九号中  
「まつたけ」の下に「及びトリフ」を加え、同  
号の次に次の一号を加える。

|                                         |         |                                                                                  |            |
|-----------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 〇七〇九・九〇                                 | その他のもの  | 二 その他のもののうち<br>アーティチョーク                                                          | 一・五%       |
| 別表第二第二〇七・二二項中                           | 〇七一一・三〇 | ケーパー                                                                             | 七・五%       |
| を                                       | 〇七一一・九〇 | その他の野菜及び野菜を混合し<br>たもの                                                            |            |
|                                         |         | (一) その他のもの                                                                       |            |
|                                         |         | (二) その他のもののうち<br>ケーパー                                                            | 七・五%       |
| 別表第二第二〇八〇二・二二号の次に次の一号を加える。              | 〇八〇二・六〇 | マカダミアナット                                                                         | 二・五%       |
| 別表第二第二〇八〇二・九〇号を次のように改める。                | 〇八〇二・九〇 | その他のもの                                                                           | 無税         |
|                                         |         | 二 ペカン                                                                            |            |
| 別表第二第二〇八一〇・三〇号を削り、同表第〇八一〇・九〇号を次のように改める。 | 〇八一〇・九〇 | その他のもののうち<br>ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし<br>ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラ<br>ント及びグーズベリー | 二・五%<br>三% |

別表第二第二〇八一三・五〇号中「及びマカダ  
ミアナット」を削る。  
別表第二第二〇九一〇・四〇号及び第〇九一  
〇・五〇号を削り、同表第〇九一〇・九九号を  
次のように改める。

|                              |          |                   |      |
|------------------------------|----------|-------------------|------|
| 〇九一〇・九九                      | その他のもの   | 一 カレー             | 三・六% |
|                              | 二 その他のもの | (一) 小売用の容器入りにしたもの | 無税   |
| 別表第二第二一二二・三〇号を削る。            |          |                   |      |
| 別表第二第二一五・一六項の次に次の一項を加<br>える。 |          |                   |      |

|          |  |                                                                                                                    |  |
|----------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 一五・一七    |  | マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)                          |  |
| 一五・一七・九〇 |  | その他のもの                                                                                                             |  |
|          |  | 一 動物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。))を含み、その他の調製をしたものを除く。 |  |
|          |  | (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの                                                                 |  |
|          |  | 二 植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。))を含み、その他の調製をしたものを除く。 |  |
|          |  | (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの                                                                 |  |
|          |  | (二) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの                                                                 |  |
|          |  | 無税                                                                                                                 |  |
| 二〇〇五・九〇  |  | その他の野菜及び野菜を混合したもの                                                                                                  |  |
|          |  | 二 その他のもの                                                                                                           |  |
|          |  | (一) ヤングコーンコブのうち                                                                                                    |  |
|          |  | 四 気密容器入りのもの                                                                                                        |  |
|          |  | 五 サワークラウト                                                                                                          |  |
|          |  | 六 その他のもの                                                                                                           |  |
|          |  | A 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)                                                                           |  |
|          |  | B その他のもの                                                                                                           |  |
|          |  | (a) にんにくの粉                                                                                                         |  |
|          |  | 九・六%                                                                                                               |  |
|          |  | 八%                                                                                                                 |  |
| 二〇〇五・九九  |  | その他の野菜及び野菜を混合したもの                                                                                                  |  |
|          |  | 二 その他のもの                                                                                                           |  |
|          |  | 無税                                                                                                                 |  |

|   |  |                                          |  |
|---|--|------------------------------------------|--|
| を |  | (一) ヤングコーンコブのうち                          |  |
|   |  | 四 気密容器入りのもの                              |  |
|   |  | 五 サワークラウト                                |  |
|   |  | 六 その他のもの                                 |  |
|   |  | A 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) |  |
|   |  | B その他のもの                                 |  |
|   |  | (a) にんにくの粉                               |  |
|   |  | 九・六%                                     |  |
|   |  | 八%                                       |  |
|   |  | に改める。                                    |  |

|                   |  |                                                |  |
|-------------------|--|------------------------------------------------|--|
| 別表第三第二項を次のように改める。 |  | 二 関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品                          |  |
|                   |  | 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの |  |
|                   |  | 関税率表第二八五二・〇〇号の二の(三)に掲げる物品のうち水銀の炭化物             |  |
|                   |  | 〇・〇                                            |  |

|                                     |  |                                                  |  |
|-------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--|
| 別表第三第一四項中「関税率表」の下に「第三〇〇六・九一及び」を加える。 |  | 別表第三第三項中「第四四〇九・二〇号の三の(一)」を「第四四〇九・二九号の三の(一)」に改める。 |  |
|                                     |  | 別表第三第二七項を次のように改める。                               |  |

|                                       |  |     |  |
|---------------------------------------|--|-----|--|
| 二七 関税率表第四四〇九・二一号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品 |  | 〇・六 |  |
|---------------------------------------|--|-----|--|

|                                                                                  |  |                                                               |  |
|----------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------|--|
| 別表第三第二九項中「第四四二一・二三号、第四四二一・二三号、第四四二一・二九号、第四四二一・九三三号」を「第四四二一・一〇号の二、第四四二一・九四号」に改める。 |  | 一、第四四二一・二三号及び第四四二一・三九号」に改める。                                  |  |
|                                                                                  |  | 別表第三第三項中「第四四二一・一三三、第四四二一・一四号及び第四四二一・一九号」を「第四四二一・一〇号の一、第四四二一・三 |  |
|                                                                                  |  | 別表第三第三六項中「第五八〇三・九〇号の                                          |  |



一の(一)を「第五八〇三・〇〇号の二の(一)」に改める。

一の(一)を「第五八〇三・〇〇号の二の(一)」に改める。

別表第三第四三項を次のように改める。

別表第三第四一項中「第五八〇三・一〇号」

四三

関税率表第五四〇二・二〇号の二の(一)、第五四〇二・二三号の二の

○  
・  
六

ける物品  
関税率表第五四〇二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち  
ポリエステルのもの

別表第三第四五項中「第五六〇四・二〇号」を「第五七〇二・五〇号」に改める

二の(二)又は第五六〇四・九〇号の二」を「第五六〇四・九〇号の一の(二)のB又は三」に改める。

別表第三第五二項中「第六〇〇二・九〇号」を「第三〇〇六・一〇号の一の(二)、第六〇〇二・

別表第三第五三項中「第六一〇九・一〇号の九〇号」に改める。

別表第三第五〇項中「第五七〇二・五一号、第五七〇二・五二号、第五七〇二・五九号」を一、」を削る。

別表第三第五四項中  
附屬品

附属品

を削る。

別表第三第五項中「第六三〇二・五二号」を削る。

及び「第六三〇二・九二号」を削る。

別表第四第五項中「関税率表第四三〇二・

別表第三第七一項中「第七四〇七・二九号」を「第七四〇七・二九号の二」に改める。

三号に掲げる物品」を削る。

別表第四第六項を次のように改める。

別表第三第七項中「第八一二・四〇号」

六 関税率表第四四二・一〇号の一、第四四二・三二号、第四四二・三三号又は第四四二・三九号に掲げる物品

別表第五第二項中

関税率表第三〇四・一〇号の二(二)に掲げる物品のうち  
バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、  
たい及びさめ  
関税率表第三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうち  
まぐろ(トウヌス属のもの)、かじき(まかじき科又はめかじき科のもの)  
及びめろ(デイスステイクス属のもの) 以外のもの

関税率表第三〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品のうち

たい及びさめ

関税率表第三〇四・二九号の二に掲げる物品のうち

まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) 以外のもの

に改める。

三の(一)に改める。

三の(一)に改める。

別表第五第二三項中「第五二一〇・一二号」、「第五二一〇・二三号」及び「第五二一〇・四二号」を削り、「第五二一・二二一號、第五二一・二三号、第五二一・二九号」を「第五二一・二〇号」に改め、「第五二〇八・五三号」及び「第五二一〇・五三号」の一、二若しくは三」を削る。

別表第五第二項中「第四六〇一・二〇号の一又は第四六〇一・九一号の三の(一)」を「第四六〇一・二九号の一又は第四六〇一・九四号の一の(一)」を「第五八〇三・〇〇号の二の(二)」に改める。

別表第五第二六項中「第六二〇九・一〇号の二の(一)及び  
の(二)に掲げる物品のうち」を削る。

別表第五第二七項中「第六三〇三・一一号」を削る。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節

名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第百九条の前に一条を加える改正規定、同法第百九条の改正規定、同法第百九条の二の改正規定、同法第一百十二条の改正規定、同法第百十三条の四の改正規定、同法第百十七条の改正規定（「第百九条」を「第百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第百十

八条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十五条の規定 平成十八年六月一日

二 第六条の規定 平成十八年七月一日

三 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七条中同法第六十九条の二第二項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第八十条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十條の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定 平成十九年一月一日

四 第七条中関税法第三十条及び第六十五条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。）、同法第六十九条の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第九十九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日

五 第七条中関税法目次の改正規定、同法第三十条及び第六十五条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分を除く。）、同法第六十九条の二第一項第三

号の改正規定、同法第六十九条の六第三項の改正規定、同法第六十九条の八の改正規定、同法第六章第四節第三款中同条を第六十九条の二十一とする改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同節第二款中同条を第六十九

九条の二十とする改正規定、同法第六十九条の十六の改正規定、同条を同法第六十九条の十九とする改正規定、同法第六十九条の十五の改正規定、同条を同法第六十九条の十八とする改正規定、同法第六十九条の十四の改正規定、同条を同法第六十九条の十七とする改正規定、同法第六十九条の十三の改正規定、同条を同法第六十九条の十六とする改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同条を同法第六十九条の十五とする改正規定、同法第六十九条の十一を同法第六十九条の十四とする改正規定、同法第六十九条の十を同法第六十九条の十三とする改正規定、同法第六十九条の八を第六十九条の十一とする改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分に限る。）、同節第一款中同条を第六十九条の八とする改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第六十九条の六の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分を除く。）、同法第九十一条の改正規定、同法第九十九条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分を除く。）、同法第三号及び第四号に改める部分を除く。）、同法第九十九条の改正規定、同法第九十九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分を除く。）並びに同法第六十三条の四の改正規定並びに第八条の規定

並びに附則第十四条の規定 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第一条第二号に規定する日

六 第五条中関税法第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第九十七条の改正規定、同法第一百零三条の改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条の改正規定及び同法第一百七十七条の改正規定（「第九十九条」を「第一百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を改める部分を除く。）並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第一条中関税定率法第九條の改正規定、第九條中関税暫定措置法第七條の八の改正規定、同法第七條の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八條の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八條の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日（処分等に関する経過措置）

第二条 前条第一号に定める日前にした第二条の規定による改正前の関税定率法第二十一条から第二十二條までの規定又はこれらの規定に基づく命令による処分、手続その他の行為は、第五條の規定による改正後の関税法第六十九條の八から第六十九條の十八までの規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 第五条の規定による改正後の関税法第十二条の三第二項、第五項及び第七項の規定は、次に掲げる貨物に係る関税については、適用しないものとし、当該関税に係る無申告加算税の賦課については、なお従前の例による。

一 附則第一条第三号に定める日前に輸入された貨物（次号に掲げる貨物を除く。）  
二 関税法第七條の二第二項に規定する特例申告に係る貨物であつて同項に規定する輸入の許可の日の属する月の翌月末日が附則第一条第三号に定める日前に到来するもの

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第四条 この法律の施行前に第九條の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六條第一項又は第七條第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八條の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。  
一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の(1)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(1)及びBの(1)に掲げる物品（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置）

第五条 附則第一条第一号に定める日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日前となる場合には、同号に定める日から同法の施行の日の前日までの間における組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）別表第三十号の規定の適用については、同号中「第九九条（輸入禁制品の輸入又は第九九条の二（輸入禁制品の保税地域への蔵置等）」とあるのは、「第九八条の四から第九

九条の二まで（輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への搬置等）とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条まで」の下に「第二十條の二第一項及び第二項」を加え、「及び第二十五條」を「並びに第二十五條」に改め、同項ただし書中「第十五條第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録」を「第十五條第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）」に改め、同条第四項中「第二十條」の下に「及び第二十條の二第三項」を加える。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六 関税暫定措置法第七条の第十二項（マ

レーシアの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

第十四条第二項中「第二号（関税率法第八條第十一項に係る部分に限る。）及び第三号から第五号までに係る部分に限る。」を「第一号及び第二号（関税率法第八條第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十條の四第一項第二号中「第二七・一〇・一〇の（一）の（C）の（1）」を「第二七・一〇・一〇の（一）の（C）の（1）」に改め、同項第四号中「第二七・一〇・一九号の（一）の（A）の（2）の（i）」を「第二七・一〇・一九号の（一）の（A）の（b）の（1）」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第十条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第八條の六第二項」を「第八條の五第二項」に改める。

（通関業法の一部改正）

第十一条 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第四号イ中「第百九條」を「第百八條の四」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第十二條 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一條第四項」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九條の九第一項」に、「第二十一條の二第一項」を「第六十九條の十第一項」に改める。

第八條第三号中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、「関税率法第二十一條第一項第九号」を「同法第六十九條の八第一項第九号」

に、「関税法第百九條第二項」を「同法第百九條第二項」に改める。

第十三條 弁理士法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「昭和二十九年法律第六十一号」の下に「第六十九條の三第一項及び」を、「同法」の下に「第六十九條の四第一項及び」を加える。

第八條第三号中「関税法」の下に「第百八條の四第二項（同法第六十九條の二第一項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（同法第百八條の四第二項に係る部分に限る。）」を、「第百十二條第一項（同法）の下に「第百八條の四第二項及び」を加える。

第十四條 弁理士法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「第六十九條の九第一項」を「第六十九條の十二第一項」に、「第六十九條の十第一項」を「第六十九條の十三第一項」に改める。

第八條第三号中「第六十九條の二第一項第四号」を「第六十九條の二第一項第三号及び第四号」に、「第六十九條の八第一項第九号」を「第六十九條の十一第一項第九号」に改める。

（株式会社等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五條 株式会社等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六條を次のように改める。

（関税法の一部改正）

第四十六條 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九條の六第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九條第一項（振替社債等の供託）」に規

定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百條第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

第六十九條の十二第三項中「社債等の振替に関する法律第百二十九條第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百條第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

（検討）

第十六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五條の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。





平成十八年三月三十日印刷

平成十八年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P